

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月30日

【中間会計期間】 2019年度中（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）  
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント  
セルジオ P. エルモッティ  
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）  
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー  
カート・ガードナー  
（Kirt Gardner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45  
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland）  
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1  
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福原 亮輔  
弁護士 星野 慶史  
弁護士 横山 晃大

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG（連結ベース）」又は「UBS AG（連結）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を、また、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、2019年9月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン=107.26円又は1米ドル=106.14円）により行われている。
- (注3) 2018年から、割合、絶対数の変動、変化率及び調整後の数値は、端数処理をしていない数値に基づき計算している（端数処理をして計算されている、表に示される数値から得られる本文中の変動情報を除く。）。従前の期間については、当該数値は、表や本文に示される端数処理後の数値に基づき計算している。2018年より前に算出された数値については、金額、フルタイム換算による人数及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

2019年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース、国際財務報告基準(IFRS)に基づく開示)

(単位：百万米ドル(億円)、別掲されている場合を除く)(注1)

(連結)	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2019年 6月30日	2018年 6月30日	2017年 6月30日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
営業収益合計	14,975 (15,894)	16,033 (17,017)	15,174 (16,106)	30,642 (32,523)	30,044 (31,889)
営業費用合計	11,864 (12,592)	12,557 (13,328)	12,043 (12,782)	25,184 (26,730)	24,969 (26,502)
税引前営業利益/(損失)	3,110 (3,301)	3,476 (3,689)	3,130 (3,322)	5,458 (5,793)	5,076 (5,388)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	2,375 (2,521)	2,692 (2,857)	2,313 (2,455)	4,107 (4,359)	758 (805)
株主に帰属する包括利益合計	3,363 (3,569)	2,098 (2,227)	3,641 (3,865)	3,961 (4,204)	1,552 (1,647)
資産合計	968,645 (1,028,120)	953,638 (1,012,191)	929,393 (986,458)	958,055 (1,016,880)	940,020 (997,737)
株主に帰属する持分	52,359 (55,574)	50,391 (53,485)	54,063 (57,382)	52,256 (55,465)	51,987 (55,179)
利益剰余金	22,017 (23,369)	21,886 (23,230)	23,653 (25,105)	23,317 (24,749)	22,189 (23,551)
資本金	338 (359)	338 (359)	338 (359)	338 (359)	338 (359)
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%) (注2)	13.7	13.4	13.8	13.2	14.0
ゴーイングコンサーン・ベースの 自己資本比率(%) (注2)	17.8	16.2	15.3	16.1	15.6
リスク加重資産(注2)	261,364 (277,412)	253,873 (269,461)	246,493 (261,628)	262,840 (278,978)	242,725 (257,628)
総損失吸収力比率(%) (注2)	33.0	31.7	29.7	31.3	31.4
レバレッジ比率分母(注2)	911,601 (967,573)	911,453 (967,416)	898,141 (953,287)	904,458 (959,992)	910,133 (966,015)
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (%) (注2)	3.94	3.73	3.78	3.83	3.75
ゴーイングコンサーン・ベースの レバレッジ比率(%) (注2)	5.1	4.5	4.2	4.7	4.2

総損失吸収力レバレッジ比率(%) (注2)	9.5	8.8	8.1	9.1	8.4
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出) (注3)	1,213 (1,287)	16,144 (17,135)	-23,812 (-25,274)	27,744 (29,447)	-53,147 (-56,410)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出) (注3)	-531 (-564)	-3,265 (-3,465)	1,029 (1,092)	-5,918 (-6,281)	5,444 (5,778)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出) (注3)	-11,964 (-12,699)	4,609 (4,892)	18,122 (19,235)	963 (1,022)	27,758 (29,462)
現金及び現金同等物期末残高	115,183 (122,255)	120,220 (127,602)	119,843 (127,201)	125,853 (133,580)	104,787 (111,221)
従業員数(人) (フルタイム換算)	47,072	46,597	48,476	47,643	46,009

(注1) 2018年10月1日より、UBSグループAG及びUBS AGのスイス本店の機能通貨がスイス・フランから米ドルに変更され、UBS AGのロンドン支店の業務に使用される機能通貨も英ポンドから米ドルに変更されている。この変更に関して、2018年第4四半期の報告から、UBSグループAGとUBS AGの連結財務諸表の表示通貨はスイス・フランから米ドルに変更されている。従前の期間は、この表示通貨の変更に関し、修正再表示されている。資産、負債及び資本合計は、各貸借対照表日における決算日為替レートで米ドルに換算され、収益及び費用は関連ある期間の平均レートで換算された。

(注2) 2020年1月1日現在のスイスのシステム上関連ある銀行(SRB)の枠組みに基づいている。

(注3) 2017年6月30日現在に関して開示された米ドル額は、元々スイス・フランで公表されたキャッシュ・フローを当該半期の平均為替レートで米ドルに換算した数値を表示している。これは、簡易的換算手法であり、IAS第21号外国為替レート変動の影響に従い米ドルを表示通貨として修正再表示された数値ではない。

(2) UBS AG (単体ベース) (スイスにおける会計原則及び法律に基づく。)

(単位: 百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2019年 6月30日	2018年 6月30日	2017年 6月30日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
当期純利益/(損失)	3,102 (3,327)	3,589 (3,850)	1,228 (1,317)	3,269 (3,506)	909 (975)
営業収益合計	7,116 (7,633)	7,745 (8,307)	5,958 (6,391)	11,853 (12,714)	10,297 (11,045)
資産合計	489,027 (524,530)	488,503 (523,968)	453,591 (486,522)	472,184 (506,465)	476,977 (511,606)
資本合計	49,697 (53,305)	50,472 (54,136)	50,266 (53,915)	50,250 (53,898)	49,947 (53,573)
資本金	386 (414)	386 (414)	386 (414)	386 (414)	386 (414)

2【事業の内容】

2019年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

当グループは、2019年第1四半期以降、IFRS第8号業務セグメントを遵守し、コーポレート・センター全体のみの業績を開示しており、コーポレート・センター・サービス、グループALM、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオを個別に報告していない。また、事業運営上、グループ財務部門をグループALMと統合し、これを統合された機能としてのグループ財務部門と呼んでいる。この機能の業績に関する注釈は、当グループの四半期及び年次報告書のコーポレート・センターの経営陣による検討及び分析に含まれており、この部門の総収益情報は、独立した勘定項目として純資金業務関連収益に表示されている。従前の期間についての情報は修正再表示されている。また、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに係る配分後の純営業収益及び営業費用の情報は、別個の勘定項目で開示している。

当グループは、2019年6月、日本において、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（以下「三井住友トラスト・ホールディングス」という。）との間で、ウェルス・マネジメントに関する戦略的な提携を行うことを発表した。UBS及び三井住友トラスト・ホールディングスは、必要となる全ての規制上の認可及びその他の承認を受けることを条件に、マーケティング合併会社の設立を通じて、2019年末から互いの商品やサービスを各々の現在及び将来の顧客に提供する予定である。同様の承認を条件として、2021年に事業運営上の合併会社が設立され、UBSがその51%を保有及び統制することになり、UBSは会計及び規制報告に関して新会社を整理することが求められる。UBS及び三井住友トラスト・ホールディングスは、合併会社の全体の取り決めを通じて、各会社が現在単独で提供するよりも、幅広い商品及びサービスを提供できるようになる。

2019年4月1日より、当グループの破綻処理の実行可能性を改善するためのUBSの取り組みの一環として、UBS AGが行っていたスイスのアセット・マネジメント事業をUBS AGからその間接子会社であるUBSアセット・マネジメント・スイスAGに移転した。この譲渡により、当グループはスイスのアセット・マネジメント事業及び米国外の全てのアセット・マネジメントの子会社を、別のアセット・マネジメントのサブグループ構造に移転し終えた。

当グループは、戦略的イニシアチブを継続して実行し、かつ、当グループの技術力を活用し、当グループの強みを強固にし、成長分野の資源に焦点を当てる戦略的な最適化の機会を検討していく。これらの機会には、戦略的パートナーシップ、事業部門間の更なる協力、当グループのビジネスモデルの発展、及び当グループの法人の最適化が含まれる可能性がある。

### 3【関係会社の状況】

2019年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

### 4【従業員の状況】

従業員数（2019年6月30日現在のフルタイム換算）

	(人)
グローバル・ウェルス・マネジメント	22,883
パーソナル&コーポレート・バンキング	5,097
アセット・マネジメント	2,240
インベストメント・バンク	4,999
コーポレート・センター	11,854
UBS AG及びその子会社	47,072

## 第3【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2019年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2019年6月30日現在において判断したものである。

### 規制及び法律の動向

#### スイス法人税改革

2019年5月、スイスの有権者は、法人税の優遇制度を廃止し、経済協力開発機構（OECD）の基準に沿った一連の税制措置を導入するとともに、スイスの事業拠点としての競争力を維持することを目指した法人税改革措置を可決した。この税制改革による連邦政府の変更は、州レベルで現在検討されている税率引き下げやその他の変更によって、当該改革によって生じる増加の大部分が相殺されると予想されるため、当グループの税費用に大きな影響を与えることはないと予想される。連邦政府の改革は2020年1月1日に発効する。

また、改革措置では、証券取引所に株式を上場しているスイスに所在する会社に対し、配当の50%以下については資本準備金から支払うことができ、また、償還のための株式買戻しの少なくとも50%については資本準備金から支払わなければならない、いずれの場合も残りは利益剰余金から支払わなければならないことを規定している。

その結果、2019年度の配当を含め、2020年1月1日以降に支払われる配当総額の少なくとも50%は、利益剰余金から支払われ、35%のスイス源泉徴収税が課せられる。2019年6月30日現在、UBSは、配当又は株式買戻しのいずれかによる株主への将来の配当のため、承認された資本準備金として130億米ドルを保有していた。

また、2019年1月1日付でスイス税法が改正され、損失吸収その他tier 1証券又は総損失吸収力（TLAC）適格非劣後無担保債務を発行しているシステム上関連ある銀行の持株会社に適用されるようになったことにより、UBSはもはや、UBSグループ・ファンディング（スイス）AGから当該証券を発行せず、既存の証券は、2019年下半年にUBSグループAGに移管されることとなった。

#### スイスの取引施設に関するEUの同等性決定

欧州委員会は、2019年6月18日、スイスとEUとの間の制度的枠組みに関する協定の締結に向けた進展が見られなかったことを理由として、スイスの取引施設の同等性に関する決定を2019年6月末を越えて延長しないことを決定した。これを受け、スイス連邦参事会は、スイス証券取引所のインフラを保護するための緊急時対策を発動し、これは2019年7月1日付で発効した。このスイスの緊急時対策は、スイスの法人が発行した株式の取引を認めた外国の取引施設の認定要件を導入し、全てのEUの取引施設は相互関係の欠如により認定が取り消された。

この措置を遵守するため、EUの取引施設におけるスイス株式の取引は中止され、EUの取引施設が存在しない場合にEU法に基づいて認められているとおり、2019年7月1日付でEUからスイスの取引施設へと変更された。

当グループはこのシナリオに備えており、2019年7月1日現在、スイス株式の関連ある取引フローをEUからスイスの取引施設へと変更しており、UBSにとっての調整コストは限定的である。

#### BCBSによるレバレッジ比率における当初証拠金の相殺及び新たな開示要件

パーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、顧客清算型デリバティブのレバレッジ比率の測定を、カウンターパーティの信用リスク・エクスポージャーを測定する標準的な手法（SA-CCR）と整合させることに合意した。当グループでは、これらの規定は2022年1月1日に発効するものと予想している。この取扱いにより、顧客から受領した現金及び現金以外の分離された当初証拠金並びに現金及び現金以外の変動証拠金の両方が、顧客清算型デリバティブのみの再調達コスト及び潜在的な将来のエクスポージャーを相殺することがで

きる。これは、2022年1月1日に発効するバーゼル 自己資本の枠組みの最終化によるレバレッジ比率分母への潜在的影響を緩和する一助となる。

また、BCBSは、2022年1月1日に発効する新たな開示基準を導入した。この基準では、銀行が証券金融取引の四半期末時点及び日次の平均値に基づくレバレッジ比率を開示するための追加的な要件が規定されている。

#### スイス銀行法改正に関する協議

2019年3月、スイス連邦参事会は、スイス銀行法の一部改正に関する協議プロセスを開始した。協議プロセスは2019年6月に終了した。

提案されている預金者保護スキームを強化するための措置の中には、銀行が証券又は現金で預金保護スキームのために拠出義務の半分をカスタディアンに預け入れることを要求するものがある。

間接保有証券法の整備により、間接保有証券の全てのカスタディアンは、自らのポートフォリオと顧客のポートフォリオとを分離することが義務付けられる。

当グループでは、最終的な規則は2021年以降に発効し、スイスに本拠を置く当グループの全ての会社に、中程度の追加費用が発生すると予想している。

#### 米国の最善の利益規則

米国証券取引委員会（SEC）は、個人投資家の保護を強化するための規則及び解釈を採択した。この新しい規則の発効日は2020年6月30日の予定である。この新しい規則は、ブローカー・ディーラー及び投資アドバイザーに対する法的要件や開示義務を、投資家の合理的な期待に沿わせることを意図しているが、一方で、選択及びコストの観点から、様々な投資サービス及び商品へのアクセスを維持することを目的としている。

最善の利益規則は、ブローカー・ディーラーの注意義務を現行の「適合性」要件から、新たに定義された「最善の利益」基準に引き上げる。この基準は、リテール顧客に提供される証券取引又は証券への投資戦略に適用され、ブローカー・ディーラーがリテール顧客の利益よりも自己の経済的利害関係を優先して推奨を行うことができないことを明確にする。この規則はまた、新たな開示要件及び追加的なコンプライアンス・プログラム要件を創出する。これらの変更を実施するには、UBSの米国のブローカー・ディーラーの業務及び監督上の変更が必要となる。

#### SECによる米国証券ベースのスワップ規制に関するクロスボーダー申請の修正 / 証券ベースのスワップ・ディーラーのための資本、証拠金及び分離規定

SECは、最近、以前提案した米国証券ベースのスワップ規制に関するクロスボーダー申請方法の修正、並びに証券ベースのスワップ・ディーラーのための資本、証拠金及び分離規定の採用を提案した。

米国証券ベースのスワップ規制に関するクロスボーダー申請の修正は、米国外のディーラーにSECへの登録を要求することなく、米国外の証券に基づくスワップ・ディーラーによる米国外の者との取引に、米国に拠点を置く人員がより多く関与することを可能にする。SECはまた、米国外のディーラーの帳簿及び記録へのアクセスに関する表明や法的意見の要求並びに代替遵守の要求など、登録要件に関する解釈指針を提案した。当グループでは、UBS AGがおそらく2021年以降、証券ベースのスワップ・ディーラーとしてSECに登録する必要があると引き続き予想している。

#### IBORからの移行に関連した動向

代替参照金利（ARR）の流動性及び活動は、世界の市場で進展を続けており、銀行間取引金利（IBOR）からの移行に伴う残された課題の解決に向けた取組みが進められている。規制当局は、2021年末までのARRへの移行に引き続き焦点を当てている。

2019年5月、国際会計基準審議会（IASB）は、この不確実な期間中に何らかの救済を提供するために、IBORが置き換えられる前に生じるヘッジ会計の問題に対応する基準金利改革に関する公開草案を公表し、置き換え後に生じると予想される問題について取り組みを続けている。

当グループはIBORに連動する契約を多数有している。新しい無リスクのARRは、現在のところ期間構造を提供しておらず、従って、現在のオーバーナイト以外の指数連動商品の契約条件は変更が必要になると考えられる。当グループは、組織横断的、地域横断的なガバナンス体制及び変更プログラムを構築し、移行の規模と複雑さに対応している。



## 2【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。2019年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

## 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2019年6月30日現在において判断したものである。

### UBS AG連結 主要な数値

単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	現在又は終了四半期				現在又は累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年12月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
<b>業績</b>						
営業収益	7,632	7,343	7,083	7,732	14,975	16,033
営業費用	5,975	5,890	6,667	6,154	11,864	12,557
税引前営業利益/(損失)	1,657	1,454	416	1,579	3,110	3,476
株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,307	1,069	272	1,281	2,375	2,692
<b>収益性及び成長性<sup>1</sup></b>						
株主資本利益率(単位：%) <sup>2</sup>	9.9	8.1	2.1	9.9	9.0	10.3
有形資本利益率(単位：%) <sup>3</sup>	11.3	9.3	2.4	11.3	10.3	11.8
普通株式等Tier 1自己資本利益率 (単位：%) <sup>4</sup>	14.8	12.3	3.1	14.8	13.5	15.6
総リスク加重資産利益率(単位：%) <sup>5</sup>	11.6	11.1	11.0	11.9	11.4	12.5
総レバレッジ比率分母利益率(単位：%) <sup>5</sup>	3.4	3.2	3.1	3.4	3.3	3.5
費用対収益比率(単位：%) <sup>6</sup>	78.2	80.0	93.4	79.3	79.1	78.1
純利益成長率(単位：%) <sup>7</sup>	2.0	(24.3)		16.4	(11.8)	16.4
<b>財源</b>						
資産合計	968,645	956,737	958,055	953,638	968,645	953,638
株主に帰属する持分	52,359	53,216	52,256	50,391	52,359	50,391
普通株式等Tier 1自己資本 <sup>8</sup>	35,881	34,933	34,608	33,984	35,881	33,984
リスク加重資産 <sup>8</sup>	261,364	266,581	262,840	253,873	261,364	253,873
普通株式等Tier 1自己資本比率(単位：%) <sup>8</sup>	13.7	13.1	13.2	13.4	13.7	13.4
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 (単位：%) <sup>8</sup>	17.8	17.0	16.1	16.2	17.8	16.2
総損失吸収力比率(単位：%) <sup>8</sup>	33.0	32.2	31.3	31.7	33.0	31.7
レバレッジ比率分母 <sup>8</sup>	911,601	911,410	904,458	911,453	911,601	911,453
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (単位：%) <sup>8</sup>	3.94	3.83	3.83	3.73	3.94	3.73
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比 率(単位：%) <sup>8</sup>	5.1	5.0	4.7	4.5	5.1	4.5
総損失吸収力レバレッジ比率(単位：%) <sup>8</sup>	9.5	9.4	9.1	8.8	9.5	8.8
<b>その他</b>						
投資資産(単位：十億米ドル) <sup>9</sup>	3,381	3,318	3,101	3,271	3,381	3,271
従業員数(単位：人、フルタイム換算) <sup>10</sup>	47,072	47,773	47,643	46,597	47,072	46,597

<sup>1</sup> 当グループの業績目標については、2019年6月28日提出のUBS AGの有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に含まれる「業績目標及び業績測定」を参照。<sup>2</sup> 株主に帰属する当期純利益（場合により年率換算）を株主に帰属する平均株主資本で除して計算されている。<sup>3</sup> 株主に帰属する当期純利益（場合により年率換算）を平均のれん及び無形資産控除後の株主に帰属する平均株主資本で除して計算されている。2019年1月1日より、有形資本利益率の分子の定義は、株主資本利益率及びCET1自己資本利益率の分子に合わせて修正されている（つまり、のれん及び無形資産の償却及び減損については調整されなくなった）。過年度は修正再表示されている。<sup>4</sup> 株主に帰属する当期純利益（場合により年率換算）を平均普通株式等Tier 1自己資本で除して計算されている。<sup>5</sup> 信用損失費用 / 戻入考慮前営業収益（場合により年率換算）を平均リスク加重資産で除して、信用損失費用 / 戻入考慮前営業収益（場合により年率換算）を平均レバレッジ比率分母で除してそれぞれ計算されている。<sup>6</sup> 営業費用を信用損失費用 / 戻入考慮前営業収益で除して計算されている。<sup>7</sup> 比較期間から当期までにおける継続事業からの株主に帰属する当期純利益の変動を比較期間の継続事業からの株主に帰属する当期純利益で除して計算されている。<sup>8</sup> 2020年1月1日現在のスイスのシステム上関連ある銀行の枠組みに基づく。詳細については、UBSグループの2019年第2四半期財務報告書（英文）（<https://www.ubs.com/global/en/investor-relations/financial-information/quarterly-reporting/2019.html>にて参照されたい。）の「Capital Management」のセクションを参照。<sup>9</sup> グローバル・ウェルス・マネジメント部門、アセット・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の投資資産を含む。<sup>10</sup> 2019年6月30日現在、各事業部門及びコーポレート・センターの従業員の内訳は以下の通りであった。グローバル・ウェルス・マネジメント部門：22,883人、パーソナル&コーポレート・バンキング部門：5,097人、アセット・マネジメント部門：2,240人、インベストメント・バンク部門：4,999人、コーポレート・センター：11,854人。

## 表示通貨の変更

2018年10月1日より、UBS AGの連結財務書類の表示通貨は、スイス・フランから米ドルに変更されている。本書に記載されている2018年第4四半期より前の期間に関する比較情報は、修正再表示されている。資産、負債及び資本合計は、各貸借対照表日における決算日為替レートで米ドルに換算され、収益及び費用は当該期間の平均レートで換算された。

## UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

下記の表には、UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間における主要な財務及び資本情報の比較が含まれている。

国際財務報告基準（IFRS）に基づきUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の連結財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、一部の範囲及び表示については以下の差異が存在する。

- UBSグループAG及びその直接所有子会社（UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。）に関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAG及びその直接所有子会社（UBSビジネス・ソリューションズAG及びその他の共通業務を行う子会社を含む。）との取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。UBSビジネス・ソリューションズAG及びその他の共通業務を行うUBSグループAGの子会社は、発生した費用をそのマークアップを含め、提供した業務について、UBS AGの連結範囲に含まれるその他の法人に請求する。

- 2019年6月30日現在、UBSグループAG（連結）の資本は、UBS AG（連結）の資本を8億米ドル上回った。これは主に、UBSグループAGによる配当の分配と比較して、UBS AGがUBSグループAGに支払った配当が多かったこと、並びに前述した共通業務を行うUBSグループAGの子会社がUBS AGの連結範囲に含まれるその他の法人に請求するマークアップに主に関連してUBSグループAG（連結）の財務書類における利益剰余金が上回ったことに起因していた。これらの影響は、UBSグループAG及びUBSグループAGの完全子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGの設立に関連して、UBS AG（連結）レベルで追加認識された資本剰余金により一部相殺された。UBSグループAGはまた、当グループの大半の報酬制度で付与者となっており、付与された持分決済報奨に関する資本剰余金を認識するが、その一部は、関連する株式交付債務をヘッジするのに保有された自己株式及び当グループの株式買戻しプログラムの一環として取得された自己株式により相殺された。

- 2019年6月30日現在、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を35億米ドル下回った。これは、その他Tier 1（AT1）自己資本44億米ドルを反映したものであったが、普通株式等Tier 1（CET1）自己資本が9億米ドル上回ったことにより一部相殺された。

・ 2019年6月30日現在、UBS AG（連結）のCET1自己資本は、UBSグループAG（連結）のCET1自己資本を9億米ドル上回った。このCET1自己資本における差異は、UBSグループAGレベルの報酬関連の規制資本の見越計上を主因としているが、前述した資本における差異により一部相殺された。

・ 2019年6月30日現在、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本は、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本を44億米ドル下回り、これは、繰延条件付資本制度報奨及びAT1資本性証券を反映していた。AT1資本性証券は、スイスの新しいISRBの枠組みの導入後に、UBSグループAGの直接子会社であるUBSグループ・ファンディング（スイス）AGにより発行されたものであり、UBS AGの連結レベルではゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力としてのみ適格である。

[次へ](#)

## UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)の比較

単位：百万米ドル、 別掲されている場合を除く	2019年6月30日現在又は 同日終了四半期			2019年3月31日現在又は 同日終了四半期			2018年12月31日現在又は 同日終了四半期		
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)
<b>損益計算書</b>									
営業収益	7,532	7,632	(100)	7,218	7,343	(125)	6,972	7,083	(111)
営業費用	5,773	5,975	(202)	5,672	5,890	(217)	6,492	6,667	(176)
税引前営業利益/(損失)	1,759	1,657	102	1,546	1,454	92	481	416	65
内、グローバル・ウェルス・マネジメント	874	857	17	863	848	16	327	316	11
内、パーソナル&コーポレート・バンキング	390	392	(2)	387	386	1	644	645	(1)
内、アセット・マネジメント	124	124	0	103	103	0	106	105	1
内、インベストメント・バンク	427	419	8	207	187	20	(78)	(79)	1
内、コーポレート・センター	(56)	(135)	79	(15)	(71)	56	(518)	(571)	53
純利益/(損失)	1,393	1,308	85	1,139	1,067	72	315	273	42
内、株主に帰属する純利益/(損失)	1,392	1,307	85	1,141	1,069	72	315	272	42
内、非支配株主持分に帰属する純利益/(損失)	1	1	0	(2)	(2)	0	1	1	0
<b>包括利益計算書</b>									
その他の包括利益	1,080	1,076	4	(100)	(90)	(10)	893	895	(2)
内、株主に帰属するその他の包括利益	1,086	1,082	4	(104)	(94)	(10)	892	894	(2)
内、非支配株主持分に帰属するその他の包括利益	(6)	(6)	0	4	4	0	1	1	0
包括利益合計	2,473	2,384	89	1,039	977	62	1,208	1,168	41
内、株主に帰属する包括利益合計	2,478	2,389	89	1,037	974	62	1,207	1,166	41
内、非支配株主持分に帰属する包括利益合計	(5)	(5)	0	2	2	0	2	2	0
<b>貸借対照表</b>									
資産合計	968,728	968,645	83	956,579	956,737	(158)	958,489	958,055	434
負債合計	915,378	916,116	(738)	902,739	903,348	(609)	905,386	905,624	(238)
資本合計	53,350	52,529	821	53,840	53,389	451	53,103	52,432	671

内、株主に帰属する持分	53,180	52,359	821	53,667	53,216	451	52,928	52,256	671
内、非支配株主持分に帰属する持分	170	170	0	173	173	0	176	176	0
<b>資本情報</b>									
普通株式等Tier1自己資本	34,948	35,881	(933)	34,658	34,933	(275)	34,119	34,608	(489)
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本	49,993	46,500	3,493	49,436	45,368	4,068	46,279	42,413	3,865
リスク加重資産	262,135	261,364	772	267,556	266,581	976	263,747	262,840	907
普通株式等Tier1自己資本比率(%)	13.3	13.7	(0.4)	13.0	13.1	(0.2)	12.9	13.2	(0.2)
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率(%)	19.1	17.8	1.3	18.5	17.0	1.5	17.5	16.1	1.4
総損失吸収力比率(%)	33.3	33.0	0.3	32.7	32.2	0.5	31.7	31.3	0.5
レバレッジ比率分母	911,379	911,601	(221)	910,993	911,410	(417)	904,598	904,458	140
普通株式等Tier 1レバレッジ比率(%)	3.83	3.94	(0.10)	3.80	3.83	(0.03)	3.77	3.83	(0.05)
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率(%)	5.5	5.1	0.4	5.4	5.0	0.4	5.1	4.7	0.4
総損失吸収力レバレッジ比率(%)	9.6	9.5	0.1	9.6	9.4	0.2	9.3	9.1	0.2

[次へ](#)

## 資本管理

### ゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報

UBS AGは、スイス連邦銀行法に基づくシステム上関連ある銀行（SRB）と考えられ、UBSグループAG及びUBS AGは両者とも、連結ベースで、スイスSRBに適用あるバーゼル の枠組みに基づく規制に服している。

UBS AG（連結）に適用あるスイスSRBの枠組み及び要件は、UBSグループAG（連結）に適用ある同枠組み及び要件と一致しており、当該情報については、UBS AGの2018年度年次報告書（英文）の「Capital management」の項に記載されている。

UBS AGは、単体ベースでゴーイングコンサーン・ベースの要件に服している。UBS AGの単体及び連結の自己資本及びその他の規制上の情報は、2019年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ（英文）（[www.ubs.com/investors](http://www.ubs.com/investors)の「Pillar 3 disclosures」にて2019年8月27日以降入手可能）に記載されている。

下記の表では、UBS AG（連結）に関する2019年6月30日現在のリスク加重資産（RWA）及びレバレッジ比率分母（LRD）に基づく要件及び情報を記載している。

### スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報

2019年6月30日現在	経過措置を含むスイスSRB				2020年1月1日現在のスイスSRB			
	RWA		LRD		RWA		LRD	
単位：百万米ドル、 別掲されている場合を除く	%		%		%		%	
ゴーイングコンサーン・ベースの所要自己資本								
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	13.89 <sup>1</sup>	36,291	4.50	41,022	14.61 <sup>2</sup>	38,173	5.00 <sup>2</sup>	45,580
普通株式等Tier 1自己資本	9.99	26,098	3.20	29,171	10.31	26,934	3.50	31,906
内、最低自己資本	4.90	12,807	1.70	15,497	4.50	11,761	1.50	13,674
内、バッファ自己資本	4.78	12,493	1.50	13,674	5.50	14,375	2.00	18,232
内、カウンターシクリカルな バッファ	0.31	798			0.31	798		
最大その他Tier 1自己資本	3.90	10,193	1.30	11,851	4.30	11,239	1.50	13,674
内、その他Tier 1自己資本	3.10	8,102	1.30	11,851	3.50	9,148	1.50	13,674
内、その他Tier 1バッファ自己 資本	0.80	2,091			0.80	2,091		
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本								
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	19.94	52,125	5.72	52,125	17.79	46,500	5.10	46,500
普通株式等Tier 1自己資本	13.73	35,881	3.94	35,881	13.73	35,881	3.94	35,881
総損失吸収その他Tier 1自己資本 <sup>3</sup>	6.22	16,244	1.78	16,244	4.06	10,619	1.16	10,619
内、高トリガーの損失吸収その他 Tier 1自己資本	4.06	10,619	1.16	10,619	4.06	10,619	1.16	10,619
内、低トリガーの損失吸収 Tier 2自己資本	2.15	5,625	0.62	5,625				
ゴーンコンサーン・ベースの所要自己資本								
ゴーンコンサーン・ベースの総損失 吸収力	9.74	25,467	3.36	30,630	10.69	27,931	3.82	34,813
内、基盤要件	10.52	27,495	3.63	33,046	12.86	33,611	4.50	41,022
内、市場シェア及びLRDに関する その他の要件	1.08	2,823	0.38	3,419	1.44	3,764	0.50	4,558
内、要件に適用ある控除	(1.86)	(4,851)	(0.64)	(5,834)	(3.61)	(9,444)	(1.18)	(10,767)

内、付与されたリポート (最大リポートの40%相当)	(1.86)	(4,851)	(0.64)	(5,834)	(2.29)	(5,980)	(0.80)	(7,293)
内、低トリガーのTier 2資本 性証券の使用に関する控除					(1.33)	(3,464)	(0.38)	(3,475)

ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本

ゴーンコンサーン・ベースの総損失 吸収力	13.08	34,179	3.75	34,179	15.23	39,805	4.37	39,805
Tier 1総自己資本	0.93	2,435	0.27	2,435	0.93	2,435	0.27	2,435
内、低トリガーの損失吸収その他 Tier 1自己資本 <sup>4</sup>	0.93	2,435	0.27	2,435	0.93	2,435	0.27	2,435
Tier 2総自己資本	0.77	2,024	0.22	2,024	2.93	7,649	0.84	7,649
内、低トリガーの損失吸収Tier 2 自己資本	0.51	1,322	0.15	1,322	2.66	6,947	0.76	6,947
内、非バーゼル 適格Tier 2自己 資本	0.27	702	0.08	702	0.27	702	0.08	702
TLAC適格非劣後無担保債務	11.37	29,721	3.26	29,721	11.37	29,721	3.26	29,721

総損失吸収力

所要総損失吸収力	23.63	61,758	7.86	71,652	25.29	66,104	8.82	80,393
適格総損失吸収力	33.02	86,305	9.47	86,305	33.02	86,305	9.47	86,305

リスク加重資産 / レバレッジ比率分母

リスク加重資産	261,364		261,364	
レバレッジ比率分母	911,601		911,601	

<sup>1</sup> RWAについて0.72%の適用ある追加額が含まれる。<sup>2</sup> RWAについて1.44%及びLRDについて0.5%の適用ある追加額が含まれる。<sup>3</sup> 未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券が含まれ、当該証券は、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たす目的で、スイスSRBの枠組みの移行規則に基づき、( )満期償還日若しくは最初の早期償還日、又は( )2019年12月31日のいずれか早い方の日まで使用することができ、それより後はゴーンコンサーン・ベースの要件を満たす目的で、使用することができる。未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力としての適格を有する。ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。<sup>4</sup> 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。

スイスSRBに基づくゴーンコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報

単位：百万米ドル、 別載されている場合を除く	経過措置を含む スイスSRB			2020年1月1日 現在のスイスSRB		
	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本						
ゴーンコンサーン・ベースの総自己資本	52,125	51,380	48,421	46,500	45,368	42,413
Tier 1総自己資本	46,500	45,368	42,413	46,500	45,368	42,413
普通株式等Tier 1自己資本	35,881	34,933	34,608	35,881	34,933	34,608
損失吸収その他Tier 1総自己資本	10,619	10,435	7,805	10,619	10,435	7,805
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	10,619	10,435	7,805	10,619	10,435	7,805
Tier 2総自己資本	5,625	6,012	6,008			
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 <sup>1</sup>	5,625	6,012	6,008			

ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本<sup>2</sup>

ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	34,179	34,400	33,830	39,805	40,412	39,837
Tier 1総自己資本	2,435	2,380	2,378	2,435	2,380	2,378

内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本 <sup>3</sup>	2,435	2,380	2,378	2,435	2,380	2,378
Tier 2総自己資本	2,024	1,471	1,464	7,649	7,483	7,471
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 <sup>1</sup>	1,322	781	771	6,947	6,793	6,779
内、非パーゼル 適格Tier 2自己資本 <sup>4</sup>	702	690	693	702	690	693
TLAC適格非劣後無担保債務	29,721	30,548	29,988	29,721	30,548	29,988

TLAC適格非劣後無担保債務

総損失吸収力	86,305	85,780	82,251	86,305	85,780	82,251
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

リスク加重資産 / レバレッジ比率分母

リスク加重資産	261,364	266,581	262,840	261,364	266,581	262,840
レバレッジ比率分母	911,601	911,410	904,458	911,601	911,410	904,458

自己資本及び損失吸収力比率(%)

ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	19.9	19.3	18.4	17.8	17.0	16.1
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.7	13.1	13.2	13.7	13.1	13.2
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	13.1	12.9	12.9	15.2	15.2	15.2
総損失吸収力比率	33.0	32.2	31.3	33.0	32.2	31.3

レバレッジ比率(%)

ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.7	5.6	5.4	5.1	5.0	4.7
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.94	3.83	3.83	3.94	3.83	3.83
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	3.7	3.8	3.7	4.4	4.4	4.4
総損失吸収力レバレッジ比率	9.5	9.4	9.1	9.5	9.4	9.1

<sup>1</sup> スイスSRBの枠組みの移行規則の下では、未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。<sup>2</sup> ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。<sup>3</sup> 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。<sup>4</sup> 非パーゼル 適格Tier 2資本性証券は、ゴーンコンサーン・ベースの証券としての適格を有する。

UBSグループAG対UBS AG連結損失吸収力及びレバレッジ比率情報

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報(UBSグループAG(連結)対UBS AG(連結))

2019年6月30日現在	経過措置を含むスイスSRB			2020年1月1日現在のスイスSRB		
単位:百万米ドル、 別載されている場合を除く	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本						
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	55,618	52,125	3,493	49,993	46,500	3,493
Tier 1総自己資本	49,993	46,500	3,493	49,993	46,500	3,493
普通株式等Tier 1自己資本	34,948	35,881	(933)	34,948	35,881	(933)
損失吸収その他Tier 1総自己資本	15,045	10,619	4,426	15,045	10,619	4,426
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	12,609	10,619	1,989	12,609	10,619	1,989
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	2,436		2,436	2,436		2,436
Tier 2総自己資本	5,625	5,625	0			
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 <sup>1</sup>	5,625	5,625	0			



ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本<sup>2</sup>

ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	31,744	34,179	(2,435)	37,370	39,805	(2,435)
Tier 1総自己資本		2,435	(2,435)		2,435	(2,435)
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本		2,435 <sup>3</sup>	(2,435)		2,435 <sup>3</sup>	(2,435)
Tier 2総自己資本	2,024	2,024	0	7,649	7,649	0
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 <sup>1</sup>	1,322	1,322	0	6,947	6,947	0
内、非バーゼル 適格Tier 2自己資本	702	702	0	702	702	0
TLAC適格非劣後無担保債務	29,721	29,721	0	29,721	29,721	0

総損失吸収力

総損失吸収力	87,363	86,305	1,058	87,363	86,305	1,058
--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------

リスク加重資産/レバレッジ比率分母

リスク加重資産	262,135	261,364	772	262,135	261,364	772
レバレッジ比率分母	911,379	911,601	(221)	911,379	911,601	(221)

自己資本及び損失吸収力比率(%)

ゴーンコンサーン・ベースの自己資本比率	21.2	19.9	1.3	19.1	17.8	1.3
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.3	13.7	(0.4)	13.3	13.7	(0.4)
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	12.1	13.1	(1.0)	14.3	15.2	(1.0)
総損失吸収力比率	33.3	33.0	0.3	33.3	33.0	0.3

レバレッジ比率(%)

ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	6.1	5.7	0.4	5.5	5.1	0.4
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.83	3.94	(0.10)	3.83	3.94	(0.10)
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	3.5	3.7	(0.3)	4.1	4.4	(0.3)
総損失吸収力レバレッジ比率	9.6	9.5	0.1	9.6	9.5	0.1

<sup>1</sup> スイスSRBの枠組みの移行規則の下では、未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。<sup>2</sup> ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。<sup>3</sup> 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。

スイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本に対するIFRS資本の調整(UBSグループAG(連結)対UBS AG(連結))

2019年6月30日現在

単位: 百万米ドル	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異
IFRS資本合計	53,350	52,529	821
優先証券保有者及びその他非支配株主持分に 帰属する持分	(170)	(170)	0
税務上の繰越欠損金として認識された 繰延税金資産	(6,208)	(6,208)	0
一時差異に関する繰延税金資産、基準値超過分	(266)	(157)	(108)
のれん、税引後	(6,305)	(6,305)	0
無形資産、税引後	(232)	(232)	0
報酬関連構成要素(純利益に認識されない分。)	(1,760)		(1,760)
引当金を除く先進的内部格付ポートフォリオに係る予想損失	(412)	(412)	0

キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現（利益）/ 損失、税引後	(1,346)	(1,346)	0
貸借対照表日時点で存在する公正価値で測定される金融負債の（利益）/ 損失に係る 自己の信用、税引後	(109)	(109)	0
ブルーデンス評価調整	(104)	(104)	0
その他 <sup>1</sup>	(1,490)	(1,605)	114
普通株式等Tier 1自己資本合計	34,948	35,881	(933)

<sup>1</sup> 当期株主に対する配当及びその他の項目に係る見越計上を含む。

## 2020年1月1日以降適用あるスイスSRB規則に基づく総損失吸収力及びレバレッジ比率情報

2019年6月30日現在、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を35億米ドル下回った。これは、その他Tier 1（AT1）自己資本が44億米ドル下回ったことを主に反映したもののだが、普通株式等Tier 1（CET1）自己資本の9億米ドルの増加により一部相殺された。UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力は、24億米ドル上回ったが、これは低トリガーの損失吸収AT1自己資本に起因する。

UBS AG（連結）のCET1自己資本は、UBSグループAG（連結）のCET1自己資本を9億米ドル上回った。これは主に、UBSグループAG（連結）レベルでのみ反映されている報酬に関連する規制上の資本項目に関する控除額に起因する。この影響額は、UBS AG（連結）の資本の減少により一部相殺された。

UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本は、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本を44億米ドル下回り、これは、UBSグループAGの直接子会社であるUBSグループ・ファンディング（スイス）AGが発行したAT1自己資本証券及び2014年から2018年の業績年度について適格従業員に付与された繰延条件付資本制度報奨に関連している。

ゴーイングコンサーン・ベースの低トリガーのAT1自己資本における24億米ドルの差異は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後にUBS AGが発行したためゴーイングコンサーン・ベースの自己資本の中では認識されないがゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する資本証券に関連している。UBSグループAGによる低トリガーのAT1自己資本の発行は、全て、新しいスイスSRBの枠組みの実施前に行われたため、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本としての適格を有する。

従業員報酬制度に関連したUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

レバレッジ比率の枠組みは、UBS AG（連結）とUBSグループAG（連結）で一致している。2019年6月30日現在、UBSグループAG（連結）に関するゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、UBSグループAG（連結）よりも0.4パーセント・ポイント下回った。これは主に、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本が35億米ドル下回ったことによる。

## リスク管理及び統制

### UBS AG（連結）のリスク・プロフィール

UBS AG（連結）のリスク・プロフィールとUBSグループAG（連結）のそれとの間に大きな差異はなく、本書に記載されるUBSグループ（連結）に関するリスク情報は、UBS AG（連結）にも等しく該当する。

UBS AG（連結）の信用リスク・プロフィールとUBSグループAG（連結）のそれとの間には、主にUBS AG及びUBSスイスAGのUBSグループAGに対する債権に関連する差異が生じている。当該債権により、2019年6月30日現在、UBS AG（連結）のバンキング商品エクスポージャー合計は、UBSグループのエクスポージャーと比較して15億米ドル（0.3%）（2019年3月31日現在は17億米ドル（0.3%））高くなっている。

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の中間連結財務書類に対する注記の注記2を参照のこと。

以下記載される情報は、別途記載がない限り、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBS

グループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG（連結ベース）とUBS AG（連結ベース）との間における、主要な財務及び資本情報の差異については、上記「UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較」を参照されたい。

## 最近の動向

### IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」は、2019年1月1日より適用され、当グループが借手である場合のオペレーティング・リースに係る会計処理方法を根本的に変更する。適用に伴い、資産及び負債は35億米ドル増加し、リスク加重資産（RWA）及びレバレッジ比率分母（LRD）もこれに対応して増加した。

損益計算書においては、新基準の適用により、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損並びに支払利息が増加したが、一般管理費の減少により一部相殺された。2019年第1四半期には、これにより営業利益又は損失が1,200万米ドル純減した。2019年通年で、IFRS第16号による営業利益又は損失の純減は合計で約6,000万米ドルとなり、その影響はリース期間にわたって解消される見込みである。

IFRS第16号で認められている通り、当グループでは従前の期間の情報を再表示しないことを選択した。

### 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取配当金及び支払配当金の表示

2019年1月1日以降、当グループでは、配当金の表示をその他の関連する公正価値の変動と整合させるために、受取配当金及び支払配当金の表示を変更し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る配当金を受取利息純額から純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額（2019年1月1日より前は金融商品に関する公正価値の変動に係るその他の収益純額）へ再分類した。営業収益合計又は当期純利益（損失）には影響はない。この変更により、これまで四半期ベースで発生していた受取利息純額の大幅なボラティリティが軽減される。

この表示方法の変更に伴い、従前の期間は修正再表示されている。これにより、2018年度について、受取利息純額が9億7,600万米ドル減少し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額が同程度増加した。

### コーポレート・センターの費用及び資源を事業部門に配分する方法の変更

当グループでは、グループと部門の業績を更に整合させるために、コーポレート・センターの資金調達費用及び費用を事業部門に配分する方法を調整した。同時に、当グループは、資金の源泉と用途をよりよく反映するため、当グループの資金移転価格の枠組みを更新した。これらの変更は全て2019年1月1日から発効する。従前の期間は修正再表示されている。

更に、2018年通年で、当該変更により事業部門の営業成績は低下し、それを受けて調整後費用対収益比率は約1から2パーセント・ポイント増加した。一方、コーポレート・センターの2018年の税引前営業損失は7億米ドル減少した。

コーポレート・センターにおいて、当グループは、繰延税金資産に対する資金調達費用、法人変革プログラムに関連する費用、及び事業部門に帰属しない、又は事業部門の業績を表さないその他の費用を留保している。

費用配分及び資金移転価格の枠組みの見直しと併せて、当グループでは、コーポレート・センターから事業部門への貸借対照表上の資源配分を増やした。2018年について、修正再表示により、追加のRWAが260億米ドル、追加のLRDが930億米ドル、コーポレート・センターから事業部門に配分された。

IFRS第16号「リース」の適用により生じた35億米ドルの追加のRWA及びLRDは、事業部門に全額配分されている。

### 持分帰属の変更

前述したコーポレート・センターから事業部門への資源配分の変更は、事業部門への持分帰属に反映されている。更に、当グループでは、持分帰属の枠組みを見直し、RWAに関する自己資本比率を11%から12.5%に変更し、かつて集中的に保有されていた一定の普通株式等Tier 1（CET1）控除項目に関連する20億米ドルの帰属資本を事業部門に段階的に配分した。当グループでは、総額70億米ドルの追加的な帰属資本を事業部門に割り当てた。コーポレート・センターに留保された残りの帰属資本は、主に、繰延税金資産、未払配当

額並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに関連している。従前の期間については修正再表示されている。

2018年の通年では、持分帰属の変更並びに前述した事業部門に対する費用及び資源配分の変更による複合的影響が、帰属資本に対するそれぞれの利益率の3から7パーセント・ポイントの低下につながった。

## UBSグループの業績

### 業績：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

税引前利益は、5,300万米ドル（3%）増加し、17億5,900万米ドルであった。これは、営業費用の減少を反映しているが、営業収益の減少により一部相殺された。営業収益は、1億1,200万米ドル（1%）減少し、75億3,200万米ドルであった。これは主に、受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額が2億4,100万米ドル減少したことを反映したものであったが、その他の収益が6,100万米ドル増加し、受取報酬及び手数料純額が5,100万米ドル増加したことにより一部相殺された。営業費用は、1億6,500万米ドル（3%）減少し、57億7,300万米ドルであった。これは、一般管理費が3億5,800万米ドル減少したことを主因としていたが、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費、償却費及び減損が1億4,200万米ドル増加し、人件費が5,100万米ドル増加したことにより一部相殺された。

当グループは、国際財務報告基準（IFRS）に基づく業績報告に加え、当グループの事業に関する基礎的な業績を表すものではないと経営陣が判断する項目を除いた調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会（SEC）規則により定義される非GAAP財務指標である。かかる調整額には、2017年度末に完了した当グループの21億スイス・フランのコスト削減プログラム（本書においてこれを当グループの「レガシー・コスト・プログラム」と称する。）に関連したリストラクチャリング費用及び新しいリストラクチャリングのイニシアチブに関連する費用が含まれている。当グループでは、レガシー・コスト・プログラムに関連したリストラクチャリング費用が、2019年を通じて、約2億米ドルになると予想している。

2019年第2四半期の調整後の業績を決定する上で、為替差益純額1,000万米ドル及びリストラクチャリング費用純額3,900万米ドルは除かれている。2018年第2四半期については、リストラクチャリング費用純額1億1,500万米ドルは除かれている。

かかる調整後ベースでは、2019年第2四半期の税引前利益は、3,400万米ドル（2%）減少し、17億8,700万米ドルであった。これは、営業収益が1億2,200万米ドル（2%）減少したことに起因するが、営業費用が8,800万米ドル（2%）減少したことにより一部相殺された。

### 営業収益：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

営業収益合計は、1億1,200万米ドル（1%）減少し、75億3,200万米ドルであった。これは主に、受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額が2億4,100万米ドル減少したことを反映したものであったが、その他の収益が6,100万米ドル増加し、受取報酬及び手数料純額が5,100万米ドル増加したことにより一部相殺された。

受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額

受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額の合計は、2億4,100万米ドル減少し、29億6,500万米ドルであった。これは主に、インベストメント・バンクの外国為替、金利及びクレジット業務並びにグローバル・ウェルス・マネジメントに起因していた。

#### グローバル・ウェルス・マネジメント

グローバル・ウェルス・マネジメントにおいては、受取利息純額は、7,500万米ドル減少し、9億6,600万米ドルであった。これは主に、預金及び貸出マージンの減少を反映していたが、持分投資の収益の増加により一部相殺された。

外国為替及びその他の仲介業務からの取引ベース収益は、ほぼ横ばいの2億4,000万米ドルであった。

#### パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキングにおいては、受取利息純額は、ほぼ横ばいの5億100万米ドルであった。これは、預金及び貸出金収益の増加によるものであったが、総損失吸収力に関する資金調達費用の増加により大部分が相殺された。

外国為替及びその他の仲介業務からの取引ベース収益は、1,200万米ドル増加し、1億1,000万米ドルであった。これは主に、外国為替取引によるものであった。

#### インベストメント・バンク

インベストメント・バンクにおいては、受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額は、1億7,400万米ドル減少し、11億8,500万米ドルであった。これは、UBS金利連動社債を評価するのに使用した資金調達カーブの可観測性の向上及び評価の見直しに起因して、以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億米ドルの純収益が、その後認識され、2018年第2四半期に含まれていたことを主因として、外国為替、金利及びクレジット業務で1億900万米ドル減少したことに主に起因していた。更に、株式業務における5,200万米ドルの減少には、顧客残高の減少及び顧客活動水準の低下が反映されていた。

#### コーポレート・センター

コーポレート・センターにおいては、受取利息純額及び金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額は、1,100万米ドル減少し、マイナス3,700万米ドルであった。これは、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の評価益8,900万米ドルが2018年第2四半期に含まれていたことを主因として、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて8,600万米ドル減少したこと、並びにコーポレート・センターの貸借対照表上の資産に関連する資金調達費用の増加及び2019年1月1日に発効したIFRS第16号「リース」の適用により認識されたリース負債に関する追加の支払利息3,100万米ドルを反映して、その他のコーポレート・センターに関する収益が6,100万米ドル減少したことを反映していた。これらの影響額は、ヘッジ会計の非有効性からの収益、会計上の非対称性からの収益及び受取利息純額の増加を主に反映した資金業務関連純収益の1億3,700万米ドルの増加によりその大部分が相殺された。

#### 受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、前年同期の44億2,300万米ドルに対し、44億7,400万米ドルであった。

M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬は、1億1,600万米ドル増加し、2億9,600万米ドルであった。これは主に、M&A取引からの収益の増加（グローバル手数料プールは26%減少）を反映していた。

引受報酬は、3,900万米ドル増加し、2億2,400万米ドルであった。これは主に、公募業務からの株式引受収益の増加（グローバル手数料プールは5%減少）によるものであった。

仲介報酬純額は、当グループのインベストメント・バンクの株式業務を中心に、7,300万米ドル減少し、7億3,800万米ドルであった。これは、顧客活動水準の減少を反映していた。

投資信託報酬は、グローバル・ウェルス・マネジメントを中心に、3,000万米ドル減少し、11億9,600万米ドルであった。これは、マージンの少ない運用委託契約商品へのシフトを主因としたマージンのコンプレッションを反映しているが、全体的な運用委託契約の浸透率の上昇により一部相殺された。

#### その他の収益

その他の収益は、前年同期の4,400万米ドルに対し、1億500万米ドルであった。2019年第2四半期には、支店を処分したことに関連した1,000万米ドルの為替差益純額が含まれていた。この項目を除くと、調整後のその他の収益は、コーポレート・センターを中心に、5,100万米ドル増加した。これは、2019年第2四半期には、訴訟債権の和解に関連した3,800万米ドルの利益及びデフォルト・カウンターパーティ・ポジションについての請求に関連した1,400万米ドルの収益が含まれていたことによる。

#### 信用損失費用/戻入

正味信用損失費用合計は、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにグローバル・ウェルス・マネジメントを中心に、1,200万米ドルであった。これは、信用減損された（ステージ3）ポジションからの3,500万米ドルの損失を反映したものであったが、ステージ1及び2ポジションからの予想信用損失戻入2,300万米ドルにより一部相殺された。

## 営業費用：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

営業費用合計は、1億6,500万米ドル(3%)減少し、57億7,300万米ドルであった。調整後の営業費用合計は、8,800万米ドル(2%)減少し、57億3,500万米ドルであった。この金額からは、レガシー・コスト・プログラム及び新しいリストラクチャリングのイニシアチブに関連したリストラクチャリング費用純額3,900万米ドル(前年は1億1,500万米ドル)が除かれている。

### 人件費

人件費は、報告ベースでは、5,100万米ドル増加し、41億5,300万米ドルであり、調整後ベースでは、8,800万米ドル増加し、41億2,700万米ドルであった。これは、特定の活動及び人員を第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターに直近12ヶ月に亘り内製化したことに起因してコーポレート・センターを中心に支払給与が増加したことを主に反映していたが、一般管理費による相殺の影響があった。

### 一般管理費

一般管理費は、3億5,800万米ドル減少し、11億7,500万米ドルであった。これは主に、賃借料、訴訟、規制上及び類似の問題に関連した費用、外部委託費用並びに専門家報酬の減少によるものであった。賃借料の1億3,700万米ドルの減少は、2019年第1四半期にIFRS第16号「リース」が適用された直接の結果であった。この減少は、IFRS第16号の適用に起因する減価償却費の1億1,900万米ドルの増加及びリース負債に関する支払利息の3,100万米ドルの増加による相殺分を上回っていた。

調整後ベースでは、一般管理費は、3億1,900万米ドル減少し、11億6,400万米ドルであった。これは大部分が、前述した訴訟、規制上及び類似の問題に関連した費用、賃借料、外部委託費用並びに専門家報酬の減少によるものであった。

当グループは、予見可能な将来についても金融業界が依然として訴訟、規制上及び類似の問題に関連する費用が増加する環境に置かれ、また、当グループも依然として多数の重大な請求及び規制事項の対象になると考えている。当該事項の結果、解決する時期、及び解決することにより当グループの将来の事業、財務成績又は財政状態が受ける潜在的な影響を予測するのは極めて困難である。

### 減価償却費、償却費及び減損

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費、償却費及び減損は、報告ベースでは、1億4,200万米ドル増加し、4億4,500万米ドルであり、調整後ベースでは、1億4,200万米ドル増加し、4億4,300万米ドルであった。これは主に、2019年第1四半期にIFRS第16号が適用された後、減価償却費が1億1,900万米ドル増加したことによるものであった。

## 税金費用：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

当グループでは、2018年第2四半期に3億2,200万米ドルの法人所得税費用を計上したのに対し、2019年第2四半期に3億6,600万米ドルの法人所得税費用を計上した。

当期税金費用は、前年同期の1億9,800万米ドルに対し、2億900万米ドルであり、UBSスイスAG及びその他の法人の課税所得に関連していた。

繰延税金費用は、前年同期の1億2,400万米ドルに対し、1億5,700万米ドルであった。2019年第2四半期の繰延税金費用には、2億2,200万米ドルの費用が含まれており、当該四半期の所得との相殺を反映するための、税務上の繰越欠損金及び控除可能な一時差異に関連して過去に認識された繰延税金資産(DTA)の償却(UBSアメリカズ・インクにおける米国税務上の欠損金に係るDTAの償却を含む。)を反映していた。繰延税金費用は、2019年第2四半期中のUBS AGからUBSアメリカズ・インクに対する不動産資産の拠出から生じた追加的なDTAの認識に関する1億3,000万米ドルの便益分減少した。追加的なDTAの認識は、特定の不動産の原価を資本に計上するために2018年第4四半期に実施された選別に関連していた。この金額は、通年で予想される便益の半分を表しており、よって、IAS第34号「期中財務報告」の要件に従い、合計6,500万米ドルの追加額が第3四半期と第4四半期に認識される予定である。

前述した項目に起因して、当グループは、当グループの年次事業計画プロセスの一環として実施されたDTAに関連した潜在的調整に従い、2019年下半期の税率が今年度の上半期の税率の23.4%を下回ると予想し

ている。当グループでは、2020年以降、繰延税金資産の再評価からの潜在的影響を除く税率が25%前後になると予想している。

## 株主に帰属する包括利益合計：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

株主に帰属する包括利益合計は、前年同期の3億6,200万米ドルに対して、24億7,800万米ドルであった。株主に帰属する純利益は、前年同期の13億8,200万米ドルに対して、13億9,200万米ドルであり、株主に帰属するその他の包括利益(OCI)は、前年同期のマイナス10億2,000万米ドルに対して、プラス10億8,600万米ドルであった。

2019年第2四半期のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、プラス7億7,300万米ドルであった。これは、関連する米ドル長期金利の低下により米ドルのヘッジ手段のデリバティブに関する未実現利得が増加したことを主に反映していた。2018年第2四半期のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、マイナス1億6,000万米ドルであった。

2019年第2四半期の為替換算に関連するOCIは、プラス1億6,800万米ドルであった。これは主に、米ドルに対するスイス・フラン高及びユーロ高によるものであった。前年同期の為替換算に関連するOCIは、マイナス13億4,300万米ドルであった。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己の信用に関連するOCIは、前年同期のプラス2億5,000万米ドルに対し、プラス7,200万米ドルであり、これは主に、信用スプレッドの拡大を反映していた。

OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に関連するOCIは、前年同期のマイナス1,400万米ドルに対して、プラス6,500万米ドルであり、大部分が2019年第2四半期における関連する米国長期金利下落後の未実現利得純額を反映したものであった。

確定給付制度に関するOCIは、前年同期のプラス2億4,700万米ドルに対し、プラス800万米ドルであった。当グループでは、スイス以外の年金制度に関連した税引前OCI利益純額を2,500万米ドル計上したが、これは主に、OCI利益4,900万米ドルを計上した英国の確定給付制度によるものであった。これは、制度資産に関するプラスの運用収益に起因するOCI利益1億1,200万米ドルを反映していたが、確定給付債務の再測定からのOCI損失6,300万米ドルにより一部相殺された。スイスの年金制度に関連した税引前OCI損失純額は、1,000万米ドルであった。

## 金利動向感応度

2019年6月30日現在、当グループは、金利曲線が+100ベース・ポイント平行移動することにより、グローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおいて年間の受取利息純額が合計で約5億米ドル増加すると見積もっている。この増加分のうち、約2億米ドルが米ドル金利及びユーロ金利によるものである。

これらの見積りは、全通貨で同様であり、かつ、当グループのバンキング勘定に適用されるインプライド・フォワード・レートに関連する、金利の即時上昇についての仮定シナリオに基づいている。更に、当該見積りは、貸借対照表の規模及び構造に変動がないこと、外国為替レートが一定であること並びに特定の管理活動が存在しないことを前提としている。

## 主要数値及び従業員

普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本利益率：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

年率換算のCET1自己資本利益率(RoCET1)は、前年同期の16.1%に対して16.0%であったが、これは主に、平均CET1自己資本の4億米ドルの増加によるものであった。

調整後の費用対収益比率：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

調整後の費用対収益比率は、前年同期の75.9%に対して76.1%であった。

リスク加重資産：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

2019年第2四半期中、リスク加重資産(RWA)は、54億米ドル減少し、2,621億米ドルであった。これは、資産規模及びその他の動向による35億米ドルの減少、方法論及び方針の変更に係る19億米ドル、並びに規制

の追加に係る15億米ドルの減少を反映したものであったが、為替効果に関連した12億米ドルの増加及びモデルの更新に起因する3億米ドルの増加により一部相殺された。

普通株式等Tier 1自己資本比率：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

当グループの普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本比率は、13.0%から13.3%に上昇した。これは、CET1自己資本の3億米ドルの増加及び前述したRWAの54億米ドルの減少を反映していた。

レバレッジ比率分母：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

2019年第2四半期中、レバレッジ比率分母 (LRD) は、横ばいの9,110億米ドルであった。

普通株式等Tier 1レバレッジ比率：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

当グループのCET1レバレッジ比率は、3.80%から3.83%に上昇した。これは、前述したCET1自己資本の増加を反映していた。

ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

当グループのゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、5.4%から5.5%に上昇した。これは、ゴーイングコンサーン・ベースの資本の6億米ドルの増加を反映したものであった。

従業員：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

2019年6月30日現在の当グループの従業員数は、2019年3月31日現在から559名減少して、66,922名となった。これは主に、当グループのコスト管理イニシアチブの影響を反映しているが、当グループの内製化イニシアチブの影響により一部相殺された。コーポレート・センターの外部スタッフは同期間中に890名減少した。

新規純資金及び投資資産

経営陣による新規純資金及び投資資産の検討及び分析については、下記「グローバル・ウェルス・マネジメント」の項から「コーポレート・センター」の項に記載されている。

**業績：2019年上半期と2018年上半期の比較**

税引前利益は、5億100万米ドル(13%)減少し、33億500万米ドルであった。

営業収益は、10億6,200万米ドル(7%)減少した。これは、インベスト・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける減少を主因とする受取利息純額及び金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額の5億9,000万米ドルの減少を主に反映していたが、コーポレート・センターにおける増加により一部相殺された。加えて、受取報酬及び手数料純額は5億6,200万米ドル減少した。これは主に、グローバル・ウェルス・マネジメント及びインベスト・バンクの両方で仲介報酬純額が2億6,100万米ドル減少したこと、並びに投資信託報酬並びにポートフォリオの運用及びそれに関連した業務に関する報酬がグローバル・ウェルス・マネジメントを中心に2億8,400万米ドル減少したことによるものであった。

営業費用は、一般管理費の6億8,000万米ドルの減少を主に反映して、5億6,200万米ドル(5%)減少した。これは、外部委託費用、訴訟、規制上及び類似の問題に関連した費用、並びに専門家報酬の減少を主因としていた。更に、IFRS第16号「リース」の適用後、賃借料は2億6,800万米ドル減少した。これは、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費、償却費及び減損からの費用の増加2億7,900万米ドルによる相殺分を上回った。人件費は、1億6,100万米ドル減少した。これは、変動報酬の減少、ファイナンシャル・アドバイザーに対する報酬及び外注費用の減少を主因としていたが、2018年第1四半期に当グループのスイスの年金制度に対する変更に関連した利得2億4,100万米ドルが含まれていたことに起因する年金費用の増加により一部相殺された。

調整後ベースでは、税引前利益は4億5,100万米ドル(12%)減少した。これは、営業収益の減少を反映していたが、営業費用の減少により一部相殺された。

調整後の営業収益は、10億7,200万米ドル(7%)減少した。これは、前述した受取利息純額並びに金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額並びに受取報酬及び手数料純額の減少を反映していた。



調整後の営業費用は、6億2,200万米ドル(5%)減少した。これは、変動報酬の減少を主因として調整後の人件費が3億1,400万米ドル減少したこと、並びに前述した外部委託費用、訴訟、規制上及び類似の問題に関連した費用並びに専門家報酬の減少を主に反映していた。

## 見通し

世界全体の成長率は、これまでの四半期に世界同時減速が見られた後、低水準で安定している。政治的不確実性と地政学的緊張のために、下落リスクが残っている。中央銀行は、金融政策正常化の転換を示し、新たな景気刺激策を開始している。

金利の急激な低下と予想される金利引き下げは、前年比で受取利息純額に悪影響を及ぼし続ける。当グループの地域及び事業の多角化は、経常収益に寄与する投資資産の増加とともに、これを緩和するのに役立つと予想される。投資家の心理が改善し、市場のボラティリティが高まることは、典型的な第3四半期の季節性を相殺するのに役立つ可能性がある。

当グループは、資本還元の目標を提供し、株主の持続的な長期的価値を創出するために、効率性と成長のための投資のバランスを重視しながら、規律を持って戦略を実行している。

## グローバル・ウェルス・マネジメント

### 業績：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

税引前利益は、8,700万米ドル(9%)減少し、8億7,400万米ドルであった。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、1億2,300万米ドル(12%)減少し、8億8,600万米ドルであった。これは、営業収益の減少及び営業費用の増加を反映したものであった。

#### 営業収益

営業収益合計は、1億700万米ドル(3%)減少し、40億5,700万米ドルであった。これは主に、受取利息純額の減少及び経常受取報酬純額の減少によるものであった。

受取利息純額は、7,500万米ドル減少し、9億6,600万米ドルであった。これは主に、預金及び貸出マージンの減少を反映していたが、持分投資の収益の増加により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、5,800万米ドル減少し、23億1,500万米ドルであった。これは、マージンの少ない運用委託契約商品へのシフトを主因としたマージンのコンプレッションを反映しているが、全体的な運用委託契約の浸透率の上昇により一部相殺された。

取引ベース収益は、2,300万米ドル増加し、7億6,400万米ドルであった。これは、南北アメリカ及びスイスで顧客活動が増加したことを主因としていた。

その他の収益は、800万米ドル増加し、1,700万米ドルであった。

#### 営業費用

営業費用合計は、1,900万米ドル(1%)減少し、31億8,300万米ドルであり、調整後の営業費用は、1,600万米ドル(1%)増加し、31億7,100万米ドルであった。

人件費は、2,000万米ドル減少し、調整後の人件費は、1,700万米ドル減少し、19億500万米ドルであった。これは、変動報酬の減少を主因としていた。

一般管理費は、3,400万米ドル減少し、調整後の一般管理費は、2,900万米ドル減少し、2億7,100万米ドルであった。これは主に、訴訟の問題に対する引当金費用の減少によるものであった。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、3,300万米ドル増加し、9億9,200万米ドルであった。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の業務費用純額は、6,000万米ドル増加し、9億8,000万米ドルであった。これは主に、規制に起因するコントロール機能からの費用の増加及び不動産関連費用の増加を反映していた。

### 新規純資金：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

新規純資金は、前年同期に12億米ドルの新規純資金流出額を計上したのに対し、17億米ドルの新規純資金流出額を計上し、年率換算の新規純資金増加率は、前年同期のマイナス0.2%に対し、マイナス0.3%であった。当該流出は、南北アメリカにおける約51億米ドル（前年同期は約46億米ドル）の季節的な所得税の支払を主因としていた。超富裕層顧客からの新規純資金は、11億米ドルであった。

## 投資資産：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

投資資産は、540億米ドル増加し、2兆4,860億米ドルであった。これは、市場でのプラスの業績480億米ドル及び為替効果80億米ドルによるものであったが、20億米ドルの新規純資金流出額により一部相殺された。運用委託契約の浸透率は、33.9%から34.4%に上昇した。

## 業績：2019年上半期と2018年上半期の比較

税引前利益は、3億2,700万米ドル（16%）減少し、17億3,700万米ドルであった。2018年第1四半期における当グループのスイスの年金制度に関連した6,600万米ドルの貸方計上及びリストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、3億4,900万米ドル（17%）減少し、17億5,900万米ドルであった。これは、営業収益の減少を反映しているが、営業費用の減少により一部相殺された。

営業収益合計は、5億1,100万米ドル（6%）減少し、80億6,100万米ドルであった。これは、経常受取報酬純額、取引ベース収益及び受取利息純額の減少に起因している。

受取利息純額は、8,700万米ドル減少し、19億7,500万米ドルであった。これは主に、預金及び貸出マージンの減少並びに貸出金残高の減少によるものであった。構造的リスク管理活動からの純収益及びバンキング勘定受取利息の減少もまた、受取利息純額の減少の一因となった。これは、持分投資の収益の増加により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、2億6,000万米ドル減少し、45億3,300万米ドルであった。これは主に、2018年第4四半期に市場水準が低下したことによる平均投資資産の減少によるものであった。マージンの少ない運用委託契約商品へのシフトを主に反映して、マージンのコンプレッションもこの減少の一因となったが、全体的な運用委託契約の浸透率の上昇により一部相殺された。

取引ベース収益は、1億6,500万米ドル減少し、15億2,900万米ドルであった。これは、全ての地域、特にアジア太平洋地域、次に南北アメリカにおいて顧客活動が鈍化したことを主因とする。

営業費用合計は、1億8,600万米ドル（3%）減少し、63億2,300万米ドルであり、調整後の営業費用は、1億6,400万米ドル（3%）減少し、63億100万米ドルであった。

人件費は、9,300万米ドル減少し、38億500万米ドルであった。前述した当グループのスイスの年金制度の変更に関連した貸方計上及びリストラクチャリング費用を除くと、調整後の人件費は、1億5,200万米ドル減少し、38億600万米ドルであった。これは、変動報酬の減少及び雇用されたファイナンシャル・アドバイザーに対する報酬コミットメント費用の減少によるものであった。

一般管理費は、9,000万米ドル減少し、調整後の一般管理費は、7,400万米ドル減少し、5億2,000万米ドルであった。これは主に、訴訟の問題に対する引当金費用の減少によるものであった。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、600万米ドル減少し、19億6,700万米ドルであり、調整後の業務費用純額は、6,000万米ドル増加し、19億4,500万米ドルであった。この増加は、主に、コントロール機能からの費用純額の増加及び不動産関連費用の増加によるものであった。

## パーソナル&コーポレート・バンキング

### 業績：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

税引前利益は、4,600万スイス・フラン（14%）増加し、3億8,900万スイス・フランであり、調整後の税引前利益は、3,800万スイス・フラン（11%）増加し、3億9,100万スイス・フランであった。これは主に、営業収益の増加を反映していた。

営業収益

営業収益合計は、前年同期の9億2,000万スイス・フランから4%増加し、9億5,700万スイス・フランであった。これは主に、信用損失費用の減少及び取引ベース収益の増加を反映したものであった。

受取利息純額は、400万スイス・フラン増加し、5億スイス・フランであった。これは、預金及び貸出金収益の増加によるものであったが、総損失吸収力に関する資金調達費用の増加により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、2018年第2四半期に1億5,700万スイス・フランであったのに対し、1億5,900万スイス・フランであった。

取引ベース収益は、1,100万スイス・フラン増加し、2億8,600万スイス・フランであった。これは主に、クレジットカード手数料及び外国為替取引の両方からの収益の増加を反映したものであった。

その他の収益は、200万スイス・フラン減少し、1,200万スイス・フランであった。

2018年第2四半期に正味信用損失費用2,200万スイス・フランを計上したのに対し、正味信用損失費用100万スイス・フランを計上した。特にコーポレート・クライアント業務におけるステージ3の予想信用損失1,300万スイス・フランは、ステージ1及び2の予想信用損失1,200万スイス・フランの戻入により一部相殺された。

## 営業費用

営業費用合計は、1,000万スイス・フラン減少し、5億6,800万スイス・フランであった。リストラクチャリング費用における減少を除くと、調整後の営業費用は、300万スイス・フラン減少し、5億6,500万スイス・フランであった。

人件費は、業績の増加を反映して変動報酬の見越計上が僅かに増加したことを含め、400万スイス・フラン増加し、2億2,500万スイス・フランであった。一般管理費は、300万スイス・フラン減少し、5,300万スイス・フランであった。これは主に、コンサルティング費用の減少を反映していた。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、1,100万スイス・フラン減少し、2億8,600万スイス・フランであり、調整後ベースでは、400万スイス・フラン減少し、2億8,400万スイス・フランであった。これは主に、パーソナル&コーポレート・バンキングからグローバル・ウェルス・マネジメントに対し提供された業務及びその逆のグローバル・ウェルス・マネジメントからパーソナル&コーポレート・バンキングに対し提供された業務に関する正味費用請求額の増加を反映していた。

## 業績：2019年上半期と2018年上半期の比較

税引前利益は、4,700万スイス・フラン(7%)増加し、7億7,400万スイス・フランであり、調整後の税引前利益は、7,000万スイス・フラン(10%)増加し、7億8,100万スイス・フランであった。これは主に、利益の増加及び信用損失費用の減少を反映したものであった。

営業収益合計は、6,500万スイス・フラン(4%)増加し、19億1,000万スイス・フランであった。受取利息純額は、900万スイス・フラン増加し、9億9,100万スイス・フランであった。これは、預金及び貸出金収益の増加によるものであったが、総損失吸収力に関する資金調達費用の増加により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、400万スイス・フラン増加し、3億1,500万スイス・フランであった。取引ベース収益は、1,300万スイス・フラン増加し、5億6,900万スイス・フランであった。これは主に、金利デリバティブ及び外国為替取引からの収益の増加によるものであった。その他の収益は、400万スイス・フラン増加し、3,500万スイス・フランであった。

2018年上半期に正味信用損失費用3,500万スイス・フランを計上したのに対し、正味信用損失戻入100万スイス・フランを計上し、これには、ステージ1及び2の予想信用損失戻入が1,600万スイス・フラン(2018年上半期は1,700万スイス・フラン)含まれていた。

営業費用合計は、1,800万スイス・フラン(2%)増加し、11億3,600万スイス・フランであった。これは、2018年上半期には、当グループのスイスの年金制度の変更に関連した3,500万スイス・フランの貸方計上が含まれていたことによる。調整後の営業費用は、400万スイス・フラン減少し、11億3,000万スイス・フランであった。人件費は、4,500万スイス・フラン増加し、4億4,300万スイス・フランであり、調整後ベースでは、1,100万スイス・フラン増加し、4億4,300万スイス・フランであった。一般管理費は、1,000万スイス・フラン減少し、1億500万スイス・フランであった。これは主に、コンサルティング費用及びマーケティング費用の減少を反映したものであった。コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、1,700万スイス・フラン減少し、5億8,100万スイス・フランであり、調整後ベースで

は、600万スイス・フラン減少し、5億7,500万スイス・フランであった。これは主に、グループ・オペレーション部門に関する費用の減少を反映したものであった。

## アセット・マネジメント

### 業績：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

税引前利益は、2,700万米ドル（29%）増加し、1億2,400万米ドルであった。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、1,300万米ドル（10%）増加し、1億3,500万米ドルであった。これは、営業収益の増加を反映したものであった。

#### 営業収益

営業収益合計は、1,400万米ドル（3%）増加し、4億7,500万米ドルであった。

運用手数料純額は、1,000万米ドル増加し、4億5,200万米ドルであった。これは、平均投資資産の僅かな増加を反映したものであった。

実績報酬は、400万米ドル増加し、2,300万米ドルであった。これは主に、株式業務の実績報酬の増加によるものであったが、不動産投資及びプライベート・マーケットからの実績報酬の減少により一部相殺された。

#### 営業費用

営業費用合計は、1,400万米ドル（4%）減少し、3億5,100万米ドルであり、調整後の営業費用は、ほぼ横ばいの3億4,000万米ドルであった。

人件費は、500万米ドル減少し、1億8,600万米ドルであった。コストを削減し、能力を創出する目的で2018年第2四半期に実施された措置に関連した1,300万米ドルの費用及びその他の人事関連のリストラクチャリング費用を除くと、調整後の人件費は、600万米ドル増加し、1億8,300万米ドルであった。これは主に、変動報酬費用の増加によるものであった。

一般管理費は、500万米ドル減少し、4,400万米ドルであり、調整後ベースでは、300万米ドル減少し、4,200万米ドルであった。これは、コンサルティング及び法的サービスに関する費用の減少を反映していたが、外部委託費用の増加により一部相殺された。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、300万米ドル減少し、1億2,100万米ドルであった。調整後の費用純額は、100万米ドル減少し、1億1,500万米ドルであった。これは、グループ・オペレーション部門並びに規制及びコンプライアンスに起因するイニシアチブからの費用の減少が、グループ・ファイナンス部門及びグループ・テクノロジー部門からの費用の増加により相殺されたことによる。

### 新規純資金：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

新規純資金は、前年同期に21億米ドルの新規純資金流出額を計上したのに対し、150億米ドルの新規純資金流出額を計上した。マネー・マーケット・フローを除くと、前年同期に12億米ドルの新規純資金流入額を計上したのに対し、139億米ドルの新規純資金流出額を計上し、年率換算の新規純資金増加率は、前年同期のプラス0.6%に対し、マイナス7.6%であった。継続するマクロ経済の不確実性によって、とりわけ投資家がリスクを回避し、資産配分を変更し、かつ投資判断を遅らせることにより、新規純資金はマイナスの影響を受けた。

### 投資資産：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

投資資産は、70億米ドル増加し、8,310億米ドルであった。これは、市場でのプラスの業績180億米ドル及び為替効果40億米ドルを反映していたが、150億米ドルの流出額により一部相殺された。

### 業績：2019年上半年期と2018年上半年期の比較

税引前利益は、2,600万米ドル（13%）増加し、2億2,800万米ドルであった。2018年第1四半期におけるスイスの年金制度の変更に関連する1,000万米ドルの貸方計上及びリストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、1,500万米ドル（6%）増加し、2億4,400万米ドルであった。これは、営業費用の減少を反映したものであった。

営業収益合計は、ほぼ横ばいの9億2,100万米ドルであった。これは、運用手数料純額の減少の大部分が実績報酬の増加により相殺されたことによる。

運用手数料純額は、2,200万米ドル減少したが、これは、2018年第4四半期に市場水準が低下したことによる平均投資資産の減少を反映したものであった。

実績報酬は、株式業務における増加を主因として、1,600万米ドル増加し、5,000万米ドルであった。

営業費用合計は、3,200万米ドル（4%）減少し、6億9,300万米ドルであり、調整後の営業費用は、2,100万米ドル（3%）減少し、6億7,700万米ドルであった。

人件費は、400万米ドル（1%）減少し、3億6,400万米ドルであった。前述した2018年第1四半期におけるスイスの年金制度の変更に関連する貸方計上及びリストラクチャリング費用を除くと、調整後の人件費は、300万米ドル減少し、3億5,900万米ドルであった。

一般管理費は、800万米ドル減少し、9,200万米ドルであり、調整後の一般管理費は、600万米ドル減少し、8,800万米ドルであった。これは主に、コンサルティング費用、マーケティング費用及び旅費の減少によるものであるが、外部委託費用の増加により一部相殺された。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、1,800万米ドル減少し、2億3,700万米ドルであり、調整後の業務費用は、1,100万米ドル減少し、2億3,000万米ドルであった。これは主に、グループ・オペレーション部門、変動報酬、並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の減少を反映したものであり、グループ・テクノロジー部門、賃借料及びグループ・ファイナンス部門からの費用の増加により一部相殺された。

## インベストメント・バンク

### **業績：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較**

税引前利益は、1億800万米ドル（20%）減少し、4億2,700万米ドルであった。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、1億3,100万米ドル（23%）減少し、4億4,000万米ドルであった。これは、インベスター・クライアント・サービスにおける営業収益の減少及び営業費用の増加に起因していたが、コーポレート・クライアント・ソリューションにおける営業収益の増加により一部相殺された。

#### 営業収益

営業収益合計は、コーポレート・クライアント・ソリューションで業績が好調であったのにもかかわらず、9,100万米ドル（4%）減少し、20億7,100万米ドルであった。これは、以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億米ドルの純収益が2018年第2四半期に含まれていたことによる外国為替、金利及びクレジット業務における収益の減少、並びに継続する困難な市況の中での株式業務における減少を反映していた。

#### コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、1億1,300万米ドル（18%）増加し、7億4,200万米ドルであった。これは主に、アドバイザリー業務及び株式資本市場業務における収益の増加を反映していたが、リスク管理業務及び金融ソリューション業務における収益の減少により一部相殺された。

アドバイザリー業務の収益は、1億6,800万米ドルから59%増加して、2億6,800万米ドルであった。これは、合併及び買収取引からの収益が増加したこと（グローバル手数料プールは26%減少）を主因としていた。

株式資本市場業務の収益は、4,500万米ドル（23%）増加し、2億3,500万米ドルであった。これは主に、公募業務からの収益の増加（グローバル手数料プールは5%減少）を反映していた。プライベート取引からの収益も増加した。

債券資本市場業務の収益は、横ばいの1億6,400万米ドルであった。投資適格収益（グローバル手数料プールは2%増加）及びレバレッジド・ファイナンス収益（グローバル手数料プールは42%減少）の両方がほぼ横ばいであった。

金融ソリューション業務の収益は、7,900万米ドルから6,900万米ドルに減少した。これは、大半の商品において顧客活動水準が低下したことを反映したものであった。

リスク管理業務の収益は、2,100万米ドル減少し、600万米ドルであった。これは、解消されるローン・ポートフォリオにおける損失及び条件変更負債ポジションに関する利益の減少を主因としていた。

#### インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、2億800万米ドル（14%）減少し、13億3,100万米ドルであった。これは、外国為替、金利及びクレジット業務の収益並びに株式業務の収益が減少したことを反映したものであった。

#### 株式業務

株式業務の収益は、9,600万米ドル（9%）減少し、9億4,000万米ドルであった。これは、市場取扱量、市場のボラティリティ及び顧客活動の減少、並びに2018年第2四半期の好調を反映したものであった。

現物株式業務の収益は、前年同期の3億1,500万米ドルと比較して、2億8,900万米ドルであった。これは主に、顧客活動水準の低下を反映したものであった。

株式デリバティブ業務の収益は、2億8,000万米ドルから2億5,500万米ドルに減少した。これは、2018年第2四半期の好調及び顧客活動の減少を反映したものであった。

金融サービス業務の収益は、4億5,100万米ドルから3億9,900万米ドルに減少した。これは、顧客残高の減少及び顧客活動水準の低下を受けてプライム・ブローカレッジからの収益及びエクイティ・ファイナンスからの収益が減少したことに起因する。

#### 外国為替、金利及びクレジット業務

外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、1億1,200万米ドル（22%）減少して、3億9,100万米ドルであった。これは主に、UBS金利連動社債を評価するのに使用した資金調達カーブの可観測性の向上及び評価の見直しに起因して、以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億米ドルの純収益が、その後認識され、2018年第2四半期に含まれていたためである。この純収益を除くと、外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、僅かに減少した。トレーディング業績の改善を主に反映した金利及びクレジットの収益の増加は、ボラティリティ及び顧客活動水準の低下に起因する外国為替の収益の減少による相殺分を上回った。2019年第2四半期には、トレードウェブ（TradeWeb）に残存する当グループの投資の売却益3,800万米ドルが含まれていた（2018年第2四半期には時価評価による利得2,000万米ドルが認識された。）。

#### 営業費用

営業費用合計は、1,700万米ドル（1%）増加し、16億4,400万米ドルであり、調整後の営業費用は、4,000万米ドル（3%）増加し、16億3,100万米ドルであった。

人件費は、1,500万米ドル増加し、7億9,400万米ドルであり、調整後の人件費は、1,600万米ドル増加し、7億9,300万米ドルであった。

一般管理費は、ほぼ横ばいの1億4,300万米ドルであり、調整後ベースでは、1億4,100万米ドルであった。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、6億9,800万米ドルから7億400万米ドルに増加した。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の当該費用純額は、6億6,600万米ドルから6億9,400万米ドルに増加した。これは主に、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加を反映したものであった。

#### リスク加重資産及びレバレッジ比率分母：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

##### リスク加重資産

リスク加重資産（RWA）合計は、70億米ドル減少し、860億米ドルであった。これは、方法論の変更及び未使用のクレジット・ファシリティにおけるエクスポージャーの減少を主因とする信用リスクのRWAの減少、

並びに規制上の及びストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク (VaR) の平均水準の低下を反映した市場リスクのRWAの減少によるものであった。

#### レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母 (LRD) は、120億米ドル増加し、3,000億米ドルであった。これは主に、当グループの株式業務における短期ポジションの巻戻しを反映したトレーディング・ポートフォリオ資産の増加によるものであった。

#### 業績：2019年上半期と2018年上半期の比較

税引前利益は、4億7,700万米ドル (43%) 減少し、6億3,400万米ドルであった。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、5億2,900万米ドル (44%) 減少し、6億6,100万米ドルであった。これは、顧客活動水準の低下及びグローバル手数料プールの減少が、営業費用の減少により一部相殺されたことを反映して、インベスター・クライアント・サービスの収益及びコーポレート・クライアント・ソリューションの収益が減少したことを主因としていた。

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、3億1,000万米ドル (21%) 減少し、11億9,300万米ドルであった。これは、2018年上半期に好調であったのに対し、特に株式資本市場業務において、市場活動水準が著しく低下し、プライベート取引からの収益が著しく減少したことによるものであった。

アドバイザリー業務の収益は、1,200万米ドル増加し、3億7,700万米ドルであった。これは、合併及び買収取引からの収益の増加 (グローバル手数料プールは13%減少) を反映したものであったが、プライベート取引からの収益の減少により一部相殺された。

株式資本市場業務の収益は、5億300万米ドルから28%減少し、3億6,100万米ドルであった。これは主に、プライベート取引からの収益の減少及び公募業務からの収益の減少 (グローバル手数料プールは22%減少) によるものであった。

債券資本市場業務の収益は、4億2,600万米ドルから3億1,800万米ドルに減少した。これは、レバレッジド・ファイナンスの収益の減少 (グローバル手数料プールは29%減少) を主に反映したものであった。金融ソリューション業務の収益は、1億5,100万米ドルから1億2,600万米ドルに減少した。これは、大半の商品について顧客活動水準が低下したことを反映したものであった。

リスク管理業務の収益は、5,800万米ドルから1,100万米ドルに減少した。これは主に、解消されるローン・ポートフォリオにおける損失及び条件変更負債ポジションに関する利益の減少によるものであった。

インベスター・クライアント・サービスの収益は、4億2,700万米ドル (14%) 減少し、26億6,800万米ドルであった。これは、株式業務並びに外国為替、金利及びクレジット業務全体の収益の減少を反映していた。

株式業務の収益は、3億5,100万米ドル減少し、18億2,300万米ドルであった。現物株式業務の収益は、6億6,100万米ドルから5億9,100万米ドルに減少した。これは主に、顧客活動水準の低下を反映したものであった。株式デリバティブ業務の収益は、6億4,200万米ドルから5億1,300万米ドルに減少した。これは、2018年第1四半期が非常に好調であったこと及び顧客活動水準が低下したことを反映したものであった。金融サービス業務の収益は、8億8,500万米ドルから7億3,700万米ドルに減少した。これは、大半の商品で顧客活動水準が低下したことを反映したものであった。

外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、9億2,000万米ドルから8億4,500万米ドルに減少した。これは主に、UBS金利連動社債を評価するのに使用した資金調達カーブの可観測性の向上及び評価の見直しに起因して、以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億米ドルの純収益が、その後認識され、2018年第2四半期に含まれていたためである。これを除くと、外国為替、金利及びクレジット業務の収益は3%増加した。2019年上半期には、トレードウェブ (TradeWeb) における当グループの投資の利益6,800万米ドルが含まれており (2018年上半期には時価評価による利得2,200万米ドルが認識された。)、これは2019年第2四半期に売却された。

営業費用合計は、2億6,300万米ドル (8%) 減少し、32億200万米ドルであり、調整後の営業費用は、2億1,200万米ドル (6%) 減少し、31億7,500万米ドルであった。人件費は、17億3,100万米ドルから14億9,900万米ドルに減少し、調整後の人件費は、17億2,300万米ドルから14億9,700万米ドルに減少した。これは主に、変動報酬費用の減少を反映したものであった。一般管理費は、2億9,700万米ドルから2億8,400万米ドルに減少し、調整後ベースでは、2億9,200万米ドルから2億8,000万米ドルに減少した。コーポレー

ト・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、14億2,800万米ドルから14億1,200万米ドルに減少した。これは主に、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加が、戦略的及び規制上のイニシアチブ並びにその他のサービスからの費用の減少による相殺分を上回ったことによる。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の当該費用純額は、13億6,300万米ドルから13億9,100万米ドルに増加した。これは主に、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加によるものであった。

## コーポレート・センター

### 業績：2019年第2四半期と2018年第2四半期の比較

コーポレート・センターは、前年同期に2億3,300万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、5,600万米ドルの税引前損失を計上した。また、調整後ベースでは、前年同期に2億3,800万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、6,500万米ドルの税引前損失を計上した。

当グループは引き続き、コーポレート・センターにおいて2019年下半期の各四半期に平均で約2億5,000万米ドルの税引前損失を計上すると予想している（会計上の非対称性、ヘッジ会計の非有効性及び訴訟から生じる利益、損失、収益又は費用を除く。）。

#### 営業収益

営業収益は、前年同期のマイナス7,300万米ドルに対し、マイナス3,000万米ドルであった。資金業務関連純収益の1億5,600万米ドルの増加は、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオからの純収益の減少並びにその他のコーポレート・センターに関する収益の減少により一部相殺された。

#### 資金業務関連純収益

資金業務関連純収益は、前年同期のマイナス1億1,700万米ドルに対し、プラス3,900万米ドルであった。1,000万米ドルの為替差益純額を除くと、調整後の営業収益は、前年同期のマイナス1億1,700万米ドルに対し、プラス2,900万米ドルであった。

資金業務関連純収益には、集約化されたグループ財務部門のリスク管理業務に関連した6,900万米ドルのマイナスの収益（前年同期は6,400万米ドルのマイナスの収益）が含まれていた。ヘッジ会計の非有効性に関連した収益は、前年同期のマイナス1,600万米ドルに対し、プラス8,700万米ドルであった。会計上の非対称性からの収益は、前年同期のマイナス3,300万米ドルに対し、プラス1,300万米ドルであった。

#### 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオからの営業収益

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオからの営業収益は、前年同期の9,900万米ドルに対し、6,100万米ドルであった。2019年第2四半期には、訴訟債権の和解に関連した3,800万米ドルの利益及びデフォルト・カウンターパーティ・ポジションについての請求に関連した1,400万米ドルの収益が含まれていた。2018年第2四半期には、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に関する8,900万米ドルの評価益が含まれていた。

#### 営業費用

配分後のコーポレート・センターに残存する営業費用合計は、前年同期に1億6,000万米ドルであったのに対し、2,600万米ドルであり、調整後ベースでは、前年同期に1億6,500万米ドルであったのに対し、2,500万米ドルであった。これは主に、1,400万米ドルの訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の正味戻入（前年同期は7,800万米ドルの正味費用）並びに営業収益に基づき計上された資金調達費用の配分に関連していた。

### 業績：2019年上半期と2018年上半期の比較

コーポレート・センターは、前年同期に3億2,500万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、7,100万米ドルの税引前損失を計上した。2018年第1四半期には、当グループのスイスの年金制度の変更に関連した1億2,200万米ドルの貸方計上が含まれていた。調整後ベースでは、コーポレート・センターは、前年同期に4億4,800万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、8,200万米ドルの税引前損失を計上した。



営業収益合計は、前年同期のマイナス1億7,400万米ドルに対し、プラス1,700万米ドルであった。資金業務関連純収益の4億1,100万米ドルの増加は、コーポレート・センターの貸借対照表上の資産に関連した資金調達費用の増加（そのほとんどは「事業部門（に対する）/からの業務」の項目を通じて事業部門に配分された。）を主因とする非中核事業及びレガシー・ポートフォリオからの純収益の減少並びにその他のコーポレート・センターに関する収益の減少により一部相殺された。

2019年上半期の資金業務関連純収益は、前年同期のマイナス2億4,800万米ドルに対し、プラス1億6,300万米ドルであった。1,000万米ドルの為替差益純額を除くと、調整後の営業収益は、前年同期のマイナス2億4,800万米ドルに対し、プラス1億5,300万米ドルであった。

資金業務関連純収益には、集約化されたグループ財務部門のリスク管理業務に関連した8,800万米ドルのマイナスの収益（前年同期は1億5,200万米ドルのマイナスの収益）が含まれていた。ヘッジ会計の非有効性に関連した収益は、前年同期のマイナス7,100万米ドルに対し、プラス1億4,700万米ドルであった。会計上の非対称性からの収益は、前年同期のマイナス2,800万米ドルに対し、プラス9,400万米ドルであった。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオからの営業収益は、前年同期の1億4,900万米ドルに対し、1億800万米ドルであった。2019年上半期には、訴訟債権の和解に関連した利益、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に関する評価益、並びにデフォルト・カウンターパーティ・ポジションについての請求に関連した収益が含まれていた。

配分後にコーポレート・センターに残存する営業費用合計は、前年同期の1億5,100万米ドルに対し、8,800万米ドルであり、調整後ベースでは、前年同期の2億7,400万米ドルに対し、8,900万米ドルであった。これは、前述した訴訟、規制上及び類似の問題に関連した貸方計上並びに営業収益に基づき計上された資金調達費用の配分を反映していた。

## 従業員：2019年第2四半期と2019年第1四半期の比較

2019年6月30日現在のコーポレート・センターの従業員は、2019年3月31日から29名減少し、31,191名（フルタイム換算）であった。外部スタッフは同期間中に890名減少した。

## 貸借対照表、流動性及び資金調達管理

### 戦略、目的及びガバナンス

本項では、貸借対照表、流動性及び資金調達管理情報を記載するが、これは、当グループの流動性及び資金調達管理に関する戦略、目的及びガバナンスについてより詳細に記載している当グループの2018年度年次報告書（英文）の「Treasury management」の項と合わせて読まれるべきである。

本項において開示された残高は、別段の表示がない限り、四半期末現在のものである。四半期中の残高は通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

### 資産及び流動性管理

貸借対照表上の資産（2019年6月30日現在と2019年3月31日現在の比較）

2019年6月30日現在の貸借対照表上の資産は、2019年3月31日現在から120億米ドル増加し、合計9,690億米ドルであった。

デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金を除く資産合計は、トレーディング・ポートフォリオ資産並びに償却原価及び公正価値で測定されるその他の金融資産の増加を主因として、30億米ドル増加し、8,230億米ドルであった。これは、現金及び中央銀行預け金並びに償却原価で保有される有価証券ファイナンス取引からの債権の減少により一部相殺された。

トレーディング・ポートフォリオ資産は、インベストメント・バンクを中心に、110億米ドル増加した。これは、当グループの株式業務における短期ポジションの巻戻しを主に反映していた。償却原価及び公正価値で測定されるその他の金融資産は、80億米ドル増加した。これは、顧客活動に起因する公正価値で測定される有価証券ファイナンス取引からの債権が増加したこと及び適格流動資産（HQLA）ポートフォリオ内で現金から公正価値で測定される負債証券に振り替えられたことを主因としていた。

これらの増加は、特にインベストメント・バンクで、事業部門による資金調達の消費高が増加したこと及び短期借入金の満期到来を主因として、現金及び中央銀行預け金が90億米ドル減少したことにより一部相殺された。償却原価で保有される有価証券ファイナンス取引からの債権は、70億米ドル減少した。これは主に、グループ財務部門内の非現金担保の供給要求が減少したことを主に反映していた。

デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金は、90億米ドル増加した。これは主に、インベストメント・バンクの外国為替、金利及びクレジット業務において時価評価による保有デリバティブへの影響が見られ、かつ新しい取引に係る組込スプレッドが、満期に償還のみ行って終了する取引と比べて拡大したことによるものであった。

#### 流動性カバレッジ比率

2019年第2四半期に、UBSグループの流動性カバレッジ比率(LCR)は、8パーセント・ポイント低下して、145%となり、スイス金融市場監督当局(FINMA)により通達された当グループの最低LCRである110%を依然として上回った。LCRのこの下落は、当四半期を通じて事業部門による資金調達の消費高が増加したことを反映して、平均現金残高が減少したことにより適格流動資産が減少したことを主因としていた。

#### 負債及び資金調達管理

負債(2019年6月30日現在と2019年3月31日現在の比較)

2019年6月30日現在の負債合計は、130億米ドル増加し、9,150億米ドルであった。2019年6月30日現在のデリバティブ及び担保金を除く負債合計は、ほぼ横ばいの7,630億米ドルであった。

顧客預金は、為替効果を主因として、グローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングを中心に、70億米ドル増加した。

この増加は、コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金の償還純額を主に反映した短期借入金の70億米ドルの減少により一部相殺された。

デリバティブ及びデリバティブに係る受入担保金は、前述したデリバティブの金融資産及び差入担保金の増加に沿って、110億米ドル増加した。

#### 資本

2019年6月30日現在の株主に帰属する持分は、2019年3月31日現在の536億6,700万米ドルから531億8,000万米ドルに減少した。

株主に帰属する包括利益合計は、24億7,800万米ドルであった。これは、純利益13億9,200万米ドル及びプラスのその他の包括利益(OCI)10億8,600万米ドルを反映している。OCIには、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するプラスのOCI7億7,300万米ドル、為替換算に関するプラスのOCI1億6,800万米ドル、自己の信用に関連するプラスのOCI17,200万米ドル、OCIを通じて公正価値で測定される負債性商品に関連するプラスのOCI16,500万米ドル及び確定給付制度に関するプラスのOCI1800万米ドルが含まれていた。

資本剰余金は、23億3,300万米ドル減少した。これは、UBSグループAGの資本準備金からの株主に対する25億4,400万米ドルの分配を主因としていたが、繰延株式報酬の償却により資本剰余金が1億7,400万米ドル増加したことにより一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により、株主に帰属する持分は6億3,300万米ドル減少した。これは、従業員株式報酬に関連した将来の株式交付義務をヘッジするために市場から3億8,200万米ドルの株式を購入したこと及び当グループの株式買戻しプログラムによる2億9,700万米ドルの買戻しに関連していた。

オフバランスシート(2019年6月30日現在と2019年3月31日現在の比較)

先日付スタートのリバース・レポ契約及び先日付スタートのレポ契約は、主にコーポレート・センターにおいて、短期有価証券ファイナンス取引における市場活動の増加を反映して、それぞれ30億米ドル増加した。保証は、主にグローバル・ウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンクにおいて、10億米ドル減少した。ローン・コミットメントは、主にインベストメント・バンクのコーポレート・クライアント・ソリューション事業において、30億米ドル減少した。これは主に、当四半期中に取消、減額又は実行されたコミットメントを反映していた。

#### 正味安定調達比率

2019年6月30日現在の当グループのプロフォーマ正味安定調達比率(NSFR)の見積りは、2019年3月31日現在から1パーセント・ポイント増加して、111%であった。これは、預金の増加を主因とする利用可能な安定調達の90億米ドルの増加及びトレーディング資産の増加を主因とする所要安定調達の30億米ドルの増加を主因としていた。

当グループのプロフォーマNSFRの計算には、バーゼル銀行監督委員会の規則による影響の見積りが含まれ、スイスにおけるNSFR規則の完成、規制上の解釈の変更並びに新モデル及び関連制度の改善に伴い見直される。

## 資本管理

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、かかる内容は当グループの資本管理に関する戦略、目的及びガバナンスについてより詳細に記載している当グループの2018年度年次報告書(英文)の「Capital management」の項と合わせて読まれるべきである。本項における開示情報は、UBSグループAGの連結ベースについて記載しており、スイスのシステム上関連ある銀行(SRB)として適用あるバーゼルの枠組みに基づく情報に焦点を当てている。

バーゼル銀行監督委員会の枠組みに沿ったUBSグループAG(連結ベース)についての情報並びにUBS AG(単体ベース)、UBSスイスAG(単体ベース)、UBSヨーロッパSE(連結ベース)及びUBSアメリカズ・ホールディングLLC(連結ベース)についての資本及びその他の規制上の情報は、2019年6月30日第3の柱に関する報告(英文)([www.ubs.com/investors](http://www.ubs.com/investors)の「Pillar 3 disclosures」にて2019年8月27日以降入手可能)に記載されている。

UBS AG(連結ベース)についての資本及びその他の規制上の情報については、本書及びUBS AGの2019年度第2四半期財務報告書(英文)([www.ubs.com/investors](http://www.ubs.com/investors)の「Quarterly reporting」にて2019年7月26日以降入手可能)に記載されている。

## スイスSRBの要件及び情報

スイスSRBの自己資本の枠組み及び2019年度末までに段階的に導入されつつあるスイスSRBのゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件に関する情報については、当グループの2018年度年次報告書(英文)の「Capital management」の項に記載されている。これらの要件は、UBS AG(連結ベース)及びUBSスイスAG(単体ベース)にも適用される。UBS AGは、単体ベースでゴーイングコンサーン・ベースの要件に服しており、これに関する情報は、2018年12月31日第3の柱に関する報告(英文)([www.ubs.com/investors](http://www.ubs.com/investors)の「Pillar 3 disclosures」にて入手可能)並びに2019年6月30日第3の柱に関する報告(英文)([www.ubs.com/investors](http://www.ubs.com/investors)の「Pillar 3 disclosures」にて2019年8月27日以降入手可能)に記載されている。

## 総損失吸収力

スイスSRBのゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報は、経過措置と2020年1月1日に発効する最終規則に基づいている。経過措置を含むスイスSRBに基づく情報と2020年1月1日以降のスイスSRBに基づく情報との間の残存する差異は、スイスSRBに適用あるスイスの自己資本に関する規則の大きすぎて潰せない条項により規定される証券の適格性に全て関連しており、かかる情報は、当グループの2018年度年次報告書(英文)の「Capital management」の「Swiss SRB total loss-absorbing capacity framework」の項に記載されている。

## 2020年1月1日以降適用あるスイスSRB規則に基づく総損失吸収力及び変動

### ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本及び変動

2019年6月30日現在の当グループの普通株式等Tier 1(CET1)自己資本は、3億米ドル増加し、349億米ドルであった。これは、税引前営業利益及び為替換算の影響を主因としていたが、株主に対する投資利益の

見越計上額、報酬関連規制資本の見越計上額、当グループの株式買戻しプログラムに基づく株式買戻し、及び当期税金費用により一部相殺された。

#### ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力及び変動

当グループのゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力は、7億米ドル減少し、374億米ドルであった。これは主に、残存期間が2年より短い2つの総損失吸収力（TLAC）適格非劣後無担保債の適格性が減少したことによるものであった。

#### 損失吸収力及びレバレッジ比率

当グループのCET1自己資本比率は、0.4パーセント・ポイント上昇し、13.3%であった。これは、前述したCET1自己資本の3億米ドルの増加及びリスク加重資産（RWA）の54億米ドルの減少を反映したものであった。

当グループのCET1レバレッジ比率は、2019年第2四半期に3.80%から3.83%に上昇した。これは、前述したCET1自己資本の増加を反映したものであった。

当グループのゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率は、14.2%から14.3%に上昇した。これは、前述したRWAの減少を主因としていた。当グループのゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、前述したゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力の減少を反映して、0.1パーセント・ポイント低下し、4.1%であった。

#### リスク加重資産

2019年第2四半期中、リスク加重資産（RWA）は、54億米ドル減少し、2,621億米ドルであった。これは、資産規模及びその他の動向に起因する35億米ドルの減少、方法論及び方針の変更に起因する19億米ドルの減少並びに規制上の追加分の15億米ドルの減少を反映しているが、為替効果に起因する12億米ドル及びモデルの更新に起因する3億米ドルの増加により一部相殺された。

#### 信用及びカウンターパーティの信用リスク

2019年6月30日現在の信用及びカウンターパーティの信用リスクのRWAは、36億米ドル減少し、1,491億米ドルであった。

資産規模及びその他の動向に起因するRWAの34億米ドルの減少は、インベストメント・バンクのコーポレート・クライアント・ソリューション事業における貸出金のエクスポージャー、マージン貸出及び未使用のクレジット・ファシリティにおける減少を主因としていた。

方法論及び方針の変更に起因する減少は、インベストメント・バンクにおいて特定のカラー・ファイナンス取引をそれらが信用を伴わない性質であることを理由に信用リスクのRWAから除外したことを主因としていた。

前述した減少は、スイスの住宅モーゲージに関する修正済モデルの実行に起因するデフォルト率（PD）及びデフォルト時損失率（LGD）の変更に関連したRWAの増加の段階的導入を継続したこと（これによりパーソナル&コーポレート・バンキング及びグローバル・ウェルス・マネジメントが影響を受けた。）によりもたらされた、モデルの更新に起因するRWAの5億米ドルの増加により一部相殺された。

当グループでは、方法論の変更及びモデルの更新（スイスのモーゲージに係るPD及びLGDファクターに関連したRWAの増加の段階的導入を継続したことを含む。）により、信用及びカウンターパーティの信用リスクのRWAが2019年下半期に15億米ドル前後増加すると予想している。RWAの変動の程度及び時期は、方法論の変更及びモデルの更新が完了するか、規制当局の認可が得られるか、規制上の乗数が調整されるかによって変わる場合がある。これに加え、関連あるポートフォリオ構成の変更及びその他の要因が当グループのRWAに影響する。

#### 市場リスク

市場リスクのRWAは、2019年第2四半期に20億米ドル減少した。これは主に、VaRに含まれないリスクの月次の評価による更新を反映した規制の追加に起因する減少によるものであった。

## オペレーショナル・リスク

2019年6月30日現在のオペレーショナル・リスクのRWAは、2019年3月31日現在から横ばいの803億米ドルであった。

## レバレッジ比率分母

2019年第2四半期のレバレッジ比率分母（LRD）は、横ばいの9,110億米ドルであった。これは、為替効果に起因する増加が資産規模及びその他の動向における減少により実質的に相殺されたことによる。

後述のLRDの変動には、為替効果は含まれていない。

デリバティブのエクスポージャーは、20億米ドル減少した。これは主に、インベストメント・バンクの株式業務内のデリバティブ商品に係る担保金の顧客主導の減少に加え、現行のエクスポージャー方式に基づく追加エクスポージャーの減少をもたらす、グローバル・ウェルス・マネジメントにおける取引所取引オプションに関する想定元本の減少によるものであった。

有価証券ファイナンス取引（SFT）は、40億米ドル減少した。これは、コーポレート・センターにおける減少純額（これにより、非現金担保に関する供給要求の減少が公正価値で測定されるトレーディング目的保有でないその他の金融資産における顧客主導の増加により一部相殺された。）を主に反映していた。

## リスク管理及び統制

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、かかる内容は2019年6月28日提出の当行の有価証券報告書に記載した「リスク管理及び統制」とあわせて読まれるべきである。

## 信用リスク

2019年第2四半期の正味信用損失費用合計は、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにグローバル・ウェルス・マネジメントを中心に、1,200万米ドルであった。これは、信用減損された（ステージ3）ポジションからの損失3,500万米ドルを反映していたが、ステージ1及び2ポジションからの予想信用損失戻入2,300万米ドルにより一部相殺された。

2019年第2四半期中、全体の信用リスク・エクスポージャーはほぼ横ばいであった。

当グループでは、引き続きスイス貸付ポートフォリオを慎重に管理するよう努めており、当グループのカウンターパーティに影響を与えうる低迷の兆候に、引き続き警戒をしている。

インベストメント・バンクにおいては、当グループのレバレッジド・ローンの引受業務のリスクを分配する全体的な能力は、引き続き健全であった。融資引受エクスポージャーは、当四半期末の市況を反映した公正価値で、トレーディング目的で保有されている。

## 市場リスク

当グループは引き続き市場リスクを管理上のバリュエーション・アット・リスク（VaR）の概ね低い水準で管理した。平均的な管理上のVaR（1日、信頼水準95%）は、2019年第1四半期から横ばいの1,100万米ドルであった。平均的な規制上のVaR及びストレステストVaRは、当第2四半期に僅かに減少した。

2019年第2四半期中、マイナスのグループVaRバックテストの超過事象は0件であり、直近250営業日中のマイナスのバックテストの超過事象の合計件数は2件から1件に減少した。市場リスクRWAに係るFINMAのVaR乗数は前四半期の3から変動がなかった。

当グループにおけるバンキング勘定の金利リスク（IRRBB）の開示に関する変更
----------------------------------------

パーゼル銀行監督委員会による2016年の基準に基づき、FINMAは、バンキング勘定の金利リスク（IRRBB）の計測、管理、モニタリング及び統制のための最低基準に関する通達の改正を公表した。この通達は2019年1月に発効し、第3の柱に基づく開示の最初の改正は、当グループの2019年6月30日付第3の柱に関する報告（英文）（[www.ubs.com/investors](http://www.ubs.com/investors)の「Pillar 3 disclosures」にて2019年8月27日以降入手可能）における2019年6月30日に終了する期間について適用された。新しいIRRBB規則は、2つの補完的指標を中心に構成される。

- ・ プロフォーマ・ベースの情報を表示する、バンキング勘定の理論的現在価値の変動のための資本の経済的価値（EVE）に基づく測定法。
- ・ 金利の変動に対するバンキング勘定の受取利息純額（NII）の感応度を評価するための利益に基づく測定法。

資本、のれん、不動産及びその他Tier 1（AT1）資本性証券を除外するEVE感応度は、通達2019/2金利リスク - 銀行においてFINMAが定義する6つの規制金利ショック・シナリオに基づき評価され、これは通貨別であり、下限は設けられていない。NII感応度の開示は、2つのパラレル・ショック・シナリオについてのみ要求される。

米ドルのシナリオ <sup>1</sup>	内容
上方パラレルシフト	全ての満期に対応する金利が+200ベース・ポイント変動
下方パラレルシフト	全ての満期に対応する金利が-200ベース・ポイント変動
スティープ化	短期債の変動が-195ベース・ポイント、長期債の変動が+134ベース・ポイント
フラット化	短期債の変動が+240ベース・ポイント、長期債の変動が-89ベース・ポイント
短期金利上昇	短期債の変動が+300ベース・ポイント、長期債の変動が+1ベース・ポイント
短期金利低下	短期債の変動が-300ベース・ポイント、長期債の変動が-1ベース・ポイント

<sup>1</sup> その他の通貨のための6つのシナリオは同様の形態を有しているが、大きさが異なる。パラレル・ショックは、スイス・フランに関しては150ベース・ポイント、ユーロに関しては200ベース・ポイント、英ポンドに関しては250ベース・ポイントである。「短期債」とは翌日物のイールド・カーブを意味し、「長期債」とは20年物のイールド・カーブを意味する。詳細については、FINMA通達2019/2を参照のこと。

イールド・カーブにおける1ベース・ポイントのプラスの平行移動に対するバンキング勘定の金利感応度は、2019年6月30日現在ではマイナス2,220万米ドルであり、FINMAによる第3の柱の開示要件の通りその他Tier 1（AT1）資本性証券は除外されている。また、金利感応度からは、資本、のれん及び不動産も除外されており、模範となる感応度は、スイス・フランについてベース・ポイントにつき約400万米ドル、米ドルについてベース・ポイントにつき1,400万米ドルである。これまでの報告書の「リスク管理及び統制」の項で開示された情報には、これらのエクスポージャーに関する感応度も含まれていた。

FINMAの6つの金利シナリオのうち最も悪化したのは、「上方パラレルシフト」シナリオであり（米ドルについては+200ベース・ポイント及びスイス・フランについては+150ベース・ポイント）、これにより、バンキング勘定の資本の経済価値がマイナス45億米ドル変動した。これは、Tier 1自己資本の9.0%に等しいプロフォーマ効果を表しており、これは、IRRBB規則の規制上の異常値テストのTier 1自己資本の基準値である15%を大きく下回っている。2019年6月30日現在「上方パラレルシフト」シナリオによるTier 1自己資本への即時の影響は、適格資本における認識において純損益を通じて公正価値で測定される当グループのバンキング勘定の一部及び年金基金からのプラスの影響に関連する0.5%（2億米ドル）の減少とされる。

更に、このシナリオは、受取利息純額にプラスの影響を及ぼすとされる。

## カントリー・リスク

当グループはヨーロッパの動向及び多くの国の政治的变化を引き続き注視している。当グループでは、英国、ドイツ及びフランスを含む主要なヨーロッパ経済に対して多大なカントリー・リスク・エクスポー

ジャーを有しているが、当グループのヨーロッパ周辺国に対する直接的なエクスポージャーは限定的である。英国のEU離脱プロセス並びにイタリアの財政赤字及びイタリアとEU間の緊張が依然として懸念事項である。

当グループは継続する米国の貿易政策の転換から生じるリスクの増大並びに主要な市場、経済、国に及ぼす潜在的影響を注意深く監視している。

当グループはまた、当グループの中国に対する直接的なエクスポージャーを継続的に注意深く監視している。加えて、多くの新興市場が、経済、政治及び市場の圧力に直面している。新興市場国に対する当グループのエクスポージャーは、よく分散されている。

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・レジリエンス、行動規範及び企業文化、並びに金融犯罪は、引き続き付随リスクの全般的テーマであり、UBS及びより広範な金融業界の両者の課題である。

当グループは、混乱に対応し、日常業務の実効性を維持する能力を継続的に向上させているため、オペレーショナル・レジリエンスは依然として当グループの主要な関心事である。サイバーセキュリティとデータ保護は、オペレーショナル・レジリエンスの重要な要素であり、当グループのサイバーセキュリティの目的は、一般的な国際基準に従って定められており、一方で当グループのデータ保護基準は、適用されるデータ保護規制及び基準に合致するように意図されている。当グループは、当グループの目的を達成し、適用される基準を満たすために、刻々と変化すると共にますます巧妙になっているサイバー攻撃から防御する予防的検出策への投資を実行中である。当グループの投資優先事項においては、サイバー攻撃の脅威及びデータ損失の検出及び対応の迅速化、従業員の研修及び行動、並びにアプリケーション及びインフラの安全性（脆弱性管理を含む。）が重視されている。

技術革新や地政学的情勢により事業を行う複雑さが増し、規制当局が高い関心を持ち続けているため、金融犯罪（マネーロンダリング、テロ資金調達、制裁違反、詐欺及び贈収賄を含む。）は引き続きリスクとなっている。当グループにとって、依然として、効果的な金融犯罪防止プログラムが不可欠である。マネーロンダリングや金融詐欺の技術はますます巧妙になっている一方で、地政学的な不安定さのために制裁の状況がより複雑になっている。当グループは、金融犯罪防止プログラムの一環として引き続き当グループの検出機能及び基幹システムに対する多額の投資も行っており、規制上期待されるところを充たすのに当該システムを向上させることに注力している（米国の通貨監督局が当グループの米国支店の顧客確認及びAMLプログラムに関連して2018年5月に出した排除措置命令に係る要求への取り組みを含む。）。

コンダクト・リスクの管理は当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みの中心的な部分である。この枠組みに加えて、当グループは、コンダクト・リスクの管理において、2つの分野に焦点を当てており、それらは、管理情報を充実させること、及びオペレーショナル・リスクを特定・治癒する上での有効性を高めることである。行為規制に関連する管理情報は、事業及び地域のガバナンスの段階において検討され、従業員の行為、顧客及び市場に関する指標を提供する。更に、当グループは、引き続き、「優れた監督の原則」等の行動イニシアチブを遂行し、必修の法令遵守及びリスク研修を提供している。

当グループは、変化する規制上の期待を充たすために、当グループの規制上のプロセス管理の枠組みを更新し、規制上の動向の追跡業務を強化させると共に、法人の報告を含め、オペレーショナル・リスクの枠組み（ORF）の評価プロセスを強化させることで、規制上の報告業務に継続して重点を置いている。

**当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループに関する財務及び規制上の主要な数値**

	UBS AG (個別)		UBSスイスAG (個別)		UBSヨーロッパSE (連結) <sup>1</sup>		UBSアメリカズ・ホールディングLLC (連結)	
	単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く		単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く		単位：百万ユーロ、別掲されている場合を除く		単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	
現在又は終了四半期	2019年 6月30日	2019年 3月31日	2019年 6月30日	2019年 3月31日	2019年 6月30日	2019年 3月31日	2019年 6月30日	2019年 3月31日
<b>財務情報<sup>2,3,4</sup></b>								
<b>損益計算書</b>								
営業収益合計	4,839	2,237	1,812	2,060	256	193	3,239	2,933
営業費用合計	1,815	2,200	1,618	1,600	204	186	2,721	2,626
税引前営業利益 / (損失)	3,025	37	194	460	52	7	518	307
当期純利益 / (損失)	2,997	55	142	360	57	11	250	225
<b>貸借対照表</b>								
資産合計	500,958	498,426	295,749	295,806	60,987	56,687	135,542	140,376
負債合計	450,049	447,264	283,612	281,612	56,576	51,972	106,973	112,662
資本合計	50,909	51,162	12,137	14,194	4,410	4,715	28,569	27,714
<b>自己資本<sup>5,6</sup></b>								
普通株式等Tier 1自己資本	51,261	49,024	10,654	10,463	3,543	3,568	12,900	12,028
その他Tier 1自己資本	10,619	10,435	4,240	4,248	290	290	2,154	2,141
Tier 1自己資本	61,880	59,460	14,894	14,712	3,833	3,858	15,055	14,170
ゴーイングコンサーン・ベースの								
自己資本合計	67,485	65,472	14,894	14,712				
Tier 2自己資本								
							718	713
ゴーコンサーン・ベースの								
総損失吸収力			10,924	10,945				
自己資本合計					3,833	3,858	15,772	14,882
総損失吸収力			25,818	25,657				
<b>リスク加重資産及びレバレッジ</b>								
比率分母 <sup>5,6</sup>								
リスク加重資産	294,348	300,734	96,640	96,067	13,725	14,432	53,892	55,313
レバレッジ比率分母	618,704	617,329	311,212	310,545	52,291	51,060	123,008	124,981
<b>自己資本及びレバレッジ</b>								
比率(%) <sup>5,6</sup>								
普通株式等Tier 1自己資本比率	17.4	16.3	11.0	10.9	25.8	24.7	23.9	21.7
Tier 1自己資本比率					27.9	26.7	27.9	25.6
ゴーイングコンサーン・ベースの								
自己資本比率	22.9	21.8	15.4	15.3				
総自己資本比率					27.9	26.7	29.3	26.9
総損失吸収力比率			26.7	26.7				
レバレッジ比率 <sup>7</sup>	10.9	10.6			7.3	7.6	12.2	11.3



総損失吸収力レバレッジ比率			8.3	8.3		
<b>流動性<sup>6,8,9</sup></b>						
適格流動資産(単位：十億)	82	87	67	71	14	15
純資金流出額(単位：十億)	57	51	49	52	8	7
流動性カバレッジ比率(%) <sup>10,11</sup>	145	169	138	137	177	214
<b>その他</b>						
UBS AGとUBSスイスAG間の連帯債務 (単位：十億) <sup>12</sup>			22	26		

<sup>1</sup> 2019年3月1日付でUBSリミテッドがUBSヨーロッパSEを存続会社とするクロスボーダーの合併を行った結果、UBSヨーロッパSEは、UBSグループAGの重要な規制対象子会社となった。合併後の会社の規模、範囲及び事業モデルは今や著しく異なっている。UBSリミテッドとUBSヨーロッパSEとのクロスボーダーの合併に関する詳細については、2019年第1四半期報告書(英文)の「Recent developments」のセクションを参照。<sup>2</sup> UBS AG及びUBSスイスAGの財務情報はスイスGAAP(FINMA令2015/1及び銀行法)に準拠して作成されているが、スイスGAAPに基づく期中財務書類を示すものではない。<sup>3</sup> UBSヨーロッパSEの財務情報は国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されているが、IFRSに基づく期中財務書類を示すものではない。<sup>4</sup> UBSアメリカズ・ホールディングLLCの財務情報は米国において一般的に公正妥当と認められている会計原則(米国GAAP)に準拠して作成されているが、米国GAAPに基づく期中財務書類を示すものではない。<sup>5</sup> UBS AG及びUBSスイスAGについては、スイスのシステム上関連ある銀行(SRB)に適用される経過措置に基づく。UBSヨーロッパSEについては、適用あるEUバーゼル規則に基づく。<sup>6</sup> 詳細については、2019年6月30日の第3の柱に関する報告(英文)(www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2019年8月27日以降入手可能)を参照。<sup>7</sup> UBS AGについては、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本に基づく。UBSヨーロッパSE及びUBSアメリカズ・ホールディングLLCについては、Tier 1自己資本に基づく。<sup>8</sup> UBSアメリカズ・ホールディングLLCの2019年6月30日現在及び2019年3月31日現在の現地の開示要件は存在しない。<sup>9</sup> UBSヨーロッパSEについては、同様の基準で作成されたデータがクロスボーダーの合併以降の期間についてのみ利用可能であるため、2019年6月30日現在の数値は12ヶ月平均ではなく4ヶ月平均に基づいている。2019年3月31日については、月末報告日の数値が開示されている。<sup>10</sup> UBS AGはFINMAが通知する最低流動性カバレッジ比率105%を維持する必要がある。<sup>11</sup> UBSスイスAGはスイスSRBとして、最低流動性カバレッジ比率100%を維持する必要がある。<sup>12</sup> 連帯債務の詳細については、当グループの2018年度年次報告書(英文)の「Capital management」のセクションを参照。特定の状況において、スイス銀行法及びFINMAの銀行破綻条例は、FINMAが銀行の破綻処理に係る当該銀行の普通株式債務に対して修正、消却又は転換を行うことを認めている。

UBSグループAGは持株会社であり、その実質上全ての事業はUBS AG及びその子会社を通じて行われている。UBSグループAG及びUBS AGは、各々の資本について、そのかなりの部分に寄与しており、子会社に対し十分な流動性を提供する。子会社の多くは、最低資本要件、最低流動性要件及び類似の要件の遵守を求める規制に服している。上記の表は、当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループに関し、自国の法域の規制上の枠組みに基づき決定された規制上の自己資本の構成項目及び自己資本比率を要約している。

監督当局は、一般的に、より厳しい要件を課す又はその他の方法で子会社の活動を制限する裁量を有している。更に、監督当局は、ストレス時における自己資本及びレバレッジ比率を計測するよう事業体に要請すること並びに当該テストの結果に基づき新しい事業に従事する又は資本計画を実行する事業体の能力に対し制限を課すこともできる。

2019年6月、連邦準備制度理事会は、包括的資本分析及びレビュー(CCAR)の結果を発表し、当グループの米国中間持株会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCの資本計画に異議を唱えなかった。

UBS AG、UBSスイスAG及びUBSグループAGの個別の財務情報は、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」(英文)にて2019年7月26日以降入手可能である。

UBS AG及びUBSスイスAGの個別の規制情報並びにUBSヨーロッパSE及びUBSアメリカズ・ホールディングLLCの連結の規制情報は、2019年6月30日の第3の柱に関する報告(英文)(www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2019年8月27日以降入手可能)に記載されている。

4【経営上の重要な契約等】

2019年4月1日より、当グループの破綻処理の実行可能性を改善するためのUBSの取り組みの一環として、UBS AGが行っていたスイスのアセット・マネジメント事業をUBS AGからその間接子会社であるUBSアセット・マネジメント・スイスAGに移転した。この譲渡により、当グループはスイスのアセット・マネジメント事業及び米国外の全てのアセット・マネジメントの子会社を、別のアセット・マネジメントのサブグループ構造に移転し終えた。

当該吸収分割の目的	当該吸収分割は、UBSグループが既に発表又は実施した他の措置と併せて、変化する「Too big to fail (大きすぎて潰せない)」規制要件に対応した実質的なUBSグループの対応能力向上を目的としている。
当該吸収分割の方法	2019年6月14日にアセット・マネジメント事業に関する資産が当行からUBSアセット・マネジメント・スイスAG及び当行の完全保有子会社であるUBSアセット・マネジメントAGに移転され、かかる資産移転は準備金への出資という形で実施された。その後、当行はUBSアセット・マネジメント・スイスAGの全発行済株式をUBSアセット・マネジメントAGに移転した。当該取引は簿価で実施され、2019年4月1日に遡及して効力が生じている。 UBSアセット・マネジメントAGは、当行からUBSアセット・マネジメント・スイスAGへの資産移転とは別の取引として、スイス国内でアセット・マネジメント事業を行うスイスの子会社の全発行済株式を2019年6月17日にUBSアセット・マネジメント・スイスAGに移転した。当該取引は、準備金へ出資する方法で完了した。
吸収分割承継会社となる会社の商号	UBSアセット・マネジメント・スイスAG (UBS Asset Management Switzerland AG)
UBSアセット・マネジメント・スイスAGの資本金の額	株式資本 50万スイス・フラン 準備金への出資 7,450万スイス・フラン 合計 7,500万スイス・フラン
UBSアセット・マネジメント・スイスAGの事業の内容	UBSアセット・マネジメント・スイスAGは、2019年6月14日に事業が移転されるまでいかなる事業活動も行っていない。

5【研究開発活動】

該当事項なし

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

2019年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

UBS AGの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

#### (1)【株式の総数等】（2019年6月30日現在）

##### 【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,238,408,466	記 名 式 3,858,408,466	記 名 式 380,000,000

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2019年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	( 百 万 円 )
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(41,385)

##### 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2019年6月30日現在）

株 式 資 本

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2018年12月31日	-	3,858,408,466	-	385,840,846.60 (41,385)	
2019年6月30日	0	3,858,408,466	0	385,840,846.60 (41,385)	

(4) 【大株主の状況】

大株主（2019年6月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に 占める割合 (%)
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00

## 2【株価の推移】

該当事項なし

## 3【役員の状況】（提出日現在）

2018年度有価証券報告書の提出日（2019年6月28日）後、下記を除き、本半期報告書の提出日までに役員に異動はなかった。

2019年10月1日付で、ウルリッヒ・ケルナー（Ulrich Körner）及びマーチン・ブレッシング（Martin Blessing）は現在の役職を退き、執行役員会を退会する。スーニ・ハーフォード（Suni Harford）及びイクバル・カーン（Iqbal Khan）が執行役員会に加わる予定で、それぞれ、ウルリッヒ・ケルナーの役職であるアセット・マネジメント社長及びマーチン・ブレッシングの役職であるグローバル・ウェルス・マネジメント共同社長を引き継ぐ予定である。これと同時に、サビーン・ケラーブッセ（Sabine Keller-Busse）が、自らの現在の役職であるチーフ・オペレーティング・オフィサーに加え、ケルナーの役職であるUBSヨーロッパ、中東及びアフリカ社長を引き継ぐ予定である。

## 第6【経理の状況】

- (a) 本書記載の当行及び子会社の中間連結財務書類は、2019年7月26日に公表された「UBS AGの2019年度第2四半期財務報告書」と題された原文（英文）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2019年6月30日に終了した期間の原文（英文）の当行及び子会社の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載の当行の個別財務情報は、2019年7月26日に公表された「UBS AGの2019年度第2四半期財務報告書」と題された原文（英文）に含まれているスイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に従って作成された2019年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務情報（以下「原文の中間個別財務情報」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務情報」という。）である。当行及び子会社の中間連結財務書類及び当行の中間個別財務情報には、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。
- 円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には含まれていない。
- なお、中間連結財務書類及び中間個別財務情報において採用される会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3「 .連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」及び「 .個別財務情報：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。
- (b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報中のスイス・フラン及び米ドル表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン=107.26円、1米ドル=106.14円（2019年9月2日現在の三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- (c) 原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

UBS AG期中連結財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万米ドル	注記	終了四半期			累計期間	
		2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	2,755	2,674	2,499	5,429	4,888
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	3	(1,986)	(1,912)	(1,600)	(3,898)	(3,010)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	1,259	1,346	1,097	2,605	2,211
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息	3	(1,025)	(1,006)	(809)	(2,032)	(1,485)
受取利息純額	3	1,003	1,101	1,187	2,104	2,604
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額		1,936	1,936	1,995	3,872	3,968
信用損失(費用)/戻入	9	(12)	(20)	(28)	(33)	(54)
受取報酬及び手数料	4	4,908	4,566	4,851	9,474	10,048
支払報酬及び手数料	4	(434)	(409)	(421)	(842)	(854)
受取報酬及び手数料純額	4	4,474	4,157	4,430	8,631	9,194
その他の収益	5	232	169	149	400	322
営業収益合計		7,632	7,343	7,732	14,975	16,033
人件費	6	3,571	3,468	3,561	7,040	7,332
一般管理費	7	2,004	2,026	2,333	4,030	4,703
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		381	379	244	761	489
無形資産の償却費及び減損		18	16	16	33	33
営業費用合計		5,975	5,890	6,154	11,864	12,557
税引前営業利益/(損失)		1,657	1,454	1,579	3,110	3,476
税金費用/(税務上の便益)	8	349	387	296	736	781
当期純利益/(損失)		1,308	1,067	1,282	2,374	2,695
非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)		1	(2)	1	(1)	3
株主に帰属する当期純利益/(損失)		1,307	1,069	1,281	2,375	2,692



損益計算書(続き)

単位：億円	注記	終了四半期			累計期間	
		2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	2,924	2,838	2,652	5,762	5,188
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	3	(2,108)	(2,029)	(1,698)	(4,137)	(3,195)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	1,336	1,429	1,164	2,765	2,347
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息	3	(1,088)	(1,068)	(859)	(2,157)	(1,576)
受取利息純額	3	1,065	1,169	1,260	2,233	2,764
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額		2,055	2,055	2,117	4,110	4,212
信用損失(費用)/戻入	9	(13)	(21)	(30)	(35)	(57)
受取報酬及び手数料	4	5,209	4,846	5,149	10,056	10,665
支払報酬及び手数料	4	(461)	(434)	(447)	(894)	(906)
受取報酬及び手数料純額	4	4,749	4,412	4,702	9,161	9,759
その他の収益	5	246	179	158	425	342
営業収益合計		8,101	7,794	8,207	15,894	17,017
人件費	6	3,790	3,681	3,780	7,472	7,782
一般管理費	7	2,127	2,150	2,476	4,277	4,992
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		404	402	259	808	519
無形資産の償却費及び減損		19	17	17	35	35
営業費用合計		6,342	6,252	6,532	12,592	13,328
税引前営業利益/(損失)		1,759	1,543	1,676	3,301	3,689
税金費用/(税務上の便益)	8	370	411	314	781	829
当期純利益/(損失)		1,388	1,133	1,361	2,520	2,860
非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)		1	(2)	1	(1)	3
株主に帰属する当期純利益/(損失)		1,387	1,135	1,360	2,521	2,857

包括利益計算書

単位：百万米ドル	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,307	1,069	1,281	2,375	2,692
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、 税効果前	294	(151)	(1,247)	143	(604)
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の 変動の有効部分、税効果前	(121)	26	(53)	(95)	53
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換 算調整差額	3	1	6	4	6
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定さ れたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	(13)	0	0	(13)	0
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる 影響を含む)	(2)	1	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	161	(122)	(1,294)	39	(544)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	90	81	(19)	171	(99)
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	0	0	0
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(2)	(1)	0	(3)	0
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	1	0	0	1	0
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(24)	(17)	5	(41)	29
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資 産、税効果後小計	65	62	(14)	128	(71)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティ ブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	987	588	(126)	1,575	(602)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(24)	(21)	(71)	(45)	(205)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(191)	(107)	36	(298)	159
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	773	459	(160)	1,232	(648)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利 益、税効果後合計	999	399	(1,468)	1,398	(1,263)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	18	(160)	252	(142)	216
確定給付制度に関連する法人所得税	(7)	(16)	2	(23)	25
確定給付制度、税効果後小計	11	(176)	254	(165)	240
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用 による利得 / (損失)、税効果前	72	(326)	250	(254)	430
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用 に関連する法人所得税	0	8	0	8	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信 用、税効果後小計	72	(318)	250	(246)	428

損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	83	(494)	504	(411)	669
その他の包括利益合計	1,082	(94)	(964)	988	(595)
株主に帰属する包括利益合計	2,389	974	317	3,363	2,098

包括利益計算書（続き）

単位：百万ドル	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	(2)	1	(1)	3
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(6)	4	(5)	(2)	(3)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(6)	4	(5)	(2)	(3)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(6)	4	(5)	(2)	(3)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	(5)	2	(3)	(3)	0
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,308	1,067	1,282	2,374	2,695
その他の包括利益	1,076	(90)	(968)	986	(598)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	999	399	(1,468)	1,398	(1,263)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	77	(489)	500	(412)	666
包括利益合計	2,384	977	314	3,360	2,098

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,387	1,135	1,360	2,521	2,857
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、税効果前	312	(160)	(1,324)	152	(641)
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(128)	28	(56)	(101)	56
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	3	1	6	4	6
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	(14)	0	0	(14)	0
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(2)	1	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	171	(129)	(1,373)	41	(577)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	96	86	(20)	181	(105)
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	0	0	0
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(2)	(1)	0	(3)	0
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	1	0	0	1	0
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(25)	(18)	5	(44)	31
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	69	66	(15)	136	(75)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	1,048	624	(134)	1,672	(639)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(25)	(22)	(75)	(48)	(218)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(203)	(114)	38	(316)	169
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	820	487	(170)	1,308	(688)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	1,060	423	(1,558)	1,484	(1,341)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	19	(170)	267	(151)	229
確定給付制度に関連する法人所得税	(7)	(17)	2	(24)	27
確定給付制度、税効果後小計	12	(187)	270	(175)	255
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得 / (損失)、税効果前	76	(346)	265	(270)	456
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	0	8	0	8	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	76	(338)	265	(261)	454
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	88	(524)	535	(436)	710

その他の包括利益合計	1,148	(100)	(1,023)	1,049	(632)
株主に帰属する包括利益合計	2,536	1,034	336	3,569	2,227

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	(2)	1	(1)	3
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(6)	4	(5)	(2)	(3)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(6)	4	(5)	(2)	(3)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、 税効果後合計	(6)	4	(5)	(2)	(3)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	(5)	2	(3)	(3)	0
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,388	1,133	1,361	2,520	2,860
その他の包括利益	1,142	(96)	(1,027)	1,047	(635)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包 括利益	1,060	423	(1,558)	1,484	(1,341)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包 括利益	82	(519)	531	(437)	707
包括利益合計	2,530	1,037	333	3,566	2,227

貸借対照表

単位：百万米ドル	注記	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
<b>資産</b>				
現金及び中央銀行預け金		101,457	110,618	108,370
銀行貸出金及び前渡金		12,682	16,777	16,642
有価証券ファイナンス取引による債権		92,919	100,222	95,349
デリバティブに係る差入担保金	11	23,774	25,164	23,603
顧客貸出金及び前渡金	9	324,288	320,466	321,482
償却原価で測定されるその他の金融資産	12	22,225	22,495	22,637
償却原価で測定される金融資産合計		577,345	595,744	588,084
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	10	120,232	109,683	104,513
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある 差入担保資産		36,010	33,828	32,121
デリバティブ金融商品	10,11	121,687	111,161	126,212
ブローカレッジ債権	10	16,915	16,275	16,840
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	10	89,269	80,973	82,387
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		348,103	318,092	329,953
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	10	7,422	7,168	6,667
関連会社投資		1,049	1,095	1,099
有形固定資産及びソフトウェア		11,725	11,642	8,479
のれん及び無形資産		6,624	6,621	6,647
繰延税金資産		9,545	9,799	10,066
その他の非金融資産	12	6,833	6,577	7,062
資産合計		968,645	956,737	958,055
<b>負債</b>				
銀行預り金		9,494	9,083	10,962
有価証券ファイナンス取引による債務		6,798	5,246	10,296
デリバティブに係る受入担保金	11	31,449	30,319	28,906
顧客預金		435,582	428,129	421,986
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達		45,224	44,354	41,202
償却原価で測定される社債	14	75,679	83,894	91,245
償却原価で測定されるその他の金融負債	12	10,927	10,770	7,576
償却原価で測定される金融負債合計		615,153	611,795	612,174
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	10	32,277	34,259	28,949
デリバティブ金融商品	10,11	121,087	110,809	125,723
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	10	36,929	39,326	38,420
公正価値での測定を指定された社債	10,13	67,984	66,919	57,031
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,12	34,407	32,394	33,594
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		292,684	283,706	283,717
引当金	15	2,978	3,165	3,457
その他の非金融負債	12	5,301	4,682	6,275
負債合計		916,116	903,348	905,624
<b>資本</b>				
資本金		338	338	338



資本剰余金	24,654	24,651	24,655
利益剰余金	22,017	23,886	23,317
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	5,350	4,341	3,946
株主に帰属する持分	52,359	53,216	52,256
非支配株主持分に帰属する持分	170	173	176
資本合計	52,529	53,389	52,432
負債及び資本合計	968,645	956,737	958,055

貸借対照表（続き）

単位：億円	注記	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
<b>資産</b>				
現金及び中央銀行預け金		107,686	117,410	115,024
銀行貸出金及び前渡金		13,461	17,807	17,664
有価証券ファイナンス取引による債権		98,624	106,376	101,203
デリバティブに係る差入担保金	11	25,234	26,709	25,052
顧客貸出金及び前渡金	9	344,199	340,143	341,221
償却原価で測定されるその他の金融資産	12	23,590	23,876	24,027
償却原価で測定される金融資産合計		612,794	632,323	624,192
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	10	127,614	116,418	110,930
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある 差入担保資産		38,221	35,905	34,093
デリバティブ金融商品	10,11	129,159	117,986	133,961
ブローカレッジ債権	10	17,954	17,274	17,874
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	10	94,750	85,945	87,446
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		369,477	337,623	350,212
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	10	7,878	7,608	7,076
関連会社投資		1,113	1,162	1,166
有形固定資産及びソフトウェア		12,445	12,357	9,000
のれん及び無形資産		7,031	7,028	7,055
繰延税金資産		10,131	10,401	10,684
その他の非金融資産	12	7,253	6,981	7,496
資産合計		1,028,120	1,015,481	1,016,880
<b>負債</b>				
銀行預り金		10,077	9,641	11,635
有価証券ファイナンス取引による債務		7,215	5,568	10,928
デリバティブに係る受入担保金	11	33,380	32,181	30,681
顧客預金		462,327	454,416	447,896
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達		48,001	47,077	43,732
償却原価で測定される社債	14	80,326	89,045	96,847
償却原価で測定されるその他の金融負債	12	11,598	11,431	8,041
償却原価で測定される金融負債合計		652,923	649,359	649,761
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	10	34,259	36,363	30,726
デリバティブ金融商品	10,11	128,522	117,613	133,442
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	10	39,196	41,741	40,779
公正価値での測定を指定された社債	10,13	72,158	71,028	60,533
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,12	36,520	34,383	35,657
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		310,655	301,126	301,137
引当金	15	3,161	3,359	3,669
その他の非金融負債	12	5,626	4,969	6,660
負債合計		972,366	958,814	961,229
<b>資本</b>				

資本金	359	359	359
資本剰余金	26,168	26,165	26,169
利益剰余金	23,369	25,353	24,749
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	5,678	4,608	4,188
株主に帰属する持分	55,574	56,483	55,465
非支配株主持分に帰属する持分	180	184	187
資本合計	55,754	56,667	55,651
負債及び資本合計	1,028,120	1,015,481	1,016,880

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万米ドル	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利益、 税効果後 <sup>(1)</sup>	内、 為替 換算調整	内、OCIを通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	非支配 株主持分	資本合計
2018年1月1日現在残高	338	24,633	21,646	4,754	4,455	(61)	360	51,370	59	51,429
株式発行								0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		21						21		21
(税金費用) / 税務上の便益		7						7		7
配当金			(3,098)					(3,098)	(6)	(3,104)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(24)	24		3	22	0		0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(9)						(9)	8	0
当期の包括利益合計			3,361	(1,263)	(544)	(71)	(648)	2,098	0	2,098
内、当期純利益 / (損失)			2,692					2,692	3	2,695
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				(1,263)	(544)	(71)	(648)	(1,263)		(1,263)
内、損益計算書に振り替えられないOCI、税効果後 - 確定給付制度			240					240		240
内、損益計算書に振り替えられないOCI、税効果後 - 自己の信用			428					428		428
内、損益計算書に振り替えられないOCI、税効果後 - 為替換算調整								0	(3)	(3)
2018年6月30日現在残高	338	24,652	21,886	3,515	3,911	(129)	(267)	50,391	61	50,451
IFRIC第23号適用前の2019年1月1日現在残高	338	24,655	23,317	3,946	3,940	(103)	109	52,256	176	52,432
IFRIC第23号の適用による影響額 <sup>(2)</sup>			(11)					(11)		(11)
IFRIC第23号適用後の2019年1月1日現在残高	338	24,655	23,306	3,946	3,940	(103)	109	52,245	176	52,421
株式発行								0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム								0		0
(税金費用) / 税務上の便益		7						7		7
配当金			(3,250)					(3,250)	(6)	(3,256)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(5)	5			5	0		0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(7)						(7)	3	(4)
当期の包括利益合計			1,965	1,398	39	128	1,232	3,363	(3)	3,360
内、当期純利益 / (損失)			2,375					2,375	(1)	2,374
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				1,398	39	128	1,232	1,398		1,398

内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 確定給付制度	(165)					(165)		(165)		
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 自己の信用	(246)					(246)		(246)		
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 為替換算調整						0	(2)		(2)	
2019年6月30日現在残高	338	24,654	22,017	5,350	3,979	25	1,346	52,359	170	52,529

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用を除く。(2) UBS AGが2019年1月1日から適用しているIFRIC第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」の詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクションの「注記1d 2019年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正」を参照。

### 持分変動計算書(続き)

単位: 億円	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利益、 税効果後 <sup>(1)</sup>	内、 為替 換算調整	内、OCIを通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	非支配 株主持分	資本合計
2018年1月1日現在残高	359	26,145	22,975	5,046	4,729	(65)	382	54,524	63	54,587
株式発行								0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		22						22		22
(税金費用)/ 税務上の便益		7						7		7
配当金			(3,288)					(3,288)	(6)	(3,295)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(25)	25		3	23	0		0
新規連結/(連結除外)及びその他の増加/(減少)		(10)						(10)	8	0
当期の包括利益合計			3,567	(1,341)	(577)	(75)	(688)	2,227	0	2,227
内、当期純利益/(損失)			2,857					2,857	3	2,860
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益(OCI)、税効果後				(1,341)	(577)	(75)	(688)	(1,341)		(1,341)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 確定給付制度			255					255		255
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 自己の信用			454					454		454
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 為替換算調整								0	(3)	(3)
2018年6月30日現在残高	359	26,166	23,230	3,731	4,151	(137)	(283)	53,485	65	53,549
IFRIC第23号適用前の2019年1月1日現在残高	359	26,169	24,749	4,188	4,182	(109)	116	55,465	187	55,651
IFRIC第23号の適用による影響額 <sup>(2)</sup>			(12)					(12)		(12)
IFRIC第23号適用後の2019年1月1日現在残高	359	26,169	24,737	4,188	4,182	(109)	116	55,453	187	55,640

株式発行						0		0			
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム						0		0			
(税金費用) / 税務上の便益	7					7		7			
配当金		(3,450)				(3,450)	(6)	(3,456)			
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額		(5)	5		5	0		0			
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)	(7)					(7)	3	(4)			
当期の包括利益合計		2,086	1,484	41	136	1,308	3,569	(3)	3,566		
内、当期純利益 / (損失)		2,521				2,521	(1)	2,520			
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後			1,484	41	136	1,308	1,484		1,484		
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度		(175)				(175)		(175)			
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用		(261)				(261)		(261)			
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整						0	(2)	(2)			
2019年6月30日現在残高		359	26,168	23,369	5,678	4,223	27	1,429	55,574	180	55,754

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用を除く。(2) UBS AGが2019年1月1日から適用しているIFRIC第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」の詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクションの「注記1d 2019年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正」を参照。

[次へ](#)

## キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル	累計期間	
	2019年6月30日	2018年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
当期純利益 / (損失)	2,374	2,695
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	761	489
無形資産の償却費及び減損	33	33
信用損失費用 / (戻入)	33	54
関連会社 / 共同支配企業持分純利益及び関連会社の減損	(25)	(31)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	381	406
投資活動から生じた純損失 / (利得)	11	(44)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	5,998	1,124
その他の調整純額	(455)	(1,198)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：		
銀行貸出金及び前渡金 / 銀行預り金	(1,158)	2,779
有価証券ファイナンス取引	(840)	7,116
デリバティブに係る担保金	2,398	139
顧客貸出金及び前渡金	(1,255)	(7,164)
顧客預金	11,063	(1,282)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ 金融商品	(8,909)	2,357
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	(1,564)	8,754
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びそ の他の金融負債	(6,903)	976
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(321)	(712)
支払税金、還付金控除後	(410)	(348)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	1,213	16,144
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(5)	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>(1)</sup>	100	58
有形固定資産及びソフトウェア購入	(690)	(721)
有形固定資産及びソフトウェア処分	8	32
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(1,757)	(862)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	1,160	701
償却原価で測定される社債の(購入) / 償還純額	653	(2,469)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(531)	(3,265)

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：百万米ドル	累計期間	
	2019年6月30日	2018年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
短期借入債務発行 / (償還)純額	(14,248)	(5,966)
UBS株式に係る配当金の支払	(3,250)	(3,098)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	28,491	36,389
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(25,931)	(26,838)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	2,980	4,106
非支配株主持分の変動純額	(6)	16
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(11,964)	4,609
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	125,853	104,787
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(11,283)	17,487
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	613	(2,054)
現金及び現金同等物期末残高 <sup>(2)</sup>	115,183	120,220
内、現金及び中央銀行預け金	101,341	103,048
内、銀行貸出金及び前渡金	11,874	14,354
内、マネー・マーケット・ペーパー <sup>(3)</sup>	1,968	2,818
追加情報		
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)は以下を含む：		
現金による利息受取額	7,807	6,926
現金による利息支払額	6,016	4,771
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 <sup>(4)</sup>	1,243	1,227

(1) 関連会社からの受取配当金を含む。(2) 現金及び現金同等物のうち、2019年6月30日及び2018年6月30日現在、それぞれ3,161百万米ドル及び4,078百万米ドル（主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。）が使用制限のあるものである。詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクションの「注記26 制限付金融資産及び譲渡金融資産」を参照。(3) マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」及び「償却原価で測定されるその他の金融資産」に含まれる。(4) 投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。



キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位: 億円	累計期間	
	2019年6月30日	2018年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
当期純利益/(損失)	2,520	2,860
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整:		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	808	519
無形資産の償却費及び減損	35	35
信用損失費用/(戻入)	35	57
関連会社/共同支配企業持分純利益及び関連会社の減損	(27)	(33)
繰延税金費用/(税務上の便益)	404	431
投資活動から生じた純損失/(利得)	12	(47)
財務活動から生じた純損失/(利得)	6,366	1,193
その他の調整純額	(483)	(1,272)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額:		
銀行貸出金及び前渡金/銀行預り金	(1,229)	2,950
有価証券ファイナンス取引	(892)	7,553
デリバティブに係る担保金	2,545	148
顧客貸出金及び前渡金	(1,332)	(7,604)
顧客預金	11,742	(1,361)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ 金融商品	(9,456)	2,502
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	(1,660)	9,291
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びそ の他の金融負債	(7,327)	1,036
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(341)	(756)
支払税金、還付金控除後	(435)	(369)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	1,287	17,135
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(5)	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>(1)</sup>	106	62
有形固定資産及びソフトウェア購入	(732)	(765)
有形固定資産及びソフトウェア処分	8	34
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(1,865)	(915)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	1,231	744
償却原価で測定される社債の(購入)/償還純額	693	(2,621)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(564)	(3,465)

キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	累計期間	
	2019年6月30日	2018年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
短期借入債務発行/(償還)純額	(15,123)	(6,332)
UBS株式に係る配当金の支払	(3,450)	(3,288)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	30,240	38,623
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(27,523)	(28,486)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	3,163	4,358
非支配株主持分の変動純額	(6)	17
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(12,699)	4,892
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	133,580	111,221
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(11,976)	18,561
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	651	(2,180)
現金及び現金同等物期末残高 <sup>(2)</sup>	122,255	127,602
内、現金及び中央銀行預け金	107,563	109,375
内、銀行貸出金及び前渡金	12,603	15,235
内、マネー・マーケット・ペーパー <sup>(3)</sup>	2,089	2,991
追加情報		
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む：		
現金による利息受取額	8,286	7,351
現金による利息支払額	6,385	5,064
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 <sup>(4)</sup>	1,319	1,302

(1) 関連会社からの受取配当金を含む。(2) 現金及び現金同等物のうち、2019年6月30日及び2018年6月30日現在、それぞれ3,355億円及び4,328億円(主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。)が使用制限のあるものである。詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクションの「注記26 制限付金融資産及び譲渡金融資産」を参照。(3) マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」及び「償却原価で測定されるその他の金融資産」に含まれる。(4) 投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

## UBS AG期中連結財務書類に対する注記（無監査）

### 注記1 会計の基礎

#### 作成の基礎

UBS AG及び子会社（以下総称して「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当期中財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、UBS AGの本部、UBS AGのロンドン支店及びUBS AGの米国を拠点とする事業の機能通貨である米ドル（以下「USD」という。）建てで表示されている。当期中財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されている。

当期中財務書類の作成にあたっては、本注記に記載している変更を除いて、2018年12月31日に終了した期間のUBS AGの連結年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務書類は監査を受けておらず、2018年度年次報告書(英文)に含まれているUBS AGの監査済連結財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、UBS AGの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

当期中財務書類を作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益、費用の金額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。この見積り及び仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります。これらの相違は、当期中財務書類に重要な影響を与える場合がある。通常の見直しから生じた見積りの修正は、かかる修正が発生した期間に認識される。重要な判断を要すると考えられる見積りの不確実性に関する詳細については、2018年度年次報告書(英文)に含まれる「連結財務書類」に対する注記の「注記1a 重要な会計方針」を参照。

#### IFRS第16号「リース」の適用

##### 適用及び移行による影響

2019年1月1日より、UBS AGはIFRS第16号「リース」を適用した。この基準は、IAS第17号「リース」を置き換え、リースの認識、測定、表示及び開示の原則について規定するものである。

IFRS第16号は単一の借手会計モデルを導入し、貸借対照表上に使用权資産及びリース負債の計上を求めており、UBS AGがオペレーティング・リースの借手の場合の会計処理方法を根本的に変更するものである。UBS AGは多くのリース、主に不動産（事務所、リテール支店及び販売店を含む。）リース、及び少数のITハードウェアのリースの借手である。IFRS第16号の移行措置で認められる通り、UBS AGは修正適及アプローチの適用を選択したため、比較数値の修正再表示を行っていない。全体としてIFRS第16号の適用により、UBS AGの連結財務書類上、資産総額及び負債総額がともに34億米ドル増加した。資本への影響はなかった。

##### 詳細については、下表を参照。

UBS AGは、UBS AGがリースの借手で、過去にオペレーティング・リースとして分類していたリースについてIFRS第16号の移行措置で認められる以下の実務上の便法を適用した。

- 契約にリースが含まれるか否かの見直しを行わない。
- それらの契約が不利であるか否かについて過去の評価に依拠する。
- セール・アンド・リースバックについて過去の評価に依拠する。
- 延長又は解約オプションの行使が合理的に確実であるか否かについて事後的判断を用いてリース期間を調整する。
- 2019年1月1日現在のUBS AGの各通貨建ての追加借入利率を用いて、リース負債を割引く。
- 過去にオペレーティング・リースとして分類していたリースについて、リース負債と同額で使用权資産を当初測定し、リース関連残高（前払賃料、未払賃料、リース・インセンティブ及び不利なリースに係る引当金等。ただし、当初直接コストは除く。）で調整を行う。
- リースの残存期間が移行日から12ヶ月以内のリースについて、IFRS第16号を適用しない。

UBS AGがリースの借手で、過去にファイナンス・リースとして分類していたリースについては、IFRS第16号への移行による測定上の変更はない。同様に、UBS AGがファイナンス・リース又はオペレーティング・リースの貸手であるものについても、UBS AG所有の物的資産の調整は行われていない。UBS AGが中間の貸手である場合、すなわちUBS AGがヘッドリースを締結しその資産を第三者にサブリースする場合、サブリースは、サブリース期間が移行日においてヘッドリースから生じる使用権資産の残存耐用年数の過半を占めるか否かに基づいてファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類される。

以下の表は、2018年12月31日現在のオペレーティング・リースの債務と2019年1月1日に認識されたリース負債の期首残高の調整を示している。

**IAS第17号に基づき開示されたオペレーティング・リース約定とIFRS第16号に基づき認識されたリース負債の調整**

単位：百万米ドル	
2018年12月31日現在オペレーティング・リース約定（割引前）合計	4,546
2019年1月1日現在残存期間が1年未満のリース	(18)
サービス構成要素除外分	(296)
延長又は解約オプションについてリース期間の見直し	424
<b>リース料（割引前）合計</b>	<b>4,657</b>
加重平均追加借入利子率3.07%による割引	(720)
<b>IFRS第16号移行調整</b>	<b>3,937</b>
2018年12月31日現在ファイナンス・リース負債	19
<b>2019年1月1日現在リース負債合計の帳簿価額</b>	<b>3,956</b>

以下の表は、移行日における使用権資産の決定に関する詳細を表している。

**移行日における使用権資産の決定**

単位：百万米ドル	帳簿価額
<b>IFRS第16号適用時の使用権資産総額の認識（IFRS第16号の移行調整）</b>	<b>3,937</b>
2018年12月31日現在認識された負債による相殺	(515)
内、その他の非金融負債（リース・インセンティブ）	(204)
内、償却原価で測定されるその他の金融負債（未払賃料）	(180)
内、引当金（不利なリースに係る引当金）	(131)
<b>2019年1月1日のIFRS第16号の適用による資産総額の増加<sup>(1)</sup></b>	<b>3,422</b>
使用権資産の追加として2018年12月31日現在認識された資産の再分類	38
内、償却原価で測定されるその他の金融資産（2018年12月31日現在、IAS第17号に基づき認識されたファイナンス・リース資産）	19
内、その他の非金融資産（前払賃料）	19
ファイナンス・リース債権のサブリースから償却原価で測定されるその他の金融資産への再分類による使用権資産の減少	(176)
<b>有形固定資産及びソフトウェアに表示される2019年1月1日現在の使用権資産の合計</b>	<b>3,284</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第16号適用時に負債総額が同額増加した。

リース負債は「償却原価で測定されるその他の金融負債」に、使用権資産は「有形固定資産及びソフトウェア」に表示されている。ファイナンス・リース債権は「償却原価で測定されるその他の金融資産」に含まれている。移行時に実務上の便法を適用したため、資本への影響はなかった。2019年1月1日現在の加重平均リース期間は約9年であった。

第2四半期において、使用権資産の減価償却費は、「有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損」に表示されており、113百万米ドル（2019年第1四半期：113百万米ドル）であった。リース負債の金利費用は、「償却原価で測定される金融商品に係る支払利息」に表示されており、30百万米ドル（2019年第1四半期：30百万米ドル）であった。また、その他の賃料（家主に支払われた非リース構成要素を含む。）は「一般管理費」に表示され、12百万米ドル（2019年第1四半期：16百万米ドル）であった。これに比べて、2018年6月30日及び2018年3月31日に終了した四半期の「一般管理費」に表示された賃料合計は、それぞれ143百万米ドル及び147百万米ドルであった。

重要な会計方針の更新 - リース（2018年度財務書類に対する注記の注記1aの15の項 リースに開示されている。）

UBS AGは、主に不動産（事務所、リテール支店及び販売店を含む。）リース、及び少数のITハードウェアのリースの借手として、リース契約、又はリースの構成要素を含む契約を締結している。UBS AGは、契約の非リース構成部分を識別し、それらをリース構成部分とは区分して会計処理している。

UBS AGがリース契約の借手の場合、UBS AGは、UBS AGが物理的に資産の使用を支配するリース期間の開始時にリース負債及び対応する使用権資産を認識する。リース負債は「償却原価で測定されるその他の金融負債」に、使用権資産は「有形固定資産及びソフトウェア」に表示される。リース負債は、リース期間にわたるリース料を、UBS AGの無担保借入利率（リースの計算利率は、借手は通常観察可能ではない。）で割り引いた現在価値に基づき測定される。リース負債の金利費用は、「償却原価で測定される金融商品に係る支払利息」に表示される。使用権資産はリース負債と同額で計上されるが、前払賃料、当初直接コスト、リース資産の改修コスト、リース・インセンティブの受取りについて調整される。使用権資産は、リース期間と原資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり減価償却され、減価償却費は、「有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損」に表示される。

リース料には通常、固定リース料及び（インフレ指数等）指数に応じて決まる変動リース料が含まれる。リースに延長又は解約オプションが含まれ、その行使についてUBS AGが合理的に確実とみなした場合、リース負債を構成するリース料に支払賃料の見込額又は解約コストが含まれる。UBS AGは通常、購入オプション又は残価保証付リースを締結しない。

UBS AGがファイナンス・リースの貸手又はサブリースの貸手である場合、債権は「償却原価で測定されるその他の金融資産」に認識され、その認識額は、リース料総額にリース期間終了時にUBS AGが受取るであろう無保証残存価値を加算した金額の現在価値と同額である。当初直接コストは、リース債権の当初測定時に含まれる。リース期間中に受領するリース料は、リース債権残高の返済として計上される。金利収益は、リースの計算利率（サブリースの場合は、ヘッドリースの利率）を用いた、UBS AGの純投資に対する一定期間の収益率を反映している。UBS AGは、無保証残存価値の見積りを年次でレビューし、実現残存価値の見積りがリース開始時の推定額よりも少ない場合は、予想される不足額を損失として認識する。UBS AGがオペレーティング・リースの貸手又はサブリースの貸手である場合、UBS AGはオペレーティング・リースの収益を、リース期間にわたり定額で認識する。

リース債権は、「注記1aの3の項 金融商品」のポイントgに記載の通り、減損規定の適用を受ける。リース債権の予想信用損失（ECL）は、IFRS第9号「金融商品」の一般的な減損モデルに基づき決定され、減損額を常に全期間ECLで測定する単純化したアプローチは利用していない。

## 会計方針のその他の変更

コーポレート・センターのセグメント報告、事業部門への費用及び資源の配分の変更

2019年1月1日より、UBS AGはコーポレート・センターのセグメント報告、事業部門への費用及び資源の配分方法を変更した。

詳細については、「注記2 セグメント報告」を参照。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取配当金及び配当金の支払いに関する表示

2019年1月1日より、UBS AGは受取配当金及び配当金の支払いに関する表示を改善した。これにより、配当金は、「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息（支払利息）」から「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額」（2019年1月1日より前は、「金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額」）に分類変更された。この変更により、配当金の表示は関連する資本性金融商品の公正価値の変動及び経済的ヘッジと整合することになり、これまで「受取利息純額」及び「金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額」の両科目で生じていたボラティリティが解消された。「営業収益合計又は当期純利益／（損失）」への影響はない。この表示上の変更について過去の期間が修正再表示されており、各表示科目への影響は以下の表に概説されている。

2019年1月1日以降にUBS AGが採用した基準の詳細については、2018年度年次報告書（英文）に含まれる「連結財務書類」セクションの「注記1d 2019年度以降に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正」を参照。いずれも財務書類に対する重要な影響はなかった。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取配当金及び配当金の支払いの表示の変更

単位：百万米ドル	終了四半期				累計期間
	2018年 3月31日	2018年 6月30日	2018年 9月30日	2018年 12月31日	2018年 12月31日
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	(572)	(636)	(699)	(401)	(2,308)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息	160	846	175	151	1,331
<b>受取利息純額</b>	<b>(412)</b>	<b>210</b>	<b>(524)</b>	<b>(250)</b>	<b>(976)</b>
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	412	(210)	524	250	976

[次へ](#)

## 注記2 セグメント報告

### コーポレート・センター・セグメント報告の概要及び変更

UBS AGの事業は、世界的規模で4つの事業部門、すなわちグローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成される。この4つの事業部門は全て、コーポレート・センターによるサポートを受けており、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たしている。また、コーポレート・センターとともにUBS AGの経営上の構造を反映している。

UBS AGの報告セグメントに関する詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1a 重要な会計方針の2の項」及び「注記2 セグメント報告」を参照。

非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの規模及び資源の消費が大幅に縮小したことを踏まえて、また、コーポレート・センター・サービス業務及びコーポレート・センター・グループ資産・負債管理から事業部門へのUBS AGの資金調達コスト及び費用の配分方法が変更されたことを受けて、UBS AGは、2019年度第1四半期報告書からコーポレート・センターの業績のみを開示し、コーポレート・センター・サービス業務、グループ資産・負債管理、並びに非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの個別開示は行っていない。

### コーポレート・センターから事業部門への費用及び資源配分の変更

UBS AGと部門の業績をより整合させるため、UBS AGは、コーポレート・センターの資金調達コスト及び費用を事業部門に配分する方法を調整した。同社は同時に資金調達の源泉及び利用状況をより反映させるために、資金移転価格の枠組みを変更した。2018年6月30日に終了した6ヶ月間に係る過年度の情報が修正再表示され、これにより「税引前営業利益/(損失)」がグローバル・ウェルス・マネジメントで184百万米ドル、パーソナル&コーポレート・バンキングで62百万米ドル、アセット・マネジメントで13百万米ドル、インベストメント・バンクで91百万米ドル減少し、コーポレート・センターにおいては350百万米ドルの対応する増加があった。

さらに、UBS AGは、コーポレート・センターから事業部門への貸借対照表の資源の配分を増加させた(主に適格流動資産及び事業部門のために一元管理されている一部のその他の資産)。2018年度第4四半期に係る過年度の情報が修正再表示され、これにより「資産合計」がグローバル・ウェルス・マネジメントで1,140億米ドル、パーソナル&コーポレート・バンキングで620億米ドル、アセット・マネジメントで40億米ドル、インベストメント・バンクで440億米ドル増加し、コーポレート・センターにおいては2,230億米ドルの対応する減少があった。

これらの変更は、UBS AGの報告済みの業績又は財政状態に影響を及ぼしていない。

2019年1月1日付けのIFRS第16号「リース」の適用に伴い、UBS AGは、新たに認識する約34億米ドルの使用権資産及びファイナンス・リース債権を事業部門に追加配分した。



単位：百万米ドル	グローバル・ ウェルス・ マネジメント	パーソナル & コーポ レート・ バンキング	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター	UBS AG
<b>2019年6月30日に終了した6ヶ月間<sup>(1)</sup></b>						
受取利息純額	1,975	995	(13)	(404)	(449)	2,104
受取利息以外	6,090	921	934	4,266	693	12,904
収益	8,065	1,916	921	3,862	244	15,007
信用損失(費用) / 戻入	(4)	1	0	(24)	(6)	(33)
営業収益合計	8,061	1,917	921	3,838	238	14,975
人件費	3,804	442	363	1,492	939	7,040
一般管理費	555	108	94	322	2,950	4,030
CC及び他の事業部門(BD)(に対する) / からの サービス	1,967	582	237	1,410	(4,195)	0
内、コーポレート・センターからのサービ ス	1,886	639	259	1,437	(4,220)	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費 及び減損	3	7	0	4	748	761
無形資産償却費及び減損	28	0	0	4	2	33
営業費用合計	6,356	1,139	694	3,231	444	11,864
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>1,704</b>	<b>778</b>	<b>227</b>	<b>606</b>	<b>(205)</b>	<b>3,110</b>
税金費用 / (税務上の便益)						736
<b>純利益 / (損失)</b>						<b>2,374</b>
2019年6月30日現在						
<b>資産合計</b>	<b>320,912</b>	<b>201,778</b>	<b>31,172</b>	<b>316,941</b>	<b>97,842</b>	<b>968,645</b>
<b>2018年6月30日に終了した6ヶ月間<sup>(1)</sup></b>						
受取利息純額 <sup>(2)</sup>	2,063	1,017	(15)	(120)	(341)	2,604
受取利息以外 <sup>(2)</sup>	6,507	930	942	4,717	387	13,484
収益	8,570	1,947	927	4,597	47	16,088
信用損失(費用) / 戻入	3	(36)	0	(21)	0	(54)
営業収益合計	8,572	1,911	927	4,576	47	16,033
人件費	3,896	409	368	1,727	933	7,332
一般管理費	634	122	102	336	3,509	4,703
CC及び他の事業部門(BD)(に対する) / からの サービス	1,973	618	254	1,426	(4,271)	0
内、コーポレート・センターからのサービ ス	1,910	675	276	1,445	(4,306)	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費 及び減損	2	7	1	4	476	489
無形資産償却費及び減損	26	0	1	5	1	33
営業費用合計	6,531	1,155	725	3,498	648	12,557
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>2,042</b>	<b>756</b>	<b>202</b>	<b>1,078</b>	<b>(601)</b>	<b>3,476</b>
税金費用 / (税務上の便益)						781
<b>純利益 / (損失)</b>						<b>2,695</b>
2018年12月31日現在						
<b>資産合計</b>	<b>313,737</b>	<b>200,767</b>	<b>28,140</b>	<b>302,434</b>	<b>112,977</b>	<b>958,055</b>

(1) この表の過年度の比較数値は、2019年1月1日付けのコーポレート・センターから事業部門への費用及び資源配分の変更について修正再表示されたものである。(2) 2019年度第1四半期より、UBS AGは受取配当金及び支払配当金の表示を改善し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る配当金を、受取利息純額から受取利息以外に分類変更した。これに伴い過年度の情報が修正再表示され、UBS AGに対する影響は実質的に全てインベストメント・バンクから生じたものであった。詳細については、注記1を参照。

### 注記3 受取利息純額<sup>(1)</sup>

単位：百万米ドル	2019年 6月30日 終了四半期	2019年 3月31日 終了四半期	2018年 6月30日 終了四半期	2019年 6月30日 累計期間	2018年 6月30日 累計期間
<b>償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額</b>					
貸出金及び前渡金に係る受取利息 <sup>(2)</sup>	2,070	2,028	1,952	4,099	3,822
有価証券ファイナンス取引に係る受取利息 <sup>(3)</sup>	545	498	397	1,044	702
償却原価で測定されるその他の金融商品に係る受取利息	83	96	37	179	68
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る受取利息	27	26	36	52	73
キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブに係る受取利息	29	26	77	55	222
<b>償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息合計</b>	<b>2,755</b>	<b>2,674</b>	<b>2,499</b>	<b>5,429</b>	<b>4,888</b>
借入金及び預金への支払利息 <sup>(4)</sup>	1,228	1,137	856	2,365	1,578
有価証券ファイナンス取引に係る支払利息 <sup>(5)</sup>	324	288	316	612	569
社債に係る支払利息	404	457	429	860	863
リース負債に係る支払利息 <sup>(6)</sup>	30	30		60	0
<b>償却原価で測定される金融商品に係る支払利息合計</b>	<b>1,986</b>	<b>1,912</b>	<b>1,600</b>	<b>3,898</b>	<b>3,010</b>
<b>償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額合計</b>	<b>769</b>	<b>762</b>	<b>899</b>	<b>1,531</b>	<b>1,878</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額</b>					
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融商品に係る受取利息純額	327	434	230	762	509
ブローカレッジ債権に係る受取利息純額	43	77	158	120	337
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融商品に係る受取利息	575	522	422	1,096	772
その他の受取利息	42	46	44	88	117
公正価値での測定を指定された金融商品に係る支払利息	(753)	(740)	(566)	(1,492)	(1,010)
<b>純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額合計</b>	<b>234</b>	<b>339</b>	<b>288</b>	<b>573</b>	<b>726</b>
<b>受取利息純額合計</b>	<b>1,003</b>	<b>1,101</b>	<b>1,187</b>	<b>2,104</b>	<b>2,604</b>

<sup>(1)</sup> 2019年度第1四半期より、UBS AGは受取配当金及び支払配当金の表示を改善し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る配当金、受取利息及び支払利息を、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に分類変更した。これに伴い過年度の情報は修正再表示された。詳細については、注記1を参照。<sup>(2)</sup> 中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金に係る受取利息、並びに銀行預り金及び顧客預金に係るマイナス利息から成る。<sup>(3)</sup> 有価証券ファイナンス取引による債権に係る受取利息、及び有価証券ファイナンス取引による債務に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。<sup>(4)</sup> 銀行預り金及び顧客預金に係る支払利息、並びに中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金に係るマイナス利息から成る。<sup>(5)</sup> 有価証券ファイナンス取引による債務に係る支払利息、及び有価証券ファイナンス取引による債権に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。<sup>(6)</sup> 2019年1月1日付けのIFRS第16号適用に伴い認識されたリース負債に関連している。詳細については、注記1を参照。

## 注記4 受取報酬及び手数料純額

	2019年 6月30日 終了四半期	2019年 3月31日 終了四半期	2018年 6月30日 終了四半期	2019年 6月30日 累計期間	2018年 6月30日 累計期間
単位：百万米ドル					
<b>受取報酬及び手数料</b>					
引受報酬	224	180	191	404	448
内、株式引受報酬	118	48	89	166	215
内、債券引受報酬	105	132	102	238	233
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	296	117	180	413	385
仲介報酬	826	828	886	1,654	1,913
投資信託報酬	1,196	1,177	1,226	2,373	2,505
ポートフォリオの運用及び関連サービス報酬	1,915	1,804	1,922	3,719	3,871
その他	451	460	446	911	926
<b>受取報酬及び手数料合計<sup>(1)</sup></b>	<b>4,908</b>	<b>4,566</b>	<b>4,851</b>	<b>9,474</b>	<b>10,048</b>
内、経常的な報酬及び手数料	3,136	2,998	3,195	6,134	6,451
内、取引ベースの報酬及び手数料	1,749	1,541	1,634	3,290	3,556
内、成果ベースの報酬及び手数料	23	27	22	50	41
<b>支払報酬及び手数料</b>					
支払仲介手数料	88	79	76	168	166
その他	345	329	345	674	689
<b>支払報酬及び手数料合計</b>	<b>434</b>	<b>409</b>	<b>421</b>	<b>842</b>	<b>854</b>
<b>受取報酬及び手数料純額</b>	<b>4,474</b>	<b>4,157</b>	<b>4,430</b>	<b>8,631</b>	<b>9,194</b>
内、仲介報酬純額	738	748	811	1,486	1,747

(1) 2019年度第2四半期における第三者からの受取報酬及び手数料として、グローバル・ウェルス・マネジメントで2,946百万米ドル(2019年度第1四半期：2,817百万米ドル、2018年度第2四半期：2,987百万米ドル)、パーソナル&コーポレート・バンキングで327百万米ドル(2019年度第1四半期：325百万米ドル、2018年度第2四半期：335百万米ドル)、アセット・マネジメントで647百万米ドル(2019年度第1四半期：619百万米ドル、2018年度第2四半期：639百万米ドル)、インベストメント・バンクで962百万米ドル(2019年度第1四半期：783百万米ドル、2018年度第2四半期：870百万米ドル)及びコーポレート・センターで25百万米ドル(2019年度第1四半期：22百万米ドル、2018年度第2四半期：20百万米ドル)を反映している。

## 注記5 その他の収益

単位：百万米ドル	2019年 6月30日 終了四半期	2019年 3月31日 終了四半期	2018年 6月30日 終了四半期	2019年 6月30日 累計期間	2018年 6月30日 累計期間
<b>関連会社、共同支配企業及び子会社</b>					
子会社取得及び処分純利得 / (損失) <sup>(1)</sup>	10	1	(1)	11	(1)
関連会社投資の処分純利得 / (損失)	0	4	0	4	0
関連会社及び共同支配企業の純利益に対する持分	10	15	15	25	31
<b>合計</b>	<b>20</b>	<b>19</b>	<b>14</b>	<b>39</b>	<b>30</b>
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分純利得 / (損失)	1	1	0	2	0
償却原価で測定される金融資産の処分純利得 / (損失)	0	0	(1)	0	0
不動産収益 <sup>(2)</sup>	6	7	6	13	12
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	7	0	0	7	0
UBSグループAG又はその子会社に提供された共通業務からの収益	127	120	106	247	233
その他	70	22	23	91	47
<b>その他の収益合計</b>	<b>232</b>	<b>169</b>	<b>149</b>	<b>400</b>	<b>322</b>

<sup>(1)</sup> 処分された海外子会社及び支店に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。<sup>(2)</sup> 第三者から受け取った賃貸料を含む。

## 注記6 人件費

単位：百万米ドル	2019年 6月30日 終了四半期	2019年 3月31日 終了四半期	2018年 6月30日 終了四半期	2019年 6月30日 累計期間	2018年 6月30日 累計期間
給与及び変動報酬	2,120	2,027	2,106	4,147	4,452
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 <sup>(1)</sup>	1,005	960	1,007	1,965	2,040
契約社員給与	38	36	50	74	93
社会保険	152	170	158	322	359
年金及びその他の退職後給付制度	139	170	120	309	141 <sup>(2)</sup>
その他の人件費	116	105	119	222	247
<b>人件費合計</b>	<b>3,571</b>	<b>3,468</b>	<b>3,561</b>	<b>7,040</b>	<b>7,332</b>

<sup>(1)</sup> ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。<sup>(2)</sup> 2018年度第1四半期に、スイスにおけるUBS AGの年金基金に変更が生じたことにより、UBS AGの年金債務認識額が減少した。その結果、132百万米ドルの税引前利得が2018年度第1四半期の損益計算書に認識されたが、資本合計への全体的影響はなかった。詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記29 年金及びその他の退職後給付制度」を参照。

## 注記7 一般管理費

単位：百万米ドル	2019年 6月30日 終了四半期	2019年 3月31日 終了四半期	2018年 6月30日 終了四半期	2019年 6月30日 累計期間	2018年 6月30日 累計期間
賃借料	81	89	209	169	426
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	79	87	78	167	158
通信及び市場データサービス費用	131	131	124	262	256
管理費	1,236	1,269	1,230	2,505	2,601
内、UBSグループAG又はその子会社から請求される共通業務費用	1,139	1,136	1,163	2,275	2,386
内、英国及びドイツの銀行賦課金	(32)	15	(26)	(17)	(26)
マーケティング及び広報費用	49	50	62	99	136
旅費及び交際費	87	77	97	164	181
専門家報酬	173	156	210	329	417
IT及びその他のサービスの外部委託費用	140	146	183	286	369
訴訟、規制上の問題及び類似の問題 <sup>(1)</sup>	4	(8)	132	(4)	121
その他	24	29	7	53	38
<b>一般管理費合計</b>	<b>2,004</b>	<b>2,026</b>	<b>2,333</b>	<b>4,030</b>	<b>4,703</b>

<sup>(1)</sup> 損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加/(取崩)が反映されている。詳細については、注記15を参照。さらに、第三者からの回収(2019年度第2四半期：1百万米ドル、2019年度第1四半期：7百万米ドル、2018年度第2四半期：10百万米ドル)が含まれている。

## 注記8 法人所得税

2019年度第2四半期において認識された法人所得税費用は349百万米ドルであり、2018年度第2四半期においては296百万米ドルであった。

当期の税金費用は196百万米ドル、前年同期は178百万米ドルであり、UBSスイスAG及びその他の事業体の課税所得に関連するものである。

繰延税金費用は153百万米ドル、前年同期は118百万米ドルである。これらは、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に関して過年度に認識した繰延税金資産(以下「DTA」という。)の償却を反映した218百万米ドルの費用(UBSアメリカズ・インクのレベルでの米国の税務上の繰越欠損金に係るDTAの償却額も含む)が含まれており、2019年度第2四半期におけるUBS AGからUBSアメリカズ・インクへの不動産資産の拠出により生じた追加のDTAの認識に係る税務上の便益130百万米ドルにより繰延税金費用は減少した。追加のDTAの認識は2018年度第4四半期において資産計上することを選択した特定の過去の不動産費用に関連するものである。この金額は通年の税務上の便益の予想額の半分に相当するものであるため、第3四半期及び第4四半期においてそれぞれ65百万米ドルがIAS第34号「期中財務報告」に従い認識される予定である。

## 注記9 予想信用損失の測定

## a) 期中の予想信用損失

2019年度第2四半期の信用損失費用(純額)は合計12百万米ドルであった。これは、ステージ1及びステージ2のポジションに係る予想信用損失(以下「ECL」という。)の戻入れ23百万米ドルと信用減損(ステージ3)のポジションに係る損失35百万米ドルを反映したものである。

当期のステージ1及びステージ2のECLの戻入れ23百万米ドルは、主にパーソナル&コーポレート・バンキング、グローバル・ウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンクのマクロ経済及び市場データの更新によるものであった。

ステージ3の純損失35百万米ドルは、主にパーソナル&コーポレート・バンキング(13百万米ドル)及びグローバル・ウェルス・マネジメント(12百万米ドル)における複数のデフォルト・ポジションにわたって認識されたものである。

2019年度第2四半期において、ECLの計算及びステージへの割当の判断に使用されたモデルに重要な影響を与える変更はなかった。

UBS AGはECLの計算において、アップサイド、ベースライン、マイルド・ダウンサイド及びシビア・ダウンサイドという4つの異なる経済シナリオを使用している。シナリオ加重について見直しが行われたが、2019年3月31日現在で適用されたものから変更はなかった。当期において、すべてのシナリオの最新のマクロ経済及び市場データとともに、ベースラインのシナリオの衝撃が更新された。

詳細は、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1a 重要な会計方針」のgの項及び「注記23 予想信用損失の測定」を参照。

## b) ECLに関連する貸借対照表のポジション及びオフバランス・シートのポジション(ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を含む。)

以下の表は、ECLの対象となる金融商品及び特定の非金融商品に関する情報である。償却原価で測定される金融商品については、帳簿価額純額は、予想信用損失に係る評価性引当金考慮後の信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定される金融資産もまたECLの対象となる。ただし、償却原価で測定される金融商品とは異なり、これらの金融資産の帳簿価額からFVOCIで測定される金融商品の予想信用損失に係る評価性引当金は減額されない。むしろ、FVOCIで測定される金融資産の帳簿価額は、信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。

オンバランス・シートの金融資産に加え、一部のオフバランス・シート金融商品及びその他の信用枠もまたECLの対象である。オフバランス・シート金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、想定元本に基づき算出される。

単位: 百万米ドル		2019年6月30日現在							
償却原価で測定される金融商品	合計	帳簿価額 <sup>(1)</sup>			ECLに係る評価性引当金				
		ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
現金及び中央銀行預け金	101,457	101,457	0	0	0	0	0	0	
銀行貸出金及び前渡金	12,682	12,662	19	0	(5)	(2)	0	(3)	
有価証券ファイナンス取引による債権	92,919	92,919	0	0	(2)	(2)	0	0	
デリバティブに係る差入担保金	23,774	23,774	0	0	0	0	0	0	
顧客貸出金及び前渡金	324,288	304,421	18,262	1,605	(755)	(78)	(130)	(546)	
内、住宅ローンのある個人顧客	129,715	120,461	8,467	787	(120)	(15)	(67)	(38)	
内、不動産ファイナンス	37,605	30,501	7,089	14	(45)	(4)	(36)	(5)	
内、大手法人顧客	11,000	10,483	448	69	(110)	(14)	(4)	(91)	
内、中小企業の顧客	11,861	9,866	1,348	647	(277)	(18)	(9)	(249)	
内、ロンバード	110,903	110,874	0	29	(23)	(3)	0	(20)	
内、クレジットカード	1,561	1,231	311	19	(32)	(7)	(13)	(12)	
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	3,387	2,930	442	15	(84)	(5)	(1)	(78)	

償却原価で測定されるその他の金融資産	22,225	21,568	212	445	(145)	(36)	(4)	(105)
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	3,075	2,951	63	61	(110)	(32)	(2)	(76)
<b>償却原価で測定される金融資産合計</b>	<b>577,345</b>	<b>556,801</b>	<b>18,493</b>	<b>2,050</b>	<b>(907)</b>	<b>(119)</b>	<b>(134)</b>	<b>(654)</b>
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	7,422	7,422	0	0	0	0	0	0
<b>ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオンバランス・シートの金融資産合計</b>	<b>584,766</b>	<b>564,223</b>	<b>18,493</b>	<b>2,050</b>	<b>(907)</b>	<b>(119)</b>	<b>(134)</b>	<b>(654)</b>

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャー合計				ECLに係る負債性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	16,810	16,202	413	195	(40)	(6)	(1)	(33)
内、大手法人顧客	3,573	3,352	98	123	(3)	(1)	0	(1)
内、中小企業の顧客	1,192	970	153	69	(30)	0	0	(29)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	6,825	6,796	29	0	(3)	(3)	0	0
内、ロンバード	642	642	0	0	(1)	0	0	(1)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	1,740	1,615	122	3	(2)	(1)	0	(1)
取消不能ローン・コミットメント	27,463	26,885	563	14	(40)	(33)	(7)	0
内、大手法人顧客	18,944	18,453	489	2	(34)	(29)	(6)	0
先日付スタートのリバース・レボ契約及び有価証券借入契約	2,259	2,259	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	31,713	30,567	1,078	68	(40)	(19)	(21)	0
内、不動産ファイナンス	2,893	2,488	405	0	(21)	(4)	(17)	0
内、大手法人顧客	4,409	4,340	52	17	(1)	(1)	0	0
内、中小企業の顧客	4,427	4,135	243	48	(9)	(7)	(1)	0
内、ロンバード	4,254	4,254	0	0	0	0	0	0
内、クレジットカード	7,755	7,447	308	0	(6)	(4)	(2)	0
契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	3,668	3,667	0	0	(3)	(3)	0	0
<b>オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計</b>	<b>81,912</b>	<b>79,581</b>	<b>2,055</b>	<b>277</b>	<b>(122)</b>	<b>(60)</b>	<b>(29)</b>	<b>(33)</b>
<b>貸倒引当金及び引当金合計</b>					<b>(1,030)</b>	<b>(180)</b>	<b>(163)</b>	<b>(687)</b>

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

単位：百万米ドル		2019年3月31日現在						
償却原価で測定される金融商品	帳簿価額 <sup>(1)</sup>				ECLに係る評価性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	110,618	110,618	0	0	0	0	0	0
銀行貸出金及び前渡金	16,777	16,727	50	0	(5)	(2)	0	(3)
有価証券ファイナンス取引による債権	100,222	100,222	0	0	(2)	(2)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	25,164	25,164	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	320,466	299,382	19,465	1,619	(760)	(74)	(142)	(545)
内、住宅ローンのある個人顧客	126,412	116,432	9,217	763	(129)	(16)	(77)	(36)
内、不動産ファイナンス	36,670	28,945	7,687	39	(61)	(5)	(38)	(18)
内、大手法人顧客	12,070	11,525	468	77	(109)	(12)	(5)	(91)
内、中小企業の顧客	9,775	8,163	996	616	(262)	(14)	(8)	(240)
内、ロンバード	110,142	110,117	0	24	(20)	(3)	0	(17)

内、クレジットカード	1,446	1,136	294	16	(31)	(7)	(13)	(11)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,867	2,427	422	19	(81)	(4)	0	(76)
償却原価で測定されるその他の金融資産	22,495	21,712	292	491	(150)	(40)	(6)	(104)
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	3,158	2,942	107	109	(108)	(31)	(3)	(74)
<b>償却原価で測定される金融資産合計</b>	<b>595,744</b>	<b>573,826</b>	<b>19,807</b>	<b>2,110</b>	<b>(917)</b>	<b>(118)</b>	<b>(148)</b>	<b>(651)</b>
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産</b>	<b>7,168</b>	<b>7,168</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオフバランス・シートの金融資産合計</b>	<b>602,912</b>	<b>580,994</b>	<b>19,807</b>	<b>2,110</b>	<b>(917)</b>	<b>(118)</b>	<b>(148)</b>	<b>(651)</b>

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャー合計				ECLに係る負債性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	17,434	16,713	506	215	(48)	(6)	(2)	(40)
内、大手法人顧客	3,505	3,247	118	140	(7)	(1)	(1)	(5)
内、中小企業の顧客	1,205	948	188	69	(30)	0	0	(29)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	6,995	6,959	36	0	(3)	(3)	0	0
内、ロンバード	666	666	0	0	0	0	0	0
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	1,936	1,774	156	6	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミットメント	27,919	27,321	583	15	(44)	(36)	(8)	0
内、大手法人顧客	19,051	18,660	389	1	(38)	(32)	(7)	0
先日付スタートのリバース・レポ契約及び有価証券借入契約	2,058	2,058	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	35,569	34,085	1,392	92	(39)	(19)	(20)	0
内、不動産ファイナンス	2,636	2,239	397	0	(19)	(3)	(17)	0
内、大手法人顧客	4,124	4,055	52	16	(1)	(1)	0	0
内、中小企業の顧客	4,331	4,006	264	62	(7)	(6)	(1)	0
内、ロンバード	4,537	4,537	0	0	0	0	0	0
内、クレジットカード	7,587	7,281	306	0	(6)	(4)	(2)	0
契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	3,450	3,393	52	5	(4)	(2)	(2)	0
<b>オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計</b>	<b>86,430</b>	<b>83,570</b>	<b>2,533</b>	<b>328</b>	<b>(134)</b>	<b>(64)</b>	<b>(31)</b>	<b>(40)</b>
<b>貸倒引当金及び引当金合計</b>					<b>(1,052)</b>	<b>(182)</b>	<b>(179)</b>	<b>(691)</b>

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

単位：百万米ドル	2018年12月31日現在							
	帳簿価額 <sup>(1)</sup>				ECLに係る評価性引当金			
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	108,370	108,370	0	0	0	0	0	0
銀行貸出金及び前渡金	16,642	16,440	202	0	(7)	(4)	(1)	(3)
有価証券ファイナンス取引による債権	95,349	95,349	0	0	(2)	(2)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	23,603	23,603	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	321,482	299,378	20,357	1,748	(772)	(69)	(155)	(549)
内、住宅ローンのある個人顧客	126,335	115,679	9,859	796	(138)	(16)	(83)	(39)
内、不動産ファイナンス	36,474	28,578	7,858	38	(59)	(3)	(40)	(16)



内、大手法人顧客	11,390	10,845	457	88	(95)	(9)	(4)	(82)
内、中小企業の顧客	9,924	8,029	1,263	632	(281)	(13)	(12)	(256)
内、ローンカード	111,722	111,707	0	14	(21)	(4)	0	(17)
内、クレジットカード	1,529	1,216	297	16	(30)	(6)	(13)	(11)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	3,260	2,798	445	16	(86)	(5)	(3)	(78)
償却原価で測定されるその他の金融資産	22,637	21,936	223	478	(155)	(43)	(4)	(109)
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	3,291	3,104	62	125	(113)	(34)	(2)	(77)
<b>償却原価で測定される金融資産合計</b>	<b>588,084</b>	<b>565,076</b>	<b>20,782</b>	<b>2,226</b>	<b>(937)</b>	<b>(117)</b>	<b>(159)</b>	<b>(660)</b>
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産</b>	<b>6,667</b>	<b>6,667</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオフバランス・シートの金融資産合計</b>	<b>594,750</b>	<b>571,743</b>	<b>20,782</b>	<b>2,226</b>	<b>(937)</b>	<b>(117)</b>	<b>(159)</b>	<b>(660)</b>

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャー合計				ECLに係る負債性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	18,146	17,321	611	215	(43)	(7)	(2)	(34)
内、大手法人顧客	3,862	3,599	136	127	(8)	(1)	(1)	(6)
内、中小企業の顧客	1,298	1,057	164	77	(26)	0	0	(25)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	7,193	7,125	67	0	(4)	(3)	0	0
内、ローンカード	834	834	0	0	0	0	0	0
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,097	1,851	236	11	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミットメント	31,212	30,590	568	53	(37)	(32)	(5)	0
内、大手法人顧客	22,019	21,492	519	7	(31)	(26)	(4)	0
先日付スタートのリバース・レポ契約及び有価証券借入契約	937	937	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	38,851	37,338	1,420	93	(36)	(19)	(16)	0
内、不動産ファイナンス	2,562	2,150	401	11	(17)	(4)	(12)	0
内、大手法人顧客	4,260	4,152	91	17	(2)	(1)	0	0
内、中小企業の顧客	4,505	4,163	285	57	(7)	(6)	(1)	0
内、ローンカード	7,402	7,402	0	0	0	(1)	0	0
内、クレジットカード	7,343	7,035	309	0	(6)	(4)	(2)	0
契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	3,339	2,861	456	22	(1)	(1)	0	0
<b>オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計</b>	<b>92,486</b>	<b>89,048</b>	<b>3,055</b>	<b>383</b>	<b>(116)</b>	<b>(59)</b>	<b>(23)</b>	<b>(34)</b>
<b>貸倒引当金及び引当金合計</b>					<b>(1,054)</b>	<b>(176)</b>	<b>(183)</b>	<b>(695)</b>

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

## 注記10 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、評価原則、評価ガバナンス、公正価値ヒエラルキーの区分、評価調整、評価技法及び評価インプット、公正価値測定の感応度、並びに公正価値で測定されない金融商品の公正価値算定に適用する方法に関して更なる詳細を提供している、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記24 公正価値測定」と併せて読まれるべきである。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうち1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産及び負債に関する(無調整の)相場価格
- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

## a)公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキー区分は、以下の表の通り要約される。

### 市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定<sup>(1)</sup>

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在				2019年3月31日現在				2018年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>継続的に公正価値で測定される金融資産</b>												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	105,660	12,948	1,625	120,232	94,772	12,592	2,319	109,683	88,455	14,096	1,962	104,513
内、												
国債	11,966	1,564	71	13,601	11,866	1,671	0	13,537	9,554	1,607	0	11,161
社債及び地方債	538	6,638	481	7,657	483	6,232	417	7,132	558	5,699	651	6,908
貸出金	0	1,968	695	2,663	0	1,701	1,451	3,152	0	2,886	680	3,566
投資信託受益証券	7,895	1,578	153	9,625	7,308	1,445	247	9,000	6,074	3,200	442	9,716
資産担保証券	1	464	138	603	1	313	138	451	0	248	144	392
資本性金融商品	85,259	736	88	86,083	75,114	1,231	54	76,399	72,270	455	46	72,771
デリバティブ金融商品	449	119,692	1,546	121,687	715	109,052	1,394	111,161	753	124,035	1,424	126,212
内、												
金利契約	0	43,867	576	44,443	0	39,708	431	40,139	0	36,658	418	37,076
クレジット・デリバティブ契約	0	1,734	515	2,248	0	1,617	529	2,146	0	1,444	476	1,920
外国為替契約	166	47,962	16	48,144	346	43,916	22	44,284	311	53,151	30	53,492
株式/株式指数契約	6	23,178	437	23,620	7	22,523	406	22,937	3	30,905	496	31,404
コモディティ契約	2	2,870	0	2,872	0	1,185	0	1,185	0	1,768	2	1,769
ブローカレッジ債権	0	16,915	0	16,915	0	16,275	0	16,275	0	16,840	0	16,840
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	43,131	42,240	3,898	89,269	41,707	35,531	3,735	80,973	40,204	37,770	4,413	82,387
内、												
国債	17,470	4,127	0	21,597	16,729	4,270	0	20,998	17,687	4,806	0	22,493
社債及び地方債	752	17,066	0	17,818	779	15,534	0	16,313	781	16,455	0	17,236
ユニットリンク型投資契約金融資産 <sup>(2)</sup>	24,699	8	0	24,707	23,957	6	0	23,963	21,440	5	0	21,446
貸出金	0	10,132	1,268	11,400	0	8,547	1,084	9,631	0	6,380	1,752	8,132
有価証券ファイナンス取引	0	10,107	146	10,252	0	6,927	25	6,952	0	9,899	39	9,937
オークション・レート証券	0	0	1,551	1,551	0	0	1,636	1,636	0	0	1,664	1,664
投資信託受益証券	122	203	112	437	168	154	113	434	173	125	109	407
資本性金融商品	89	25	476	590	75	60	542	677	123	62	517	702
その他	0	572	344	916	0	35	335	370	0	38	331	369
<b>継続的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産</b>												
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,357	5,065	0	7,422	2,219	4,949	0	7,168	2,319	4,347	0	6,667
内、												
国債	2,308	13	0	2,321	2,173	13	0	2,186	2,171	69	0	2,239
社債及び地方債	48	447	0	495	47	456	0	503	149	348	0	497
資産担保証券	0	4,605	0	4,605	0	4,480	0	4,480	0	3,931	0	3,931
<b>継続的に公正価値で測定される非金融資産</b>												
貴金属及びその他の現物コモディティ	3,920	0	0	3,920	3,816	0	0	3,816	4,298	0	0	4,298
<b>非継続的に公正価値で測定される非金融資産</b>												

その他の非金融資産 <sup>(3)</sup>	0	70	29	98	0	57	1	58	0	82	0	82
<b>公正価値で測定される資産合計</b>	<b>155,517</b>	<b>196,929</b>	<b>7,098</b>	<b>359,543</b>	143,229	178,457	7,448	329,133	136,029	197,170	7,800	340,999

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定<sup>(1)</sup>(続き)

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在				2019年3月31日現在				2018年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>継続的に公正価値で測定される金融負債</b>												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	26,803	5,365	109	32,277	28,642	5,519	98	34,259	24,413	4,468	69	28,949
内、												
国債	2,955	577	0	3,531	3,944	464	0	4,408	2,423	416	0	2,839
社債及び地方債	21	4,003	40	4,063	64	3,986	63	4,113	126	3,377	27	3,530
投資信託受益証券	533	178	1	711	480	436	0	916	551	137	0	689
資本性金融商品	23,294	583	69	23,946	24,154	627	35	24,816	21,313	537	42	21,892
デリバティブ金融商品	493	118,707	1,888	121,087	758	107,904	2,146	110,809	580	122,933	2,210	125,723
内、												
金利契約	0	39,334	191	39,525	6	35,203	211	35,419	7	32,511	226	32,743
クレジット・デリバティブ契約	0	2,742	570	3,312	0	2,628	579	3,207	0	2,203	519	2,722
外国為替契約	180	48,620	92	48,893	315	44,364	84	44,763	322	52,964	86	53,372
株式/株式指数契約	5	25,328	1,032	26,365	6	24,662	1,270	25,939	1	33,669	1,371	35,041
コモディティ契約	3	2,601	1	2,605	0	988	1	989	0	1,487	0	1,487
<b>継続的に公正価値で測定される金融負債</b>												
公正価値での測定を指定されたローカレレッジ債務	0	36,929	0	36,929	0	39,326	0	39,326	0	38,420	0	38,420
公正価値での測定を指定された社債	0	56,581	11,404	67,984	0	54,543	12,376	66,919	0	46,074	10,957	57,031
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	0	33,708	700	34,407	0	31,716	678	32,394	0	32,569	1,025	33,594
内、												
ユニットリンク型投資契約に関連する金融負債	0	25,087	0	25,087	0	24,317	0	24,317	0	21,679	0	21,679
有価証券ファイナンス取引	0	7,436	0	7,436	0	6,190	0	6,190	0	9,461	0	9,461
債券(店頭)	0	1,183	645	1,828	0	1,205	676	1,882	0	1,427	1,023	2,450
<b>公正価値で測定される負債合計</b>	<b>27,296</b>	<b>251,288</b>	<b>14,100</b>	<b>292,684</b>	<b>29,400</b>	<b>239,008</b>	<b>15,298</b>	<b>283,706</b>	<b>24,992</b>	<b>244,465</b>	<b>14,260</b>	<b>283,717</b>

<sup>(1)</sup> 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。これらのデリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。<sup>(2)</sup> 比較対象期間におけるユニットリンク型投資契約金融資産の公正価値ヒエラルキーの情報は修正再表示され、2019年3月31日現在4,908百万米ドル、2018年12月31日現在4,746百万米ドルのレベル1資産が増加し、レベル2資産が同額分減少している。<sup>(3)</sup> その他の非金融資産は主に、売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産で構成されている。当該資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定される。

b) 評価調整

繰延Day1損益リザーブ

以下の表は、該当する期間の繰延Day1損益リザーブの変動を要約したものである。

繰延Day1損益は通常、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品のその他の収益純額」に計上される。

繰延Day1損益リザーブ

単位：百万米ドル	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
<b>期首リザーブ残高</b>	<b>161</b>	<b>255</b>	<b>479</b>	<b>255</b>	<b>338</b>
新規取引で繰り延べられた利益/(損失)	<b>58</b>	<b>33</b>	<b>53</b>	<b>90</b>	<b>250</b>
損益計算書で認識された(利益)/損失	<b>(60)</b>	<b>(126)</b>	<b>(252)</b>	<b>(187)</b>	<b>(308)</b>

為替換算調整	0	(1)	(4)	(1)	(3)
期末リザーブ残高	158	161	276	158	276

### c) レベル1とレベル2の間の移行

本セクションで開示された金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の移行を反映している。

金融資産合計約14億米ドルは、貸借対照表の「公正価値での測定を指定されたトレーディング目的保有金融資産」の項目に表示される投資信託受益証券で主に構成されており、2019年度上半期においてレベル2からレベル1に移行された。これは主に、当該金融商品の市場内で観察される取引活動が増加したことによるものである。2019年度上半期においてレベル2からレベル1に移行された負債は重要ではなかった。また、2019年度上半期においてレベル1からレベル2に移行された資産及び負債も重要でなかった。

### d) レベル3商品：評価技法及びインプット

次の表は、重要なレベル3資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジ及び加重平均値は、各社の保有商品が多様であることを反映して、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

次の表に開示されている重要な観察不能なインプットは、概ね、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記24 公正価値測定」に記載されている当該インプットと整合している。観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響についても、表示されたインプットのレンジをもたらし要因の理解を深めるための情報を含め、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記24 公正価値測定」で説明されている。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

単位： 十億米ドル	公正価値				重要な観 察不能な インプッ ト <sup>(1)</sup>	インプットのレンジ							単位 <sup>(1)</sup>
	資産		負債			2019年 6月30日 現在			2018年 12月31日 現在				
	2019年 6月 30日 現在	2018年 12月 31日 現在	2019年 6月 30日 現在	2018年 12月 31日 現在		最低値	最高値	加重 平均値 <sup>(2)</sup>	最低値	最高値	加重 平均値 (2)		
	評価技法												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産 / 負債、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産													
社債及び地方債	0.5	0.7	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	債券相当価 格	0	135	97	0	134	89	ポイント
売買された貸出金、 公正価値での測定 を指定された貸出 金、ローン・コ ミットメント及び 保証	2.2	2.7	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	貸出金相当 価格	0	101	99	0	100	99	ポイント
					割引期待 キャッ シュ・フ ロー	信用スプ レッド	301	700		301	513		ベーシ ス・ポイ ント
					市場類似商 品及び証券 化モデル	ディスカウ ント・ マージン	1	14	2	1	14	2	%
オークション・レ ート証券	1.6	1.7			市場類似商 品の相対的 価値	債券相当価 格	79	99	89	79	99	89	ポイント
投資信託受益証券 (3)	0.3	0.6	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	純資産価値							
資本性金融商品 <sup>(3)</sup>	0.6	0.6	0.1	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	価格							
公正価値での測定を 指定された社債 <sup>(4)</sup>			11.4	11.0									
公正価値での測定を 指定されたその他 の金融負債 <sup>(4)</sup>			0.7	1.0									
デリバティブ金融商 品													
金利契約	0.6	0.4	0.2	0.2	オプション・モデル	金利のボラ ティリ ティ	18	67		50	81		ベーシ ス・ポイ ント
クレジット・デリバ ティブ契約	0.5	0.5	0.6	0.5	割引期待 キャッ シュ・フ ロー	信用スプ レッド	3	571		4	545		ベーシ ス・ポイ ント
						債券相当価 格	3	100		3	99		ポイン ト
株式 / 株式指数契約	0.4	0.5	1.0	1.4	オプション・モデル	株式配当利 回り	0	11		0	12		%
						株式、株価 及びその 他の指数 のボラ ティリ ティ	4	85		4	93		%
						株式 / 為替 相関	(45)	64		(39)	67		%



株式/株式 相関	(17)	97	(50)	97	%
-------------	------	----	------	----	---

(1) 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。(2) デリバティブ以外の金融商品には加重平均値が表示されている。この加重平均値は、各金融商品の公正価値に基づいてインプットを加重することにより算定されている。デリバティブ契約に係るインプットの加重平均値は、重要な意味を持たないため、表示されていない。(3) インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。(4) 主に債券(店頭)を含む公正価値での測定を指定された社債及び公正価値での測定を指定されたその他の金融負債の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。

### e) レベル3商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。公正価値での測定を指定された社債及び公正価値での測定を指定された債券(店頭)に係る公正価値測定の感応度は、以下の表に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品に報告されている。

以下の感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性を見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間(例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である期限前償還率との間)には明白な相互依存性が存在する可能性があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。以下に記載されるレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

### 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在		2019年3月31日現在		2018年12月31日現在	
	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	88	(18)	92	(20)	99	(44)
有価証券ファイナンス取引	33	(20)	32	(18)	17	(11)
オークション・レート証券	78	(78)	80	(80)	81	(81)
資産担保証券	39	(43)	32	(28)	27	(23)
資本性金融商品	148	(87)	176	(77)	155	(94)
金利デリバティブ契約(純額)	10	(25)	6	(26)	8	(39)
クレジット・デリバティブ契約(純額)	32	(36)	32	(37)	33	(37)
外国為替デリバティブ契約(純額)	12	(8)	11	(6)	10	(5)
株式/株式指数デリバティブ契約(純額)	168	(180)	188	(217)	213	(225)
その他	22	(26)	17	(17)	19	(19)
<b>合計</b>	<b>629</b>	<b>(519)</b>	<b>667</b>	<b>(527)</b>	<b>661</b>	<b>(578)</b>

### f) レベル3商品：期中の変動

#### レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定される重要なレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得/(損失)には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得/(損失)は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、一部の金融資産及び金融負債が新たに「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類され、公正価値ヒエラルキーのレベル3に指定された。また、一部の資産は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」から「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」に分類変更された。詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記24 公正価値測定」を参照。

レベル3商品の変動

単位：十億米ドル	2017年12月31日 現在残高	IFRS第9号の適用による分類変更及び再測定	2018年1月1日 現在残高	包括利益に含まれる 利得 / 損失合計		購入	売却	発行	決済	レベル3への振替	レベル3からの振替	為替換算	2018年6月30日現在 残高
				利益に含まれる純利得 / 損失 <sup>(1)</sup>	内、報告期間未現在で保有されるレベル3商品に関する								
<b>公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産</b>	<b>2.0</b>	<b>0.4</b>	<b>2.4</b>	<b>(0.3)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>1.1</b>	<b>(4.9)</b>	<b>4.3</b>	<b>0.0</b>	<b>0.8</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>3.3</b>
内、													
社債及び地方債	0.6		0.6	(0.1)	(0.1)	0.4	(0.8)	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.6
貸出金	0.5	0.4	0.9	0.0	0.0	0.3	(3.7)	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
投資信託受益証券	0.6		0.6	(0.1)	(0.1)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5
その他	0.4		0.4	(0.1)	(0.1)	0.3	(0.3)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3
<b>公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産</b>	<b>1.5</b>	<b>3.0</b>	<b>4.4</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>1.1</b>	<b>(0.9)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.1</b>	<b>4.8</b>
内、													
貸出金	0.8	0.6	1.4	(0.2)	(0.1)	1.0	(0.4)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.9
オークション・レート証券		1.9	1.9	0.1	0.1	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.8
資本性金融商品		0.4	0.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
その他	0.7	0.1	0.8	0.1	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.6
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産</b>	<b>0.5</b>	<b>(0.5)</b>											
<b>デリバティブ金融商品 - 資産</b>	<b>1.6</b>		<b>1.6</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>	<b>(0.6)</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.5</b>
内、													
金利契約	0.1		0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2
クレジット・デリバティブ契約	0.6		0.6	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.5
株式 / 株式指数契約	0.7		0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.5)	0.1	(0.1)	0.0	0.6
その他	0.2		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
<b>デリバティブ金融商品 - 負債</b>	<b>2.9</b>	<b>0.0</b>	<b>2.9</b>	<b>(0.3)</b>	<b>(0.3)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.7</b>	<b>(0.8)</b>	<b>0.4</b>	<b>(0.5)</b>	<b>0.0</b>	<b>2.4</b>
内、													
クレジット・デリバティブ契約	0.6		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.6
株式 / 株式指数契約	2.0		2.0	(0.3)	(0.3)	0.0	0.0	0.6	(0.7)	0.2	(0.4)	0.0	1.4
その他	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4
<b>公正価値での測定を指定された社債</b>	<b>11.2</b>		<b>11.2</b>	<b>0.6</b>	<b>0.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>3.4</b>	<b>(2.5)</b>	<b>1.4</b>	<b>(3.7)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>10.3</b>
<b>公正価値での測定を指定されたその他の金融負債</b>	<b>2.0</b>		<b>2.0</b>	<b>(0.7)</b>	<b>(0.7)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>(0.7)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.1</b>

<sup>(1)</sup> 包括利益に含まれる純利得 / 損失は、受取利息純額、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額及びその他の収益で構成されている。<sup>(2)</sup> 2019年6月30日現在のレベル3資産の合計は、71億米ドル(2018年12月31日現在：78億米ドル)であった。2019年6月30日現在のレベル3負債の合計は、141億米ドル(2018年12月31日現在：143億米ドル)であった。

レベル3商品の変動(続き)

単位：十億米ドル	2018年12月 31日現在残 高 <sup>(2)</sup>	包括利益に含まれる 利得/損失合計		購入	売却	発行	決済	レベル3 への移行	レベル3 からの移 行 為替換算	2019年6月 30日現在残 高 <sup>(2)</sup>	
		利益に含ま れる純利 得/(損失) (1)	内、報告期 間未現在で 保有される レベル3商 品に関連す るもの								
<b>公正価値で測定されるトレー ディング目的保有金融資産</b>	<b>2.0</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.7</b>	<b>(3.0)</b>	<b>2.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.3</b>	<b>(0.3)</b>	<b>0.0</b>	<b>1.6</b>
内、											
社債及び地方債	0.7	0.0	0.0	0.3	(0.5)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.5
貸出金	0.7	(0.1)	0.0	0.1	(2.1)	2.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.7
投資信託受益証券	0.4	(0.1)	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.2
その他	0.2	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3
<b>公正価値で測定されるトレー ディング目的保有でない金融 資産</b>	<b>4.4</b>	<b>0.3</b>	<b>0.3</b>	<b>0.3</b>	<b>(0.4)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.2</b>	<b>(0.9)</b>	<b>0.0</b>	<b>3.9</b>
内、											
貸出金	1.8	0.2	0.2	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.2	(0.9)	0.0	1.3
オークション・レート証券	1.7	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
資本性金融商品	0.5	0.1	0.1	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
その他	0.5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
<b>その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される 金融資産</b>											
<b>デリバティブ金融商品 - 資産</b>	<b>1.4</b>	<b>(0.2)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>	<b>(0.5)</b>	<b>0.3</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>1.5</b>
内、											
金利契約	0.4	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.6
クレジット・デリバティブ契 約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.1	0.0	0.0	0.5
株式/株式指数契約	0.5	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.3)	0.1	(0.1)	0.0	0.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>デリバティブ金融商品 - 負債</b>	<b>2.2</b>	<b>0.0</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>(0.8)</b>	<b>0.2</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>1.9</b>
内、											
クレジット・デリバティブ契 約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1	0.0	0.0	0.6
株式/株式指数契約	1.4	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.4	(0.6)	0.1	(0.2)	0.0	1.0
その他	0.3	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
<b>公正価値での測定を指定された 社債</b>	<b>11.0</b>	<b>0.6</b>	<b>0.4</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>4.3</b>	<b>(2.8)</b>	<b>0.5</b>	<b>(2.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>11.4</b>
<b>公正価値での測定を指定された その他の金融負債</b>	<b>1.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.3</b>	<b>(0.8)</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.7</b>

レベル3へ/レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2019年度上半期におけるレベル3へ/レベル3から振り替えられた資産の合計は、それぞれ8億米ドル及び12億米ドルであった。レベル3への振替は、主に貸出金、投資信託受益証券及び株式/株式指数契約から成る。この振替は、関連する評価インプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの振替は、主に貸出金から成る。この振替は、関連する評価インプットの観察可能性が増加したことによるものである。

2019年度上半期におけるレベル3へ/レベル3から振り替えられた負債の合計は、それぞれ7億米ドル及び23億米ドルであった。レベル3へ/レベル3からの振替は、それぞれ組込デリバティブ・インプットの観察可能性の低下または増加により、公正価値での測定を指定された社債、主に発行済エクイティ・リンク債から成る。

## g) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を示している。

### 公正価値で測定されない金融商品

単位：十億米ドル	2019年6月30日現在		2019年3月31日現在		2018年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
<b>資産</b>						
現金及び中央銀行預け金	101.5	101.5	110.6	110.6	108.4	108.4
銀行貸出金及び前渡金	12.7	12.7	16.8	16.8	16.6	16.6
有価証券ファイナンス取引による債権	92.9	92.9	100.2	100.2	95.3	95.4
デリバティブに係る差入担保金	23.8	23.8	25.2	25.2	23.6	23.6
顧客貸出金及び前渡金	324.3	327.5	320.5	322.6	321.5	322.0
償却原価で測定されるその他の金融資産	22.2	22.4	22.5	22.5	22.6	22.5
<b>負債</b>						
銀行預り金	9.5	9.5	9.1	9.1	11.0	11.0
有価証券ファイナンス取引による債務	6.8	6.8	5.2	5.2	10.3	10.3
デリバティブに係る受入担保金	31.4	31.4	30.3	30.3	28.9	28.9
顧客預金	435.6	435.7	428.1	428.2	422.0	422.0
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	45.2	46.8	44.4	45.1	41.2	41.7
償却原価で測定される債務	75.7	76.6	83.9	85.4	91.2	93.5
償却原価で測定されるその他の金融負債	10.9	10.9	10.8	10.8	7.6	7.6

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBS AGの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。

## 注記11 デリバティブ

### a) デリバティブ

2019年6月30日現在 単位：十億米ドル	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融資産に関連す る想定元本 <sup>(3)</sup>	デリバティブ 金融負債	デリバティブ 金融負債に関連す る想定元本 <sup>(3)</sup>	その他の 想定元本 <sup>(4)</sup>
<b>デリバティブ金融商品<sup>(1),(2)</sup></b>					
金利契約	44.4	1,167	39.5	1,133	11,968
クレジット・デリバティブ契約	2.2	73	3.3	75	0
外国為替契約	48.1	3,191	48.9	3,091	1
株式／株式指数契約	23.6	467	26.4	553	111
コモディティ契約	2.9	70	2.6	53	2
デリバティブ以外の金融商品の未決済の購入 <sup>(5)</sup>	0.2	31	0.2	12	
デリバティブ以外の金融商品の未決済の売却 <sup>(5)</sup>	0.2	21	0.2	24	
<b>IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計<sup>(6)</sup></b>	<b>121.7</b>	<b>5,019</b>	<b>121.1</b>	<b>4,942</b>	<b>12,082</b>
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング <sup>(7)</sup>	(110.2)		(105.9)		
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(88.9)		(88.9)		
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(21.3)		(17.0)		
<b>潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ合計</b>	<b>11.5</b>		<b>15.2</b>		
2019年3月31日現在 単位：十億米ドル					
<b>デリバティブ金融商品<sup>(1),(2)</sup></b>					
金利契約	40.1	1,114	35.4	1,115	11,049
クレジット・デリバティブ契約	2.1	74	3.2	78	0
外国為替契約	44.3	2,892	44.8	2,752	1
株式／株式指数契約	22.9	430	25.9	527	122
コモディティ契約	1.2	50	1.0	40	8
デリバティブ以外の金融商品の未決済の購入 <sup>(5)</sup>	0.2	29	0.2	17	
デリバティブ以外の金融商品の未決済の売却 <sup>(5)</sup>	0.2	27	0.3	22	
<b>IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計<sup>(6)</sup></b>	<b>111.2</b>	<b>4,617</b>	<b>110.8</b>	<b>4,550</b>	<b>11,180</b>
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング <sup>(7)</sup>	(100.9)		(97.5)		
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(81.4)		(81.4)		
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(19.5)		(16.0)		
<b>潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ金融商品合計</b>	<b>10.2</b>		<b>13.3</b>		
2018年12月31日現在 単位：十億米ドル					
<b>デリバティブ金融商品<sup>(1),(2)</sup></b>					
金利契約	37.1	1,051	32.7	1,021	10,779
クレジット・デリバティブ契約	1.9	74	2.7	78	0
外国為替契約	53.5	2,626	53.4	2,517	0
株式／株式指数契約	31.4	409	35.0	489	106
コモディティ契約	1.8	46	1.5	39	9
デリバティブ以外の金融商品の未決済の購入 <sup>(5)</sup>	0.2	17	0.1	6	
デリバティブ以外の金融商品の未決済の売却 <sup>(5)</sup>	0.4	15	0.2	13	
<b>IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計<sup>(6)</sup></b>	<b>126.2</b>	<b>4,239</b>	<b>125.7</b>	<b>4,163</b>	<b>10,894</b>

貸借対照表上で認識されない潜在的なネットting <sup>(7)</sup>	(114.8)	(111.7)
内、認識された金融負債/資産のネットting	(90.8)	(90.8)
内、受入担保金/差入担保金とのネットting	(24.0)	(20.9)
<b>潜在的なネットting考慮後のデリバティブ金融商品 合計</b>	<b>11.4</b>	<b>14.0</b>

(1) 2019年6月30日現在のデリバティブ金融負債は、デリバティブのローン・コミットメントに関連する14百万米ドル(2019年3月31日現在:18百万米ドル、2018年12月31日現在:17百万米ドル)を含む。これらのローン・コミットメントに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記16に「ローン・コミットメント」として開示されている。(2) 一部の先日付スタートのレボ契約及びリバース・レボ契約が含まれ、これらは「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類され、デリバティブに認識されている。2019年6月30日現在、2019年3月31日現在又は2018年12月31日現在、これらのデリバティブの公正価値は重要でなかった。当該デリバティブに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記16に「先日付スタートの取引」として開示されている。(3) 貸借対照表上でデリバティブ金融商品が純額で表示される場合でも、ネットtingされるデリバティブ金融商品のそれぞれの想定元本は総額で表示される。(4) その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、全表示期間において重要ではなかった。(5) 約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融商品の公正価値の変動は、デリバティブ金融商品として認識されている。(6) UBS AGが、平時もしくは、UBS及び全ての契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、純額で表示されている。(7) 貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合の、強制可能なマスター・ネットting契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットtingを反映している。詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記25 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

## b)デリバティブに係る担保金

単位:十億米ドル	差入担保金	受入担保金	差入担保金	受入担保金	差入担保金	受入担保金
	2019年6月 30日現在	2019年6月 30日現在	2019年3月 31日現在	2019年3月 31日現在	2018年12月 31日現在	2018年12月 31日現在
IFRSに準拠したネットtingに基づくデリバティブに係る担保金 <sup>(1)</sup>	23.8	31.4	25.2	30.3	23.6	28.9
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットting <sup>(2)</sup>	(14.2)	(17.9)	(14.1)	(15.0)	(14.5)	(15.4)
内、認識された金融負債/資産のネットting	(13.4)	(16.2)	(12.2)	(13.7)	(13.5)	(14.2)
内、受入担保金/差入担保金とのネットting	(0.7)	(1.7)	(1.9)	(1.4)	(1.0)	(1.2)
<b>潜在的なネットting考慮後のデリバティブに係る担保金</b>	<b>9.6</b>	<b>13.5</b>	<b>11.1</b>	<b>15.3</b>	<b>9.1</b>	<b>13.5</b>

(1) UBSが、平時もしくは、UBS又はその契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、純額で表示されている。(2) 貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合の、強制可能なマスター・ネットting契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットtingを反映している。詳細については、2018年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記25 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

## 注記12 その他の資産及び負債

## a) 償却原価で測定されるその他の金融資産

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
負債性証券	12,906	12,938	13,562
内、国債	8,163	8,094	8,778
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金 <sup>(1)</sup>	3,075	3,158	3,291
報酬及び手数料関連債権	1,830	1,816	1,644
ファイナンス・リース債権 <sup>(2)</sup>	1,259	1,224	1,091
決済勘定	582	702	1,039
未収利息	821	733	700
その他	1,752	1,924	1,310
<b>償却原価で測定されるその他の金融資産合計</b>	<b>22,225</b>	<b>22,495</b>	<b>22,637</b>

<sup>(1)</sup> 米国及びカナダのファイナンシャル・アドバイザーに関連するものである。<sup>(2)</sup> 2019年1月1日のIFRS第16号の適用に伴い、ファイナンス・リース債権は176百万米ドル増加した。詳細については、注記1を参照。

## b) その他の非金融資産

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
貴金属及びその他の現物コモディティ	3,920	3,816	4,298
保釈保証金 <sup>(1)</sup>	1,306	1,286	1,312
前払費用	760	769	731
確定給付年金資産及び退職後給付資産純額	3	3	0
未収付加価値税及びその他の税金	290	232	282
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	98	58	82
その他	456	413	358
<b>その他の非金融資産合計</b>	<b>6,833</b>	<b>6,577</b>	<b>7,062</b>

<sup>(1)</sup> 詳細については、注記15bの1の項目を参照。

## c) 償却原価で測定されるその他の金融負債

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
その他の未払費用	1,565	1,670	1,911
未払利息	1,441	1,326	1,501
決済勘定	1,787	1,160	1,477
リース負債 <sup>(1)</sup>	3,777	3,873	
その他	2,358	2,741	2,688
<b>償却原価で測定されるその他の金融負債合計</b>	<b>10,927</b>	<b>10,770</b>	<b>7,576</b>

<sup>(1)</sup> 2019年1月1日付けのIFRS第16号の適用に伴い認識したリース負債3,956百万米ドルに関連するものである。詳細については、注記1を参照。

## d) 公正価値での測定を指定されたその他の金融負債

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
ユニットリンク型投資契約に関連する金融負債	25,087	24,317	21,679
有価証券ファイナンス取引	7,436	6,190	9,461
負債性金融商品(店頭)	1,828	1,882	2,450



内、自己の信用の(利得)/損失累計額	(26)	(27)	(51)
その他	56	5	5
<b>公正価値で測定されるその他の金融負債合計</b>	<b>34,407</b>	<b>32,394</b>	<b>33,594</b>

### e) その他の非金融負債

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
報酬関連負債	3,578	2,998	4,645
内、ファイナンシャル・アドバイザー報酬制度	1,295	1,207	1,454
内、その他の報酬制度	986	521	1,929
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債純額	871	907	773
内、その他の報酬関連負債 <sup>(1)</sup>	427	363	490
当期税金負債及び繰延税金負債	1,061	953	915
未払付加価値税及びその他の税金	405	458	403
繰延収益	168	170	215
その他	89	103	98
<b>その他の非金融負債合計</b>	<b>5,301</b>	<b>4,682</b>	<b>6,275</b>

(1) 給与税及び未取得休暇に関する負債を含む。

### 注記13 公正価値での測定を指定された社債

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
<b>社債</b>			
エクイティ・リンク債 <sup>(1)</sup>	42,812	41,033	34,392
金利連動債	14,449	14,430	12,073
クレジット・リンク債	3,310	3,389	3,282
固定利付債	5,007	5,681	5,099
その他	2,405	2,386	2,185
<b>公正価値での測定を指定された社債合計</b>	<b>67,984</b>	<b>66,919</b>	<b>57,031</b>
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>(2)</sup>	45,707	46,431	40,289
内、自己の信用の(利得)/損失累計額	(34)	33	(270)

(1) 投資信託受益証券ユニットリンク型商品を含む。(2) UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2019年6月30日現在、残高の99%超が無担保(2019年3月31日現在：残高の99%超が無担保、2018年12月31日現在：残高の99%超が無担保)。

### 注記14 償却原価で測定される社債

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
譲渡性預金	4,523	6,869	7,980
コマーシャル・ペーパー	17,266	21,711	27,514
その他の短期社債	2,902	3,453	3,531
<b>短期社債<sup>(1)</sup></b>	<b>24,692</b>	<b>32,033</b>	<b>39,025</b>
シニア無担保債	30,707	31,964	32,135
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>(2)</sup>	30,705	31,962	32,133
カバード・ボンド	3,853	3,815	3,947

劣後債	7,649	7,521	7,511
内、低トリガーの損失吸収Tier 2資本商品	6,947	6,821	6,808
内、バーゼル に準拠していないTier 2資本商品	702	700	703
スイスの中央モーゲージ機関を通じて発行された社債	8,724	8,505	8,569
その他の長期債務	54	55	58
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>(2)</sup>	49	49	52
<b>長期社債<sup>(3)</sup></b>	<b>50,988</b>	<b>51,861</b>	<b>52,220</b>
<b>償却原価で測定される社債合計<sup>(4)</sup></b>	<b>75,679</b>	<b>83,894</b>	<b>91,245</b>

(1) 当初満期1年未満の社債。(2) UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2019年6月30日現在、残高の100%が無担保(2019年3月31日現在：残高の100%が無担保、2018年12月31日現在：残高の100%が無担保)。(3) 当初満期1年以上の社債。社債を短期及び長期に分類する際、早期償還条項は考慮していない。(4) 区分処理された組込デリバティブ控除後。当該デリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。

## 注記15 引当金及び偶発負債

## a) 引当金

以下の表は、IAS第37号及びIFRS第9号の両基準に基づき認識された引当金合計の概要を示したものである。

単位：百万米ドル	2019年6月30日現在	2019年3月31日現在	2018年12月31日現在
IAS第37号に基づき認識された引当金	2,855	3,030	3,341
オフバランス・シートの金融商品に対する引当金	80	91	79
その他の信用枠に対する引当金	42	43	37
<b>引当金合計</b>	<b>2,978</b>	<b>3,165</b>	<b>3,457</b>

以下の表は、IAS第37号に基づき認識された引当金の追加情報である。

単位：百万米ドル	オペレー ショナル・ リスク <sup>(2)</sup>	訴訟、規制 上及び類似 の問題 <sup>(3)</sup>	リストラク チャリング	不動産	従業員 給付 <sup>(6)</sup>	その他	合計
<b>2018年12月31日現在残高</b>	<b>45</b>	<b>2,827</b>	<b>215</b>	<b>122</b>	<b>55</b>	<b>77</b>	<b>3,341</b>
IFRS第16号の適用による調整 <sup>(1)</sup>	0	0	(103)	(28)	0	0	(131)
<b>2019年1月1日現在残高</b>	<b>45</b>	<b>2,827</b>	<b>112</b>	<b>94</b>	<b>55</b>	<b>77</b>	<b>3,210</b>
<b>2019年3月31日現在残高</b>	<b>43</b>	<b>2,677</b>	<b>95</b>	<b>90</b>	<b>54</b>	<b>72</b>	<b>3,030</b>
損益計算書で認識された引当金の増加	2	40	8	0	1	2	53
損益計算書で認識された引当金の取崩	0	(35)	(3)	0	(1)	0	(39)
所定の目的に従って使用された引当金	(3)	(184)	(14)	0	0	(1)	(203)
振替	0	0	0	0	0	(1)	(1)
為替換算調整 / 割引の振戻し	1	11	0	1	0	1	15
<b>2019年6月30日現在残高</b>	<b>43</b>	<b>2,509</b>	<b>86<sup>(4)</sup></b>	<b>90<sup>(5)</sup></b>	<b>55</b>	<b>73</b>	<b>2,855</b>

(1) 詳細については、注記1を参照。(2) 保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。(3) 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。(4) 主に2019年6月30日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金18百万米ドル(2019年3月31日現在：25百万米ドル、2018年12月31日現在：40百万米ドル)及び2019年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金63百万米ドル(2019年3月31日現在：64百万米ドル、2018年12月31日現在：170百万米ドル)から成る。(5) 2019年6月30日現在のリース物件改良費の原状回復費用82百万米ドル(2019年3月31日現在：81百万米ドル、2018年12月31日現在：83百万米ドル)及び2019年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金9百万米ドル(2019年3月31日現在：9百万米ドル、2018年12月31日現在：40百万米ドル)から成る。(6) 長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不動産に関する不利なリース契約は、不動産に空室がある場合やサブテナントからの全額回収がされない場合に、光熱費などのリース以外の要素についてUBS AGが支払いを行うことを約束している場合に認識される。退職手当関連の引当金は、短期間(通常6ヶ月以内)に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記15b)に含まれている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

## b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS(本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。)は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に参与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、解決の結果や時期を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、こうした問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。報告日以降かつ財務書類の発行前に発生した進展で、当該問題に対する引当金の経営者の評価に影響を与えるもの(例えば、進展が報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供している場合)は、IAS第10号における修正を要する後発事象であり、報告期間の財務書類上修正を認識しなければならない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が以下に記載されており、これには経営者が重要であるとする他の問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとする他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに言及していない問題に関しては、(a) 当行は引当金を設定していない(適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合)か、又は(b) 当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記15aの「引当金」の表に開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題から生じる将来の損失を数値的に見積ることはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。

また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、本注記の5の項に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)の提示に関連して米国司法省(以下「DOJ」という。)犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意は、当行が為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金を支払い、2020年1月まで経過観察を受けている。

有罪答弁又は有罪判決により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当UBSグループの2019年度第2四半期財務報告書の「資本管理」のセクション(訳注：原文の「Capital management」のセクション)に含まれている。

#### 各事業部門及びコーポレート・センターの訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金<sup>(1)</sup>

単位：百万米ドル	グローバル・ウェルス・マネジメント	パーソナル&コーポレート・バンキング	アセット・マネジメント	インベストメント・バンク	コーポレート・センター	UBS
2018年12月31日現在残高	1,003	117	0	269	1,438	2,827
2019年3月31日現在残高	943	114	0	201	1,419	2,677
損益計算書で認識された引当金の増加	39	0	0	0	0	40
損益計算書で認識された引当金の取崩	(19)	0	0	(1)	(15)	(35)
所定の目的に従って使用された引当金	(113)	(1)	0	0	(70)	(184)
為替換算調整 / 割引の振戻し	7	2	0	2	0	11
2019年6月30日現在残高	858	114	0	202	1,334	2,509

<sup>(1)</sup> 本開示に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメント(項目3及び項目4)並びにコーポレート・センター(項目2)に計上されている。本開示の項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメントとパーソナル&コーポレート・バンキングに配分されており、本開示の項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンクとコーポレート・センターに配分されている。

#### 1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、照会を行い、情報提供の要請を出し、あるいはそれぞれの管轄区域に所在する従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。UBSは、国際的税務行政支援の要請に基づき、スイス連邦税務局(以下「FTA」という。)から開示命令を受け、情報の提供を求められている。この要請は、UBSの現在及び以前の顧客の複数の口座番号を対象としており、2006年から2008年のデータに基づいている。UBSは、影響を受ける顧客に対して当該行政支援の手続及び手続上の権利(不服申立ての権利など)を通知する手段を講じた。当該要請は、ドイツ当局から受領したデータによるものである。同当局は、調査の過程で、スイスで登録されているUBSの顧客に関連する特定のデータを入手し、当該データを他の欧州諸国と共有していると考えられる。UBSは、他国から同様の要請があると予想している。

2016年に、スイス連邦行政裁判所は、フランスにおける一括要請に関連した行政支援手続において、UBSには、最終的なFTAの顧客データ開示命令の全てに対して不服を申し立てる権利があるとの判決を下した。2018年7月30日、スイス連邦行政裁判所は、UBSの不服申し立てを受理し、フランスの行政支援手続の要請を取り下げた。FTAは、スイス連邦最高裁判所に対して上告を提起した。最高裁判所は2019年7月26日に審理を予定しており、UBSはそこで判決が下されるものと予想している。

2013年より、UBS(フランス)S.A.、UBS AG及び一部の元従業員は、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀した容疑、並びに脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに伴ってフランスで調査を受けている。この調査に関連して、捜査判事はUBS AGに対し、保釈保証金(「caution」)を11億ユーロとし、UBS(フランス)S.A.に対し、同保釈保証金を40百万ユーロ(上訴により10百万ユーロに減額)とする命令を下した。

2018年10月8日から2018年11月15日にかけて第一審裁判所において裁判が行われた。2019年2月20日、裁判所は、UBS AGについてはフランスでクライアントの不法勧誘を行い、さらに脱税で得た収入の不正洗浄を行ったものとして、またUBS(フランス)S.A.については不法勧誘及び脱税で得た収入の不正洗浄を幫助したのものとして有罪判決を下した。裁判所は、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.に対して合計37億ユーロの罰金を科すとともに、フランス政府に対して800百万ユーロの民事制裁金を科すことを認めた。UBSは、当該判決の控訴の申し立てを行った。フランスの法律においては、上訴中は、判決は保留となる。控訴裁判所は、法律及び事実を踏まえて、再審を行う。罰金及び制裁金は、第一審裁判所が科したものより多額又は少額になる可能性がある。法律問題に関して、フランスの最高裁判所である破棄院(Cour de Cassation)に対して控訴を提起することができる。

法律及び事実を踏まえ、UBSは、第一審裁判所の判決は覆されるべきであると考えている。UBSは、スイス及びフランスの法律並びにEU貯蓄課税指令(「European Savings Tax Directive」)に基づく義務を履行したと考えている。責を負うべきであったとしても(ただし、これに対しUBSは不服を申立てている)、科せられた罰金及び制裁金の額は、法律及び事実によって裏付け可能な額を大幅に上回ると考えている。特に、UBSは、裁判所は、不正が行われたとされる資産に対する未払税金ではなく、誤って、規制された資産に基づき、罰金を決定しており、また、誤って、民間の当事者が立証していないコストに基づき、制裁金を認めていると考えている。UBSは無罪であると考えているものの、2019年6月30日現在の当行の貸借対照表上、この問題に関連する516百万米ドルの金額の引当金が反映されている。当該事案については様々な結果が想定されるため、見積りの不確実性は高い。実際の罰金及び民事制裁金の額が引当金の額を上回る合理的な可能性はあるものの、2019年6月30日現在の当行の貸借対照表に反映されている引当金は、想定される財務上の影響の当行の最善の見積りを反映している。

2016年に、UBSは、ベルギーの捜査判事から、UBSが脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄、並びに重大な脱税に関与したとして方式審査(「inculpé」)を受けている旨の通知を受けた。2018年に、イタリアの税務当局及び検察庁は、2012年から2017年までのイタリアにおける活動により、UBSは税金及び罰金が科せられる可能性があると主張した。2019年6月、UBSはイタリアの税務当局と和解し、UBS AGのイタリアにおける恒久的施設予定に関連して税務当局により提起されている請求を解決するために101百万ユーロを支払った。

UBS、また報道によれば他の多くの金融機関が、国際サッカー連盟(以下「FIFA」という。)及び傘下のサッカー協会並びに関係者及び関係企業に関連する口座について、当局から照会を受けている。UBSはこれらの照会について当局に協力している。

この項目1に記載された問題に関して、2019年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であるとする金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

## 2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク(以下「UBS RESI」という。)は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、(関係会社を通じて)証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

UBSは米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの1つの支店が、当該期間(このうち2006年から2008年において活発であった。)に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、UBSは、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、UBSが発行

し、引き受けた3件のRMBS証券化に係る担保プールに含まれるローン(当初元本残高約20億米ドル)を買戻す義務の履行を求めて、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において訴訟を提起した。2018年7月に、UBS及び当該受託者は、この問題を解決するためにUBSが850百万米ドルを支払うことで合意した。この金額のかなりの部分は、UBSに対して補償義務のある他の当事者が負担する予定である。当該和解は、裁判所の承認及びRMBS保有者への和解金の分配方法を決定するための手続を必要とする。UBSは、受託者訴訟の和解が有効に成立することで、実質的に全てのローン買戻要求に関する賠償請求が解決すると考えており、また、ニューヨーク州控訴裁判所の下した判決に基づき、米国住宅モーゲージ・ローンの買戻しを求める新たな請求は時効により認められないと考えている。

**モーゲージ関連の規制上の問題**：2014年より、ニューヨーク州東部地区米国検事事務局は、1989年金融機関改革救済執行法(以下「FIRREA」という。)に従って、UBSから2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する情報を求めている。2018年11月8日、DOJは、ニューヨーク州東部地区検事事務局に民事訴訟を提起した。当該訴訟は、2006年及び2007年のUBSによる40件のRMBS取引の発行、引受、売却に関連して、FIRREAに基づき、不特定の民事制裁金を要請するものである。2019年2月6日に、UBSは民事訴訟の棄却を申し立てた。

この項目2に記載された問題に関して、2019年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

### 3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー(以下「BMIS」という。)の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)S.A.(現在のUBSヨーロッパSEのルクセンブルク支店)及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局(以下「FINMA」という。)及びルクセンブルク金融監督委員会を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法の下で設定された2つの第三者ファンド(そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。)、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは深刻な損失を被り、ルクセンブルクのファンドは清算中である。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。

2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、総額約21億ユーロ(当該ファンドがBMISの清算に係る受託者(以下「BMISの受託者」という。)に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額を含む。)の支払いを求めて、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人(UBSの現・旧従業員を含む。)に対して訴訟を提起した。

受益者と称する多くの者が、マドフの詐欺に関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業(及びUBS以外の企業)を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクで提起されており、ルクセンブルクでは、8件のテスト・ケースにおける請求は容認できないとした判決がルクセンブルク控訴裁判所によって追認され、ルクセンブルク最高裁判所は、1件のテスト・ケースの請求者による追加の上訴も退けた。

米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申し立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。2014年に、米国連邦最高裁判所は、詐欺的譲渡及び優先的支払いとされる約125百万米ドルの支払いの回収に対する請求を除いて、全ての請求を却下した判決を不服として上訴する許可を求めたBMISの受託者による申立てを退けた。2016年に、破産裁判所は、UBSの企業等に対するこれらの請求を棄却した。BMISの受託者は上訴した。2019年2月、控訴裁判所はBMISの受託者の残りの請求の棄却を覆した。UBSを含む被告は、米国連邦最高裁判所に対し控訴裁判所の決定を見直すよう求める上訴を準備中である。破産手続はこの上訴に関する決定が下されるまで停止されている。

### 4 プェルトリコ

プェルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プェルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービスズ・インコーポレイテッド・オブ・プェルトリコ(以下「UBS PR」という。)が販売するクローズド・エンド型投資信託(以下「当投資信託」という。)の市場価格が2013年以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停(損害賠償請求総額32億米ドル)の原因となった。

このうち、損害賠償請求総額22億米ドル分の請求については、和解、調停又は請求の取下げにより解決している。本請求は、当投資信託又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び/又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。

また、2014年に、当投資信託で何億米ドルもの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2015年に、棄却を求める被告の申立ては却下された。被告による当該判決への上訴許可の請求は、プエルトリコ最高裁判所によって退けられた。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネジャーに対して提起された。原告の集団認定の申立ての却下により、2018年10月に当該訴訟は棄却された。

2014年及び2015年に、UBSは、UBSの業務の調査に関連して、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)、金融業規制機構と和解を締結した。

2011年に、プエルトリコ米国自治連邦区の従業員退職制度(以下「当制度」という。)を代表した推定代表訴訟が、UBS PR(引受業務及びコンサルティング業務に関連して被告に加えられた。)を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。2016年に、裁判所は、当該訴訟に原告として加わるという当制度の要求を認めたが、原告団は修正訴状を提出する必要がある旨の命令を下した。2017年に、裁判所は被告による修正訴状の却下の申立てを退けた。

2015年から2017年にかけて、プエルトリコ米国自治連邦区(以下「自治連邦区」という。)の一部の機関及び公社はプエルトリコ債に係る特定の金利の支払を履行しなかった。2016年に、米国連邦法に従って、プエルトリコの財政を監視し、債務再編を行う権限を有する監督委員会が設置された。同監督委員会は、特定の債権者の権利行使を停止させている。2017年に、監督委員会は、連邦地方裁判所判事の指導の下、一部の債券を破産に類似した手続に付した。このような事象、さらなる債務不履行又は同自治連邦区の債務を再編する法的手段の構築や同自治連邦区の財政の一層の監視を行う追加の法的措置、あるいは同自治連邦区の債務の再編により、プエルトリコの証券に関するUBSへの請求及び潜在的な損害賠償請求が増加する可能性がある。

2019年5月、監督委員会は、プエルトリコ連邦地方裁判所に申し立てを行い、UBSを含むプエルトリコ債の募集に参加した金融会社、法律事務所、会計事務所に対する請求を提起し、これらの募集に関連して支払われた引受及びスワップ手数料の返還を求めた。UBSは、関連する募集において約125百万米ドルの手数料を受け取ったと見積っている。

この項目4に記載された問題に関して、2019年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

## 5 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

**外国為替に関連する規制上の問題**：2013年より、多くの当局が、外国為替相場及び貴金属価格の不正操作の疑いに関する調査を開始した。2014年及び2015年に、UBSは、外国為替の調査に関連して英国金融行為監督機構(以下「FCA」という。)及び米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)と和解に至り、FINMAは、UBSの外国為替及び貴金属業務に関連して正式な手続を終結する命令を発した。また、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局は、停止命令を出し、UBS AGに対する制裁金を査定した。2015年に、DOJの犯罪局は、UBSによる基準金利の呈示に関連する2012年のUBS AGとの不起訴合意を解除したため、UBS AGは送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金を支払うとともに、2020年1月まで経過観察を受けている。2019年に、欧州委員会は外国為替取引に関する2つの決定を発表した。UBSは、これらの問題に関して欧州委員会から免責が認められたため、罰金は科されていない。UBSは、これらの当局に協力し、特定の改善措置に取り組む継続的な義務を有している。またUBSは、外国為替事業及び貴金属事業に関する競争法違反の可能性について、DOJの反トラスト局及び他の管轄区域の当局から条件付免責が認められている。これらの解決にかかわらず、外国為替の問題に関する一部の当局による調査は依然として継続している。

**外国為替に関連する民事訴訟**：2013年以降、UBS及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。UBSが合計141百万米ドルを支払い、和解集団への協力を行うことを定めた和解合意に基づき、UBSは、被告



の銀行、並びに先物為替予約及びこれに対するオプション取引を行っている個人との間の為替取引に関連する米国連邦裁判所集団訴訟を解決した。一部の集団訴訟の参加者はこの和解には応じず、米国及び英国の裁判所において、UBS及び他の銀行に対し、米国及び欧州の独占禁止法違反及び不当利得を行ったものとして、個別の訴訟を提起している。

2015年に、自己使用を目的として外貨を被告及び申し立てられた共謀者から直接購入した米国の個人及び企業を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、連邦裁判所に提起された。2017年3月に、裁判所はUBS(及び他行)の訴状棄却の申立てを認めた。原告は、2017年8月に修正訴状を提出した。2018年3月に、裁判所は被告の修正訴状却下の申立てを退けた。

2017年に、米国で被告又はその共謀者から為替商品を間接的に購入した個人及び企業を代表した2件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、ニューヨーク州連邦裁判所に提起され、2017年6月に併合訴状が提出された。2018年3月に、裁判所は当該併合訴状を却下した。2018年10月に、裁判所は原告が修正訴状提出の許可を求める申立てを認めた。

**LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題**：SEC、CFTC、DOJ、FCA、英国重大不正捜査局、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作するUBSの不適切な試みに係る調査をこれまで実施、あるいは継続して実施している。2012年に、UBSは、基準金利に関連して、英国の金融サービス機構、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。また、FINMAは、基準金利に関連してUBSに関する手続において命令を発した。さらに、スイス・フランの金利デリバティブに関連するビッド・アスクスプレッドの調査に関して、UBSは欧州委員会及びスイス競争委員会(以下「WEKO」という。)と和解に至った。UBSは、解決の当事者である当局に協力し、基準金利の呈示に関する特定の救済措置を行う継続的な義務を負っている。2018年12月、UBSは、ニューヨーク及びその他の州司法長官と和解し、LIBORに関する司法長官による請求を解決するために、68百万米ドルを支払った。UBSは、特定のレートに関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びWEKOを含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。ただし、WEKOの事務局はUBSが完全免責の資格を満たしていないと主張していることから、UBSはWEKOと最終的な和解に至っていない。

**LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟**：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なった当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中である。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、LIBOR及び他の基準金利に金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する複数の訴訟も米国及び他の管轄区域で係属中である。これらの申立ては、様々な方法による、いくつかの基準金利(米ドルLIBOR、ユーロ円LIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR、米ドルSIBOR及びシンガポール・ドルSIBOR、米ドルSOR及びシンガポール・ドルSOR、オーストラリアBBSWなどを含む。)の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。

**米国における米ドルLIBORに関連する集団訴訟及び個別訴訟**：2013年及び2015年に、米ドルLIBOR訴訟の地方裁判所は、特定の原告の反トラスト法及び連邦恐喝防止法に係る請求、並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の全部又は一部を却下した。第2巡回区は反トラスト法に係る請求を退けた地方裁判所の判決を無効としたが、地方裁判所はUBSに対する反トラスト法に係る請求を2016年に再度却下した。一部の原告は、当該判決を不服として第2巡回区に上訴した。これとは別に、2018年に、第2巡回区は、一部の個人の原告の請求を退けた地方裁判所の2015年の判決を一部破棄した。UBSは2016年に、米ドルLIBORの集団訴訟を解決するために債券保有者集団の代表者と和解合意に至った。当該和解合意は予備承認を得ているが、依然として最終承認を条件とする。2018年に、地方裁判所は、UBSに対して行われている請求に係る米ドル集団訴訟の集団認定を求める原告の申立てを却下したが、原告はかかる判決を不服として第2巡回区に上訴する許可を求めている。2018年7月に、第2巡回区は米ドルの貸手集団による上訴の申立てを却下し、2018年11月に、米ドル為替の集団の申立てを却下した。2019年1月に、2014年2月1日から米ドルLIBOR商品を被告銀行と直接取引を行った米国の居住者を代表した推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提起された。訴状は、反トラスト及び不当利得返還を主張している。

**米国におけるその他の基準金利に関する集団訴訟**：2014年に、1件のユーロ円LIBOR訴訟の裁判所は、当事者適格を欠くとして、連邦反トラスト法に基づく請求を含む、原告の請求の一部を却下した。2015年に、同裁判所は、同一の理由で連邦恐喝防止法に基づく原告の請求を却下し、連邦反トラスト法に基づきUBSに対して行った原告の請求に対する以前の却下を支持した。2017年に、裁判所は、スイス・フランLIBORの訴訟の裁判所と同

様に、当事者適格を欠くとして、別の円LIBOR / ユーロ円TIBORの訴訟も全面的に却下した。さらに2017年に、EURIBOR訴訟の裁判所は、人的管轄権がないことを理由に、UBS及び他の海外の一部被告に関する訴訟を却下した。2018年10月に、SIBOR / SOR訴訟の裁判所は、原告のUBSに対する請求以外を却下した。これらの却下判決を受け(ただし、UBS及び他の被告は却下の棄却を申し立てている)、スイス・フランLIBOR及びSIBOR / SOR訴訟の原告は修正訴状を提出した。2018年11月に、BBSW訴訟の裁判所は、人的管轄権がないことを理由に、UBS及び他の海外の一部被告に関する訴訟を却下した。却下を受け、BBSW訴訟の原告は、2019年4月に修正訴状を提起し、修正訴状に名前を挙げられたUBS及び他の被告は棄却を申し立てた。また、2016年12月に、UBS及び他の被告は英ポンドLIBOR訴訟の却下の申立ても行ったが、2018年12月に、UBSについては当該申立ては却下された。2019年1月に、UBSは、当該判決の不服申立てを行った。

**国債**：2007年以降の米国債市場の参加者を代表して、UBS及び他の銀行に対し、推定集団訴訟が2015年より米国連邦裁判所に提起されている。2017年に、併合訴状が米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提出された。当該訴状は、これらの銀行がオークション及び流通市場で販売された米国債に関して共謀し、その価格を操作したと申立てており、反トラスト法及び不当利得に対する請求を主張している。当該併合訴状の却下を求める被告の申立中である。

UBS、また報道によれば他の銀行は、様々な当局からの米国債及びその他の国債の取引実務に関する調査及び情報提供の要請に対応している。現時点までの自己評価では、UBSは適切な措置を講じている。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2019年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る(又は下回る)ことがある。

## 6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス連邦最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関してある会社に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、その会社と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2019年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

## 注記16 保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

以下の表は、保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

単位：百万 米ドル	2019年6月30日現在				2019年3月31日現在				2018年12月31日現在			
	総額		サブ・ パーティ シペー ション		総額		サブ・ パーティ シペー ション		総額		サブ・ パーティ シペー ション	
	公正価値 で測定	公正価値 で測定さ れない	公正価値 で測定	公正価値 で測定さ れない	公正価値 で測定	公正価値 で測定さ れない	公正価 値で測 定	公正価値 で測定さ れない	公正価 値で測 定	公正価値 で測定さ れない	公正価 値で測 定	公正価値 で測定さ れない
保証合計	1,830	16,810	(2,929)	15,712	1,840	17,434	(2,760)	16,514	1,639	18,146	(2,803)	16,982
貸出コミッ トメント	3,990	27,463	(675)	30,778	6,401	27,919	(690)	33,630	3,535	31,212	(647)	34,099
先日付ス タートの取 引 <sup>(1)</sup>												
リバース・ レボ契約	32,037	2,240			29,284	2,038			8,117	925		
有価証券借 入契約		19				20				12		
レボ契約	17,700	1,138			15,321	629			7,926	400		

(1) UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

## 注記17 為替換算レート

以下の表は、米ドル以外の機能通貨建てのUBS AGの営業活動体に係る財務情報を米ドルに換算するために使われた主要な為替レートである。

	期末為替レート				平均レート <sup>(1)</sup>				
	2019年6月 30日現在	2019年3月 31日現在	2018年12月 31日現在	2018年6月 30日現在	2019年6月 30日終了四 半期	2019年3月 31日終了四 半期	2018年6月 30日終了四 半期	2019年6月 30日累計期 間	2018年6月 30日累計期 間
1 スイス・フラ ン	1.02	1.00	1.02	1.01	1.00	1.00	1.01	1.00	1.03
1 ユーロ	1.14	1.12	1.15	1.17	1.13	1.14	1.18	1.13	1.21
1 英ポンド	1.27	1.30	1.28	1.32	1.28	1.31	1.34	1.30	1.37
100円	0.93	0.90	0.91	0.90	0.92	0.91	0.91	0.91	0.92

(1) 米ドル以外を機能通貨としている営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートで米ドルに換算されている。開示されている四半期の平均レートは、同じ機能通貨を使用しているUBS AGの全ての営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

## 注記18 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

### UBSスイスAGの連帯債務

2015年度に、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務(UBS AGが発行した特定の登録負債性証券の完全かつ無条件の保証を含む。)に対する連帯責任を引き受けた。この連帯債務を反映するため、UBSスイスAGは、連帯保証人である子会社として独立した列項目に表示されている。

UBS AGの契約上の債務に係るUBSスイスAGの連帯債務は、2019年度上半期に30億米ドル減少し、2019年6月30日現在、230億米ドルとなった。この減少は主に、デリバティブ金融商品の契約上の満期によるものである。

## 保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万米ドル

2019年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) <sup>(1)</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>(1)</sup>	その他の 子会社 <sup>(2)</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
<b>営業収益</b>					
受取利息	4,797	2,120	2,824	(1,708)	8,034
支払利息	(5,146)	(573)	(1,940)	1,729	(5,930)
受取利息純額	(349)	1,547	885	21	2,104
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る その他の収益純額	2,936	500	630	(195)	3,872
信用損失(費用)/戻入	(63)	21	(8)	18	(33)
受取報酬及び手数料	1,693	2,176	6,118	(515)	9,474
支払報酬及び手数料	(357)	(419)	(574)	508	(842)
受取報酬及び手数料純額	1,337 <sup>(3)</sup>	1,758 <sup>(3)</sup>	5,544	(7)	8,631
その他の収益	3,623	117	902	(4,242)	400
<b>営業収益合計</b>	<b>7,484</b>	<b>3,942</b>	<b>7,954</b>	<b>(4,405)</b>	<b>14,975</b>
<b>営業費用</b>					
人件費	1,724	1,000	4,309	6	7,040
一般管理費	1,644	1,590	2,153	(1,357)	4,030
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	418	109	287	(52)	761
無形資産の償却費及び減損	3	0	31	0	33
<b>営業費用合計</b>	<b>3,789</b>	<b>2,698</b>	<b>6,780</b>	<b>(1,402)</b>	<b>11,864</b>
<b>税引前営業利益/(損失)</b>	<b>3,695</b>	<b>1,244</b>	<b>1,174</b>	<b>(3,002)</b>	<b>3,110</b>
税金費用/(税務上の便益)	172	264	316	(15)	736
当期純利益/(損失)	3,523	980	858	(2,987)	2,374
非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)	0	0	(1)	0	(1)
<b>株主に帰属する当期純利益/(損失)</b>	<b>3,523</b>	<b>980</b>	<b>859</b>	<b>(2,987)</b>	<b>2,375</b>

<sup>(1)</sup> UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。<sup>(2)</sup> 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。<sup>(3)</sup> スイスで記帳されていたグローバル・ウェルス・マネジメントの国際的な事業の実質的所有権の一部を、2019年度にUBSスイスAGからUBS AGへ譲渡した影響が含まれる。詳細については、本報告書の「UBS AG個別財務情報」のセクション(訳注：原文の「UBS AG standalone financial information」のセクションを参照。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万米ドル	UBS AG (個別) <sup>(1)</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>(1)</sup>	その他の 子会社 <sup>(2)</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2019年6月30日に終了した6ヶ月間					
<b>株主に帰属する包括利益</b>					
当期純利益 / (損失)	3,523	980	859	(2,987)	2,375
<b>その他の包括利益</b>					
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益</b>					
為替換算調整、税効果後	(11)	33	14	3	39
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後	5	0	123	0	128
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	855	229	156	(7)	1,232
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>848</b>	<b>261</b>	<b>293</b>	<b>(4)</b>	<b>1,398</b>
<b>損益計算書に振り替えられないその他の包括利益</b>					
確定給付制度、税効果後	(98)	(11)	(50)	(6)	(165)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後	(246)				(246)
<b>損益計算書に振り替えられないその他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>(344)</b>	<b>(11)</b>	<b>(50)</b>	<b>(6)</b>	<b>(411)</b>
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>504</b>	<b>251</b>	<b>243</b>	<b>(10)</b>	<b>988</b>
<b>株主に帰属する包括利益合計</b>	<b>4,027</b>	<b>1,231</b>	<b>1,102</b>	<b>(2,997)</b>	<b>3,363</b>
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			(3)		(3)
<b>包括利益合計</b>	<b>4,027</b>	<b>1,231</b>	<b>1,099</b>	<b>(2,997)</b>	<b>3,360</b>

(1) UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

## 保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万米ドル	UBS AG (個別) <sup>(1)</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>(1)</sup>	その他の 子会社 <sup>(2)</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2019年6月30日現在					
<b>資産</b>					
現金及び中央銀行預け金	40,351	49,707	11,399		101,457
銀行貸出金及び前渡金	30,526	7,777	20,296	(45,917)	12,682
有価証券ファイナンス取引による債権	66,916	34,517	46,625	(55,140)	92,919
デリバティブに係る差入担保金	23,618	903	12,013	(12,759)	23,774
顧客貸出金及び前渡金	91,944	190,931	61,891	(20,477)	324,288
償却原価で測定されるその他の金融資産	5,419	8,075	11,840	(3,108)	22,225
<b>償却原価で測定される金融資産合計</b>	<b>258,774</b>	<b>291,909</b>	<b>164,063</b>	<b>(137,402)</b>	<b>577,345</b>
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	106,564	102	16,059	(2,493)	120,232
内、取引相手先により売却又は再担保差入されて いる可能性のある差入担保資産	47,736	0	6,050	(17,777)	36,010
デリバティブ金融商品	119,534	4,752	30,817	(33,417)	121,687
ブローカレッジ債権	10,653		6,263	(2)	16,915
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない 金融資産	62,774	7,137	44,451	(25,094)	89,269
<b>純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計</b>	<b>299,525</b>	<b>11,992</b>	<b>97,591</b>	<b>(61,005)</b>	<b>348,103</b>
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産</b>	<b>168</b>		<b>7,253</b>		<b>7,422</b>
子会社及び関連会社投資	51,489	20	39	(50,499)	1,049
有形固定資産及びソフトウェア <sup>(3)</sup>	7,344	1,104	3,654	(377)	11,725
のれん及び無形資産	312		6,369	(56)	6,624
繰延税金資産	503	69	8,973		9,545
その他の非金融資産	4,454	1,594	889	(104)	6,833
<b>資産合計</b>	<b>622,571</b>	<b>306,688</b>	<b>288,831</b>	<b>(249,445)</b>	<b>968,645</b>
<b>負債</b>					
銀行預り金	42,245	24,917	40,355	(98,022)	9,494
有価証券ファイナンス取引による債務	39,741	746	21,390	(55,079)	6,798
デリバティブに係る受入担保金	31,119	220	12,739	(12,629)	31,449
顧客預金	82,837	251,392	81,242	20,111	435,582
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 <sup>(4)</sup>	45,224				45,224
償却原価で測定される社債	67,016	8,730	6	(73)	75,679
償却原価で測定されるその他の金融負債 <sup>(3)</sup>	5,460	3,028	5,979	(3,539)	10,927
<b>償却原価で測定される金融負債合計</b>	<b>313,641</b>	<b>289,032</b>	<b>161,711</b>	<b>(149,230)</b>	<b>615,153</b>
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	27,482	345	6,778	(2,328)	32,277
デリバティブ金融商品	119,220	4,214	31,076	(33,423)	121,087
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	25,568		11,364	(3)	36,929
公正価値での測定を指定された社債	66,161		1,873	(50)	67,984
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	13,543		34,422	(13,558)	34,407
<b>純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計</b>	<b>251,973</b>	<b>4,558</b>	<b>85,514</b>	<b>(49,361)</b>	<b>292,684</b>



引当金	1,185	211	1,581		2,978
その他の非金融負債	1,521	714	3,021	45	5,301
<b>負債合計</b>	<b>568,321</b>	<b>294,515</b>	<b>251,826</b>	<b>(198,547)</b>	<b>916,116</b>
<b>株主に帰属する持分</b>	<b>54,249</b>	<b>12,172</b>	<b>36,835</b>	<b>(50,898)</b>	<b>52,359</b>
非支配株主持分に帰属する持分			170		170
<b>資本合計</b>	<b>54,249</b>	<b>12,172</b>	<b>37,005</b>	<b>(50,898)</b>	<b>52,529</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>622,571</b>	<b>306,688</b>	<b>288,831</b>	<b>(249,445)</b>	<b>968,645</b>

(1) UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。(3) 2019年1月1日から適用のIFRS第16号の影響が含まれる。詳細については、注記1を参照。(4) UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからUBS AGへの資金調達を表している。

### 保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル

2019年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG <sup>(1)</sup>	UBS スイスAG <sup>(1)</sup>	その他の 子会社 <sup>(1)</sup>	UBS AG (連結)
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>11,822</b>	<b>(2,064)</b>	<b>(8,546)</b>	<b>1,213</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(5)	0	0	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>(2)</sup>	100	0	0	100
有形固定資産及びソフトウェア購入	(319)	(91)	(280)	(690)
有形固定資産及びソフトウェア処分	8	0	0	8
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	3	0	(1,760)	(1,757)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	0	0	1,160	1,160
償却原価で測定される負債性証券の(購入)/償還純額	1	596	55	653
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>(212)</b>	<b>505</b>	<b>(823)</b>	<b>(531)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
短期借入債務発行/(償還)純額	(14,244)	(3)	(1)	(14,248)
UBS AG株式に係る分配金の支払	(3,250)	0	0	(3,250)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	27,968	467	57	28,491
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(25,552)	(378)	(1)	(25,931)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 <sup>(3)</sup>	2,980	0	0	2,980
非支配株主持分の変動純額	0	0	(6)	(6)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	2,437	(2,055)	(382)	0
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>(9,663)</b>	<b>(1,969)</b>	<b>(333)</b>	<b>(11,964)</b>
<b>キャッシュ・フロー合計</b>				
<b>現金及び現金同等物期首残高</b>	<b>42,895</b>	<b>54,757</b>	<b>28,201</b>	<b>125,853</b>
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	1,947	(3,528)	(9,702)	(11,283)

現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	531	218	(137)	613
<b>現金及び現金同等物期末残高<sup>(4)</sup></b>	<b>45,373</b>	<b>51,448</b>	<b>18,362</b>	<b>115,183</b>
内、現金及び中央銀行預け金	40,235	49,707	11,399	101,341
内、銀行預け金	3,892	1,589	6,394	11,874
内、マネー・マーケット・ペーパー <sup>(5)</sup>	1,246	152	570	1,968

<sup>(1)</sup> キャッシュ・フローは、グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額を除き、一般的に、UBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。<sup>(2)</sup> 関連会社から受け取った配当が含まれている。<sup>(3)</sup> UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからUBS AGへの資金調達を表している。<sup>(4)</sup> 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。3,161百万米ドルの現金及び現金同等物が制限付きである。<sup>(5)</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融資産に計上されている。

## 保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万米ドル

	UBS AG (個別) <sup>(1)</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>(1)</sup>	その他の 子会社 <sup>(2)</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2018年6月30日に終了した6ヶ月間					
<b>営業収益</b>					
受取利息 <sup>(3)</sup>	3,962	2,116	2,418	(1,398)	7,099
支払利息 <sup>(3)</sup>	(4,011)	(423)	(1,482)	1,421	(4,495)
受取利息純額 <sup>(3)</sup>	(49)	1,693	936	23	2,604
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の					
収益純額 <sup>(3)</sup>	2,889	485	591	3	3,968
信用損失(費用)/戻入	(12)	(19)	5	(28)	(54)
受取報酬及び手数料	1,480	2,273	6,683	(389)	10,048
支払報酬及び手数料	(472)	(203)	(552)	373	(854)
受取報酬及び手数料純額	1,008	2,070	6,132	(16)	9,194
その他の収益	3,889	89	1,229	(4,885)	322
<b>営業収益合計</b>	<b>7,725</b>	<b>4,319</b>	<b>8,893</b>	<b>(4,903)</b>	<b>16,033</b>
<b>営業費用</b>					
人件費	1,937	958	4,438	0	7,332
一般管理費	2,133	1,723	2,673	(1,825)	4,703
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	330	9	151	0	489
無形資産の償却費及び減損	1	0	31	0	33
<b>営業費用合計</b>	<b>4,401</b>	<b>2,689</b>	<b>7,292</b>	<b>(1,825)</b>	<b>12,557</b>
<b>税引前営業利益/(損失)</b>	<b>3,324</b>	<b>1,629</b>	<b>1,601</b>	<b>(3,079)</b>	<b>3,476</b>
税金費用/(税務上の便益)	289	343	152	(3)	781
当期純利益/(損失)	3,035	1,287	1,449	(3,076)	2,695
非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)	0	0	3	0	3
<b>株主に帰属する当期純利益/(損失)</b>	<b>3,035</b>	<b>1,287</b>	<b>1,446</b>	<b>(3,076)</b>	<b>2,692</b>

(1) UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。(3) 2019年度第1四半期より、UBS AGは、受取及び支払配当金の表示を改善し、配当金を純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取(支払)利息から純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に振り替えた。これに応じて過年度の情報が修正再表示された。詳細については、注記1を参照。

## 保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万米ドル

2018年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) <sup>(1)</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>(1)</sup>	その他の 子会社 <sup>(2)</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
<b>株主に帰属する包括利益</b>					
当期純利益 / (損失)	3,035	1,287	1,446	(3,076)	2,692
<b>その他の包括利益</b>					
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益</b>					
為替換算調整、税効果後	(856)	(212)	(286)	810	(544)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後	0	0	(71)	0	(71)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(596)	(32)	(17)	(3)	(648)
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>(1,452)</b>	<b>(244)</b>	<b>(374)</b>	<b>807</b>	<b>(1,263)</b>
<b>損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益</b>					
確定給付制度、税効果後	291	(101)	52	(1)	240
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後	428				428
<b>損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>719</b>	<b>(101)</b>	<b>52</b>	<b>(1)</b>	<b>669</b>
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>(733)</b>	<b>(346)</b>	<b>(323)</b>	<b>806</b>	<b>(595)</b>
<b>株主に帰属する包括利益合計</b>	<b>2,303</b>	<b>941</b>	<b>1,123</b>	<b>(2,269)</b>	<b>2,098</b>
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			0		0
<b>包括利益合計</b>	<b>2,303</b>	<b>941</b>	<b>1,123</b>	<b>(2,269)</b>	<b>2,098</b>

(1) UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万米ドル	UBS AG (個別) <sup>(1)</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>(1)</sup>	その他の 子会社 <sup>(2)</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2018年12月31日現在					
<b>資産</b>					
現金及び中央銀行預け金	36,350	53,490	18,530		108,370
銀行貸出金及び前渡金	34,063	7,405	21,151	(45,978)	16,642
有価証券ファイナンス取引による債権	70,028	28,637	51,617	(54,932)	95,349
デリバティブに係る差入担保金	23,136	559	12,148	(12,240)	23,603
顧客貸出金及び前渡金	93,141	188,013	62,166	(21,838)	321,482
償却原価で測定されるその他の金融資産	4,696	8,564	11,247	(1,869)	22,637
<b>償却原価で測定される金融資産合計</b>	<b>261,415</b>	<b>286,667</b>	<b>176,858</b>	<b>(136,857)</b>	<b>588,084</b>
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	92,784	62	15,578	(3,911)	104,513
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性 のある差入担保資産	49,509	0	7,326	(24,714)	32,121
デリバティブ金融商品	119,590	3,834	38,760	(35,972)	126,212
ブローカレッジ債権	11,063		5,779	(2)	16,840
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	50,592	7,177	41,184	(16,566)	82,387
<b>純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計</b>	<b>274,030</b>	<b>11,073</b>	<b>101,300</b>	<b>(56,451)</b>	<b>329,953</b>
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産</b>	<b>171</b>		<b>6,495</b>		<b>6,667</b>
子会社及び関連会社投資	50,971	20	31	(49,922)	1,099
有形固定資産及びソフトウェア	6,546	242	1,714	(24)	8,479
のれん及び無形資産	308		6,395	(56)	6,647
繰延税金資産	533	198	9,282	52	10,066
その他の非金融資産	4,623	1,659	766	14	7,062
<b>資産合計</b>	<b>598,598</b>	<b>299,860</b>	<b>302,842</b>	<b>(243,244)</b>	<b>958,055</b>
<b>負債</b>					
銀行預り金	36,430	24,774	44,377	(94,618)	10,962
有価証券ファイナンス取引による債務	36,840	1,167	27,297	(55,008)	10,296
デリバティブに係る受入担保金	28,096	35	12,894	(12,118)	28,906
顧客預金	77,180	245,452	82,360	16,994	421,986
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 <sup>(3)</sup>	41,202				41,202
償却原価で測定される社債	82,653	8,578	587	(573)	91,245
償却原価で測定されるその他の金融負債	4,170	1,454	3,790	(1,838)	7,576
<b>償却原価で測定される金融負債合計</b>	<b>306,571</b>	<b>281,460</b>	<b>171,305</b>	<b>(147,161)</b>	<b>612,174</b>
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	23,455	493	8,829	(3,828)	28,949
デリバティブ金融商品	119,131	3,510	39,107	(36,025)	125,723
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	26,559		11,875	(14)	38,420
公正価値での測定を指定された社債	55,378		1,670	(17)	57,031
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,936		28,618	(5,959)	33,594
<b>純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計</b>	<b>235,458</b>	<b>4,004</b>	<b>90,098</b>	<b>(45,843)</b>	<b>283,717</b>
引当金	1,361	163	1,850	83	3,457
その他の非金融負債	1,676	929	3,623	47	6,275
<b>負債合計</b>	<b>545,067</b>	<b>286,556</b>	<b>266,876</b>	<b>(192,875)</b>	<b>905,624</b>
<b>株主に帰属する持分</b>	<b>53,531</b>	<b>13,304</b>	<b>35,790</b>	<b>(50,369)</b>	<b>52,256</b>

非支配株主持分に帰属する持分			176		176
<b>資本合計</b>	<b>53,531</b>	<b>13,304</b>	<b>35,966</b>	<b>(50,369)</b>	<b>52,432</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>598,598</b>	<b>299,860</b>	<b>302,842</b>	<b>(243,244)</b>	<b>958,055</b>

(1) UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。(3) UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからUBS AGへの資金調達を表している。

## 保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル

2018年6月30日に終了した6ヶ月間 <sup>(1)</sup>	UBS AG <sup>(2)</sup>	UBS スイスAG <sup>(2)</sup>	その他の 子会社 <sup>(2)</sup>	UBS AG (連結)
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>6,337</b>	<b>7,470</b>	<b>2,336</b>	<b>16,144</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	(5)	0	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>(3)</sup>	53	0	5	58
有形固定資産及びソフトウェア購入	(427)	(71)	(223)	(721)
有形固定資産及びソフトウェア処分	2	4	27	32
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(133)	0	(730)	(862)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	143	0	558	701
償却原価で測定される社債の(購入)/償還純額	(1,000)	502	(1,971)	(2,469)
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>(1,361)</b>	<b>430</b>	<b>(2,334)</b>	<b>(3,265)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
短期借入債務発行/(償還)純額	(6,077)	(2)	113	(5,966)
UBS AG株式に係る分配金の支払	(3,098)	0	0	(3,098)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	35,864	414	112	36,389
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(26,035)	(411)	(391)	(26,838)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 <sup>(4)</sup>	4,106	0	0	4,106
非支配株主持分の変動純額	0	0	16	16
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	2,476	(2,372)	(104)	0
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>7,236</b>	<b>(2,371)</b>	<b>(255)</b>	<b>4,609</b>
<b>キャッシュ・フロー合計</b>				
<b>現金及び現金同等物期首残高</b>	<b>41,570</b>	<b>40,961</b>	<b>22,256</b>	<b>104,787</b>
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	12,211	5,529	(253)	17,487
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(320)	(1,214)	(521)	(2,054)
<b>現金及び現金同等物期末残高<sup>(5)</sup></b>	<b>53,462</b>	<b>45,276</b>	<b>21,482</b>	<b>120,220</b>
内、現金及び中央銀行預け金	47,069	43,370	12,608	103,048

内、銀行預け金	3,928	1,718	8,708	14,354
内、マネー・マーケット・ペーパー <sup>(6)</sup>	2,465	188	166	2,818

<sup>(1)</sup> 2018年1月1日のIFRS第9号の適用により、過年度に売却可能金融資産として分類されていた一部の金融資産によるキャッシュ・フローは、2018年1月1日以降、当該資産が純損益を通じて公正価値で測定される資産として会計処理されることから、投資活動から営業活動に組替えられている。詳細については、2018年度年次報告書(英文)の注記1cを参照。<sup>(2)</sup> キャッシュ・フローは、グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額を除き、一般的に、UBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。<sup>(3)</sup> 関連会社から受け取った配当が含まれている。<sup>(4)</sup> UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからUBS AGへの資金調達を表している。<sup>(5)</sup> 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。4,078百万米ドルの現金及び現金同等物が制限付きである。<sup>(6)</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融資産に計上されている。

[次へ](#)

## UBS AG個別財務情報（無監査）

## 損益計算書

	百万米ドル					
	終了四半期			累計期間		
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日 <sup>(1)</sup>	2019年6月30日	2018年6月30日 <sup>(1)</sup>	
受取利息及び割引料 <sup>(2)</sup>	1,977	1,994	1,538	3,971	3,058	
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	702	631	780	1,332	1,450	
金融投資からの受取利息及び受取配当金	119	124	100	243	180	
支払利息 <sup>(3)</sup>	(3,349)	(2,604)	(2,822)	(5,953)	(4,603)	
受取利息総額	(551)	144	(403)	(407)	85	
信用損失（費用）/戻入	(46)	(6)	(14)	(53)	(24)	
受取利息純額	(598)	138	(418)	(460)	61	
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	890	747	645	1,636	1,377	
与信関連報酬及び手数料	35	30	41	64	84	
支払報酬及び手数料	(158)	(199)	(238)	(357)	(465)	
受取報酬及び手数料純額	767	577	448	1,344	996	
トレーディング収益純額	1,583	1,003	1,789	2,587	2,833	
金融投資売却収益純額	0	2	3	2	4	
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	2,660	70	3,115	2,731	3,200	
保有不動産からの収益	134	145	156	279	319	
その他の経常収益	422	415	484	836	917	
その他の経常費用	(129)	(114)	(185)	(242)	(437)	
経常活動からのその他の収益	3,087	518	3,572	3,605	4,002	
営業収益合計	4,839	2,237	5,391	7,076	7,892	
人件費	812	1,011	691	1,823	1,602	
一般管理費	868	911	1,011	1,779	2,071	
営業費用小計	1,679	1,922	1,701	3,601	3,673	
子会社及びその他の持分投資の減損	18	77	117	96	214	
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	182	169	167	352	326	
引当金の変動及び損失	(65)	31	25	(34)	3	
営業費用合計	1,815	2,200	2,010	4,015	4,216	
営業利益	3,025	37	3,381	3,062	3,675	
特別利益	29	87	(50)	116	57	
税金費用 / (税務上の便益)	56	69	1	125	74	
当期純利益 / (損失)	2,997	55	3,330	3,052	3,657	



	百万スイス・フラン				
	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
受取利息及び割引料 <sup>(2)</sup>	1,974	1,986	1,510	3,960	3,001
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	698	629	766	1,327	1,423
金融投資からの受取利息及び受取配当金	119	123	99	242	177
支払利息 <sup>(3)</sup>	(3,352)	(2,594)	(2,770)	(5,946)	(4,517)
受取利息総額	(561)	144	(396)	(417)	83
信用損失(費用)/戻入	(45)	(6)	(14)	(52)	(24)
受取利息純額	(607)	138	(410)	(468)	60
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	893	744	633	1,636	1,351
与信関連報酬及び手数料	35	29	40	64	82
支払報酬及び手数料	(158)	(198)	(233)	(356)	(456)
受取報酬及び手数料純額	770	575	440	1,345	977
トレーディング収益純額	1,600	997	1,755	2,597	2,780
金融投資売却収益純額	0	2	2	2	4
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	2,700	70	3,057	2,771	3,140
保有不動産からの収益	134	144	153	279	313
その他の経常収益	421	413	475	834	899
その他の経常費用	(129)	(113)	(182)	(242)	(429)
経常活動からのその他の収益	3,127	516	3,506	3,643	3,927
営業収益合計	4,890	2,226	5,291	7,116	7,745
人件費	811	1,007	678	1,818	1,572
一般管理費	867	908	992	1,775	2,032
営業費用小計	1,678	1,915	1,669	3,593	3,605
子会社及びその他の持分投資の減損	18	77	115	95	210
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	182	169	164	351	320
引当金の変動及び損失	(66)	31	25	(34)	3
営業費用合計	1,812	2,192	1,973	4,004	4,138
営業利益	3,077	34	3,318	3,112	3,607
特別利益	28	87	(49)	115	56
税金費用/(税務上の便益)	56	69	1	125	73
当期純利益/(損失)	3,049	52	3,268	3,102	3,589

(1) 2018年6月30日に終了した四半期及び半期の過去の比較対象期間の情報は全て、2018年に適用された換算方法と一致する、換算日レートで米ドルに換算する方法で換算されている。詳細については、2018年度年次報告書(英文)に含まれる2018年UBS AG個別財務書類に対する注記2b「会計方針の変更」を参照。(2) 受取利息及び割引料には、2019年6月30日、2019年3月31日及び2018年6月30日に終了した四半期の金融資産に係るマイナスの受取利息108百万米ドル(108百万スイス・フラン)、105百万米ドル(104百万スイス・フラン)及び

80百万米ドル(79百万スイス・フラン)がそれぞれ含まれている。<sup>(3)</sup> 2019年6月30日、2019年3月31日及び2018年6月30日に終了した四半期の金融負債に係るマイナスの支払利息74百万米ドル(74百万スイス・フラン)、77百万米ドル(76百万スイス・フラン)及び71百万米ドル(70百万スイス・フラン)がそれぞれ含まれている。

## UBS AG個別財務情報（無監査）

## 損益計算書（続き）

	億円（米ドルからの換算値）				
	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日 <sup>(1)</sup>	2019年6月30日	2018年6月30日 <sup>(1)</sup>
受取利息及び割引料 <sup>(2)</sup>	2,098	2,116	1,632	4,215	3,246
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	745	670	828	1,414	1,539
金融投資からの受取利息及び受取配当金	126	132	106	258	191
支払利息 <sup>(3)</sup>	(3,555)	(2,764)	(2,995)	(6,319)	(4,886)
受取利息総額	(585)	153	(428)	(432)	90
信用損失（費用）/戻入	(49)	(6)	(15)	(56)	(25)
受取利息純額	(635)	146	(444)	(488)	65
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	945	793	685	1,736	1,462
与関連報酬及び手数料	37	32	44	68	89
支払報酬及び手数料	(168)	(211)	(253)	(379)	(494)
受取報酬及び手数料純額	814	612	476	1,427	1,057
トレーディング収益純額	1,680	1,065	1,899	2,746	3,007
金融投資売却収益純額	0	2	3	2	4
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	2,823	74	3,306	2,899	3,396
保有不動産からの収益	142	154	166	296	339
その他の経常収益	448	440	514	887	973
その他の経常費用	(137)	(121)	(196)	(257)	(464)
経常活動からのその他の収益	3,277	550	3,791	3,826	4,248
営業収益合計	5,136	2,374	5,722	7,510	8,377
人件費	862	1,073	733	1,935	1,700
一般管理費	921	967	1,073	1,888	2,198
営業費用小計	1,782	2,040	1,805	3,822	3,899
子会社及びその他の持分投資の減損	19	82	124	102	227
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	193	179	177	374	346
引当金の変動及び損失	(69)	33	27	(36)	3
営業費用合計	1,926	2,335	2,133	4,262	4,475
営業利益	3,211	39	3,589	3,250	3,901
特別利益	31	92	(53)	123	60
税金費用 / (税務上の便益)	59	73	1	133	79
当期純利益 / (損失)	3,181	58	3,534	3,239	3,882

<sup>(1)</sup> 2018年6月30日に終了した四半期及び半期の過去の比較対象期間の情報は全て、2018年に適用された換算方法と一致する、換算レートで米ドルに換算する方法で換算されている。詳細については、2018年度年次報告書(英文)に含まれる2018年UBS AG個別財務書類に

対する注記2b「会計方針の変更」を参照。<sup>(2)</sup> 受取利息及び割引料には、2019年6月30日、2019年3月31日及び2018年6月30日に終了した四半期の金融資産に係るマイナスの受取利息115億円、111億円及び85億円がそれぞれ含まれている。<sup>(3)</sup> 2019年6月30日、2019年3月31日及び2018年6月30日に終了した四半期の金融負債に係るマイナスの支払利息79億円、82億円及び75億円がそれぞれ含まれている。

	億円(スイス・フランからの換算値)				
	終了四半期			累計期間	
	2019年6月30日	2019年3月31日	2018年6月30日	2019年6月30日	2018年6月30日
受取利息及び割引料 <sup>(2)</sup>	2,117	2,130	1,620	4,247	3,219
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	749	675	822	1,423	1,526
金融投資からの受取利息及び受取配当金	128	132	106	260	190
支払利息 <sup>(3)</sup>	(3,595)	(2,782)	(2,971)	(6,378)	(4,845)
受取利息総額	(602)	154	(425)	(447)	89
信用損失(費用)/戻入	(48)	(6)	(15)	(56)	(26)
受取利息純額	(651)	148	(440)	(502)	64
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	958	798	679	1,755	1,449
与信関連報酬及び手数料	38	31	43	69	88
支払報酬及び手数料	(169)	(212)	(250)	(382)	(489)
受取報酬及び手数料純額	826	617	472	1,443	1,048
トレーディング収益純額	1,716	1,069	1,882	2,786	2,982
金融投資売却収益純額	0	2	2	2	4
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	2,896	75	3,279	2,972	3,368
保有不動産からの収益	144	154	164	299	336
その他の経常収益	452	443	509	895	964
その他の経常費用	(138)	(121)	(195)	(260)	(460)
経常活動からのその他の収益	3,354	553	3,761	3,907	4,212
営業収益合計	5,245	2,388	5,675	7,633	8,307
人件費	870	1,080	727	1,950	1,686
一般管理費	930	974	1,064	1,904	2,180
営業費用小計	1,800	2,054	1,790	3,854	3,867
子会社及びその他の持分投資の減損	19	83	123	102	225
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	195	181	176	376	343
引当金の変動及び損失	(71)	33	27	(36)	3
営業費用合計	1,944	2,351	2,116	4,295	4,438
営業利益	3,300	36	3,559	3,338	3,869
特別利益	30	93	(53)	123	60
税金費用/(税務上の便益)	60	74	1	134	78
当期純利益/(損失)	3,270	56	3,505	3,327	3,850

(1) 2018年6月30日に終了した四半期及び半期の過去の比較対象期間の情報は全て、2018年に適用された換算方法と一致する、換算日レートで米ドルに換算する方法で換算されている。詳細については、2018年度年次報告書(英文)に含まれる2018年UBS AG個別財務書類に対する注記2b「会計方針の変更」を参照。(2) 受取利息及び割引料には、2019年6月30日、2019年3月31日及び2018年6月30日に終了

した四半期の金融資産に係るマイナスの受取利息116億円、112億円及び85億円がそれぞれ含まれている。<sup>(3)</sup> 2019年6月30日、2019年3月31日及び2018年6月30日に終了した四半期の金融負債に係るマイナスの支払利息79億円、82億円及び75億円がそれぞれ含まれている。

貸借対照表

	百万米ドル			百万スイス・フラン		
	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
<b>資産</b>						
現金及び中央銀行預け金	40,286	47,502	36,297	39,327	47,299	35,688
銀行預け金	43,413	48,254	46,092	42,380	48,048	45,319
内、重要な規制対象子会社レベルで総損失 吸収力(以下「TLAC」)適格	17,523	17,231	16,331	17,106	17,158	16,057
証券ファイナンス取引による債権	81,793	77,239	77,893	79,846	76,910	76,587
顧客貸出金	120,630	122,786	117,417	117,758	122,263	115,448
内、重要な規制対象サブ・グループ・レベル でTLAC適格	600	600	600	586	597	590
モーゲージ・ローン	4,674	4,841	4,727	4,563	4,821	4,648
トレーディング・ポートフォリオ資産	109,086	98,679	95,612	106,489	98,258	94,009
デリバティブ金融商品	12,112	11,744	15,139	11,824	11,694	14,885
金融投資	27,519	26,409	25,666	26,864	26,297	25,235
未収収益及び前払費用	1,460	1,467	1,410	1,425	1,461	1,387
子会社及びその他の持分投資	49,906	49,503	49,528	48,717	49,292	48,698
有形固定資産及びソフトウェア	6,277	6,497	6,546	6,127	6,469	6,437
のれん及びその他無形資産	26	18	22	25	18	22
その他の資産	3,775	3,485	3,888	3,682	3,468	3,822
<b>資産合計</b>	<b>500,958</b>	<b>498,426</b>	<b>480,238</b>	<b>489,027</b>	<b>496,297</b>	<b>472,184</b>
内、劣後資産	6,017	6,286	6,009	5,873	6,259	5,908
内、強制転換及び/又は債権放棄の対象と なるもの	4,360	4,295	4,332	4,256	4,276	4,260
<b>負債</b>						
銀行預り金	50,045	49,509	42,482	48,853	49,298	41,769
証券ファイナンス取引による債務	51,178	42,098	44,016	49,960	41,918	43,278
顧客預り金	117,036	117,805	112,794	114,249	117,303	110,903
UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからの 資金調達	44,645	44,446	41,782	43,582	44,256	41,081
トレーディング・ポートフォリオ負債	27,484	29,542	23,453	26,830	29,415	23,060
デリバティブ金融商品	16,463	14,483	17,268	16,071	14,421	16,979
公正価値での測定を指定された金融負債	67,011	65,954	56,226	65,416	65,673	55,283
内、公正価値での測定を指定された社債	64,799	63,679	54,203	63,256	63,408	53,294
内、公正価値での測定を指定されたその他の 金融負債	2,212	2,275	2,023	2,159	2,265	1,989
発行済社債	67,666	76,367	83,743	66,055	76,041	82,339
内、UBS AGレベルでTLAC適格	7,456	7,430	7,468	7,279	7,398	7,343
未払費用及び繰延収益	2,743	2,507	3,350	2,678	2,496	3,294
その他の負債	4,500	3,103	2,601	4,390	3,089	2,557
引当金	1,278	1,452	1,416	1,247	1,446	1,392
<b>負債合計</b>	<b>450,049</b>	<b>447,264</b>	<b>429,130</b>	<b>439,329</b>	<b>445,355</b>	<b>421,934</b>

貸借対照表（続き）

	百万米ドル			百万スイス・フラン		
	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
資本						
資本金	393	393	393	386	386	386
一般法定準備金	36,326	36,326	36,326	35,649	35,649	35,649
内、法定資本準備金	36,326	36,326	36,326	35,649	35,649	35,649
内、資本準備金	36,326	36,326	36,326	35,649	35,649	35,649
任意利益準備金 <sup>(1)</sup>	11,138	11,054	11,054	10,561	11,585	10,946
繰越利益 / (損失) <sup>(1)</sup>	0	3,333	0	0	3,269	0
当期純利益 / (損失)	3,052	55	3,333	3,102	52	3,269
資本合計	50,909	51,162	51,107	49,697	50,942	50,250
負債及び資本合計	500,958	498,426	480,238	489,027	496,297	472,184
内、劣後債務	20,842	20,615	18,446	20,345	20,527	18,137
内、強制転換及び / 又は債権放棄の対象となるもの	20,108	19,889	17,721	19,629	19,804	17,423

<sup>(1)</sup> 2019年4月18日に開催された年次株主総会で承認された通り、2019年第2四半期において、UBSグループAGに対して現金配当金3,250百万米ドル（3,312百万スイス・フラン）が繰越利益 / (損失) から支払われた。繰越利益 / (損失) 残高の残りは、任意利益準備金に計上された。



貸借対照表（続き）

	億円（米ドルからの換算値）			億円（スイス・フランからの換算値）		
	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
<b>資産</b>						
現金及び中央銀行預け金	42,760	50,419	38,526	42,182	50,733	38,279
銀行預け金	46,079	51,217	48,922	45,457	51,536	48,609
内、重要な規制対象子会社レベルで総損失 吸収力(以下「TLAC」)適格	18,599	18,289	17,334	18,348	18,404	17,223
証券ファイナンス取引による債権	86,815	81,981	82,676	85,643	82,494	82,147
顧客貸出金	128,037	130,325	124,626	126,307	131,139	123,830
内、重要な規制対象サブ・グループ・レベル でTLAC適格	637	637	637	629	640	633
モーゲージ・ローン	4,961	5,138	5,017	4,894	5,171	4,985
トレーディング・ポートフォリオ資産	115,784	104,738	101,483	114,220	105,392	100,834
デリバティブ金融商品	12,856	12,465	16,069	12,682	12,543	15,966
金融投資	29,209	28,031	27,242	28,814	28,206	27,067
未収収益及び前払費用	1,550	1,557	1,497	1,528	1,567	1,488
子会社及びその他の持分投資	52,970	52,542	52,569	52,254	52,871	52,233
有形固定資産及びソフトウェア	6,662	6,896	6,948	6,572	6,939	6,904
のれん及びその他無形資産	28	19	23	27	19	24
その他の資産	4,007	3,699	4,127	3,949	3,720	4,099
<b>資産合計</b>	<b>531,717</b>	<b>529,029</b>	<b>509,725</b>	<b>524,530</b>	<b>532,328</b>	<b>506,465</b>
内、劣後資産	6,386	6,672	6,378	6,299	6,713	6,337
内、強制転換及びノ又は債権放棄の対象と なるもの	4,628	4,559	4,598	4,565	4,586	4,569
<b>負債</b>						
銀行預り金	53,118	52,549	45,090	52,400	52,877	44,801
証券ファイナンス取引による債務	54,320	44,683	46,719	53,587	44,961	46,420
顧客預り金	124,222	125,038	119,720	122,543	125,819	118,955
UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからの 資金調達	47,386	47,175	44,347	46,746	47,469	44,063
トレーディング・ポートフォリオ負債	29,172	31,356	24,893	28,778	31,551	24,734
デリバティブ金融商品	17,474	15,372	18,328	17,238	15,468	18,212
公正価値での測定を指定された金融負債	71,125	70,004	59,678	70,165	70,441	59,297
内、公正価値での測定を指定された社債	68,778	67,589	57,531	67,848	68,011	57,163
内、公正価値での測定を指定されたその他の 金融負債	2,348	2,415	2,147	2,316	2,429	2,133
発行済社債	71,821	81,056	88,885	70,851	81,562	88,317
内、UBS AGレベルでTLAC適格	7,914	7,886	7,927	7,807	7,935	7,876
未払費用及び繰延収益	2,911	2,661	3,556	2,872	2,677	3,533
その他の負債	4,776	3,294	2,761	4,709	3,313	2,743
引当金	1,356	1,541	1,503	1,338	1,551	1,493
<b>負債合計</b>	<b>477,682</b>	<b>474,726</b>	<b>455,479</b>	<b>471,224</b>	<b>477,688</b>	<b>452,566</b>

貸借対照表（続き）

	億円（米ドルからの換算値）			億円（スイス・フランからの換算値）		
	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
資本						
資本金	417	417	417	414	414	414
一般法定準備金	38,556	38,556	38,556	38,237	38,237	38,237
内、法定資本準備金	38,556	38,556	38,556	38,237	38,237	38,237
内、資本準備金	38,556	38,556	38,556	38,237	38,237	38,237
任意利益準備金 <sup>(1)</sup>	11,822	11,733	11,733	11,328	12,426	11,741
繰越利益 / (損失) <sup>(1)</sup>	0	3,538	0	0	3,506	0
当期純利益 / (損失)	3,239	58	3,538	3,327	56	3,506
資本合計	54,035	54,303	54,245	53,305	54,640	53,898
負債及び資本合計	531,717	529,029	509,725	524,530	532,328	506,465
内、劣後債務	22,122	21,881	19,579	21,822	22,017	19,454
内、強制転換及び / 又は債権放棄の対象となるもの	21,343	21,110	18,809	21,054	21,242	18,688

<sup>(1)</sup> 2019年4月18日に開催された年次株主総会で承認された通り、2019年第2四半期において、UBSグループAGに対して現金配当金3,450億円（米ドルからの換算値）、3,552億円（スイス・フランからの換算値）が繰越利益 / (損失) から支払われた。繰越利益 / (損失) 残高の残りは、任意利益準備金に計上された。

## 会計の基礎

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP（FINMA令2015/1及び銀行法）に準拠して作成されている。

会計方針は、原則として2018年度年次報告書(英文)に含まれるUBS AGの連結財務書類に対する「注記1」に記載されている、IFRSに基づく連結財務書類の会計方針と同様である。スイスGAAPとIFRSの主要な相違は、UBS AGの連結財務書類に対する「注記39」に記載されている。UBS AGの個別財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、2018年12月31日現在のUBS AGの個別財務書類に対する「注記2」に記載されている。

UBS AGの期中財務情報の作成には、2018年12月31日現在の年次個別財務書類に適用されているものと同様の会計方針及び算定方法が適用されている。

2019年度第2四半期に、当グループの法的小よび運営上の構造をさらに最適化するために、スイスで記帳されていたグローバル・ウェルス・マネジメントの国際的な事業の実質的所有権の一部がUBSスイスAGからUBS AGに譲渡された。この譲渡は、21億米ドル（21億スイス・フラン）の現物配当の形式で行われた。2022年度末までには全部が法的に譲渡されるものと予想している。上半期の純利益に対するUBS AGの持分236百万米ドル（234百万スイス・フラン）は、「有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料並びにその他の受取報酬及び手数料」に反映されている。

当グループの破綻処理実行可能性を改善するためのUBSの取り組みの一環として、UBS AGがスイスにおいて運営していたアセット・マネジメント事業の一部が、UBS AGから間接子会社のUBSアセット・マネジメント・スイスAGに譲渡された。この事業譲渡は2019年4月1日付けで実施され、帳簿価額98百万米ドル（97百万スイス・フラン）の純資産のUBSアセット・マネジメントAGへの資本拠出もこれに含まれていた。

本期中財務情報は無監査であり、UBS AGの2018年監査済個別財務書類とともに閲覧されるべきものであり、かかる2018年監査済個別財務書類は[www.ubs.com/investors](http://www.ubs.com/investors)の「Complementary financial information」にある「Holding company and significant regulated subsidiaries and sub-groups」で閲覧可能である。

## 2【その他】

### (1) 決算日後の状況

以下の事象を除き、UBSグループAG及びUBS AGの2019年度第2四半期財務報告書の参照日（2019年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2019年7月23日にUBSが発表した事象（UBSグループAGの2019年度第2四半期財務報告書の公表）及び2019年7月26日にUBSが発表した事象（UBS AGの2019年度第2四半期財務報告書の公表）である。

### (2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記15 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

「注15 引当金及び偶発負債」の項目1で言及されている、FTAがスイス連邦最高裁判所に提起した上告に関して、最高裁判所は2019年7月26日に連邦行政裁判所の判決を覆した。また、裁判官は、FTAはフランス当局が「特定性」の原則を尊重すること、すなわち提供された情報は要請で特定された目的にのみ使用できることを保証する必要があると述べた。裁判所は、後日に裁決書を公表予定である。

### 3【会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AGの個別財務書類はスイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（日本基準）に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスGAAPと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

#### ・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

##### (1) 連結手続

###### (a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社及使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合（当連結会計年度の有価証券報告書により開示する予定の場合も含む。）には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

###### (b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IFRS第10号はいずれの場合も、子会社の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社又は共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社又は共同支配企業の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社又は共同支配企業と異なる場合、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社又は共同支配企業の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IAS第28号はいずれの場合も、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、財務書類の修正又は注記の開示のいずれかを行う。

## (2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社を完全に連結し、共同支配企業（IFRS第11号及びIAS第28号で定義される。）及び重要な影響力を有する会社（IAS第28号で定義される関連会社投資）に対して持分法を適用することが要求される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、（ ）事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、（ ）変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及び（ ）そのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に投資先を支配しているとされる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められる。

## (3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は取得日において、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分の構成要素を、（ ）公正価値又は（ ）被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定する。取得企業はそれぞれの取得について、2つの測定基礎のいずれかを選択適用している。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように非支配株主持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

## (4) 為替換算

IFRSにおいて外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告企業の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、外貨建ての貨幣性資産及び貨幣性負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで（UBS AGの）表示通貨に換算され、損益項目及びその他の包括利益は、期中平均レートで換算される。資本金、資本剰余金及び自己株式は、取得時又は発生時の平均レートで換算され、資本金の払戻し又は自己株式の処分時に実現される当該平均レートと直物為替レートとの差額は資本剰余金に計上される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及びFVOCIで測定される金融資産に関してOCIに認識された累積額は貸借対照表日の為替レートで換算され、為替換算の影響は利益剰余金を通じて調整される。

日本では、機能通貨・表示通貨の概念がないことを除いて、IFRSの基準と重要な差異はない。したがって、親会社および連結子会社はその資産、負債、収益および費用をそれぞれの国の通貨で測定している。連結財務諸表の作成にあたり、在外子会社の資産および負債項目は決算日レートで、資本項目は、親会社による株式の取得時における項目については、株式取得時の為替相場により、親会社による株式の取得後に生じた項目については、当該項目の発生時の為替相場により換算する。

#### (5) のれん

IFRS第3号「企業結合」に基づき、のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対する当グループの持分相当額を取得原価が超過する部分である。のれんは償却されないが、企業は各報告期間末に、のれんに減損の兆候がないか評価している。かかる兆候が存在する場合、企業は、のれんの減損テストを実施する必要がある。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

#### (6) 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号は、それぞれの金融資産を管理する事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて全ての金融資産（資本性金融商品を除く。）を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じて公正価値で測定される金融資産、又は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類することを要求している。金融資産が償却原価又はOCIを通じた公正価値での測定のための基準を満たす場合、資産及び負債を異なる基準で測定するために生じる会計上のミスマッチを大幅に低減又は解消するのであれば、当該資産を純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定することができる。トレーディング目的保有でない資本性金融商品はOCIを通じて公正価値で指定することができるが、その後の実現利得又は損失は損益計算書に振り替えられない。一方、その他全ての資本性金融商品は純損益を通じて公正価値で会計処理される。

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的金融負債及び公正価値オプション）及び償却原価で測定される金融負債に分類される。

発行体の自己の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失は、OCIに表示され、損益計算書には認識されない。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。金融商品に係る繰延Day1損益は、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で損益計算書に計上される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券（IFRSでは売却可能カテゴリーに類似）に分類される。売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証

券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a)もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

#### (7) 金融資産の分類変更

IFRS第9号「金融商品」では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更する。

金融資産を分類変更する場合には、分類変更日から将来に向かって分類変更を適用する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

#### (8) 金融資産の減損

予想信用損失（以下「ECL」という。）は、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証並びにローン・コミットメントについて認識される。ECLはまた、リボルビング取消可能信用枠（UBSのクレジット・カード限度額及びスイスの市場で法人顧客及び商業顧客向けとして一般的なマスター信用枠を含む。）の未実行部分にも認識される。UBSでは、両者は「その他の信用枠」と呼ばれ、顧客は要求払残高を引き出すことが認められており（スイスのマスター信用枠でも、ターム商品が可能である。）、UBSはいつでも終了することができる。こうしたその他の信用枠は取消可能であるが、UBSが信用リスクの軽減措置を講じる前に、顧客は資金を引き出すことができるため、UBSは信用リスクにさらされている。

予想信用損失は、契約上のキャッシュ・フローと、実効金利で割り引いて受け取ると予想されるキャッシュ・フローとの差額を表している。予想信用損失は、以下に基づき認識される。

- 最大12ヶ月のECLは、当初の認識時から認識する必要がある。当該ECLは、報告日後12ヶ月（予想残存期間が12ヶ月に満たない場合はこれより短い期間）以内にデフォルトが発生した場合に生じる残存期間の資金不足部分を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ1の金融商品と呼ばれる。

- 金融商品の当初の認識後に信用リスクの著しい増加（「以下「SICR」という。）が認められる場合には、残存期間にわたるECLの認識が要求される。当該ECLは、金融商品の予想残存期間にわたって起こり得る全てのデフォルト事由から生じる残存期間の資金不足を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ2の金融商品と呼ばれる。SICRが観察されなくなった場合は、当該金融商品はステージ1に戻る。

- 信用減損金融商品については、残存期間にわたるECLが常に認識され、ステージ3の金融商品と呼ばれる。IFRS第9号の下で金融商品が信用減損しているか否かの判定は、1つまたは複数の損失事象の発生に基づいて行われる。信用減損エクスポージャーには、損失が発生していないポジションや引当金が認識されていないポジションが含まれることがあるが、これは例えば、当該ポジションが担保により全額回収可能であると予想されるためである。

- 購入した又は組成した信用損失金融商品については、当初の認識以降の残存期間にわたるECLの変動も認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の



減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

#### (9) 金融資産の認識の中止

IFRS第9号「金融商品」に基づき、UBS AGは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは通常、売却により譲渡され、その結果、購入者が当該資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却もしくは担保に差し入れる無条件の能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分にさらされる場合、貸借対照表において金融資産又は金融資産の一部の認識を中止する。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとし、譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### (10) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、適格なデリバティブ及びデリバティブ以外の金融商品は、（ ）認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ（以下「公正価値ヘッジ」という。）、（ ）認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）、又は（ ）在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（以下「純投資のヘッジ」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され（そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。）、非有効部分及び/又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。

またIFRS第9号には、適用が任意のヘッジ会計の修正モデルが含まれている。このモデルは、会計処理をリスク管理に関する実務に一層近づけるものである。本基準により認められている通り、UBS AGは、国際会計基準審議会のマクロヘッジ会計戦略に関するプロジェクトの完了を待つ間は、適用が任意であるIFRS第9号によるヘッジ会計の要求事項を適用していない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても（有効部分とともに）、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

#### (11) 金融保証、ローン・コミットメント

IFRS第9号「金融商品」に基づき、公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証又はローン・コミットメントは、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、「ECLの額」と「報告日現在で認識されている収益累計額控除後の当初認識額」のいずれか高い額で測定される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又はローン・コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

## (12) 株式報酬

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される株式報酬制度の付与者であり、当該制度を決済する義務を負う。UBS AGは、従業員に付与された報奨の公正価値を認識する。これらの報奨は通常、従業員が特定の勤務期間を完了することを条件とし、またパフォーマンス・シェアについては、特定の業績条件が満たされることを条件とする。報酬費用はトランシュごとに、権利確定見込数の見積りの基となる勤務期間にわたって認識され、実際の結果を反映するよう調整される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。

退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日または付与日より前に直ちに認識される。一定の権利確定条件以外の条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。株式決済型の報奨の場合、権利確定条件以外の条件の違反から生じる失効事由が発生しても費用の調整は行われない。

UBS AGは報奨を決済する義務を有していないため、UBSグループAG株式による報奨は、持分決済型の株式に基づく支払取引として分類される。報酬費用は、該当する場合、配当請求権や実質的に権利確定日以降に及ぶ譲渡制限、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日において調整されたUBSグループAGの資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。公正価値は付与日に決定され、再測定されない。ただし、当該条件が修正され、修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定済の報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

## (13) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号改訂「従業員給付」に基づき、確定給付年金制度については、貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動は「その他の包括利益」に直ちに計上される。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産（純額）の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算

定する。アクチュアリーによる予測単位積増方式の適用により、当該期間において期間年金費用純額が生じる。期間年金費用純額は、以下の構成要素の純額である。

- 当期勤務費用
- 確定給付債務（資産）純額に係る利息純額
- 過去勤務費用及び清算による利得又は損失

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって、当期純利益及び損失を構成する項目として費用処理される。

#### (14) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産等のIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、各報告日に減損の兆候の有無を検討している。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産又は資産グループの耐用年数の終了時点での継続的使用及び処分から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入れは認められない。

#### (15) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された処分グループの資産は、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上、売却目的保有に分類された処分グループの負債と区分して表示される。IFRSでは、包括利益計算書及び損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

#### (16) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

#### (17) 収益認識

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の中心となる原則を「約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めた上で、収益認識を以下の5つのステップに分けている。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

顧客に移転する財またはサービスに対する対価を企業が回収できる可能性が高い範囲で収益を認識する。この場合、顧客が期日に支払う能力と意思を持っているかどうかを検討しなければならない。いかなる変動対価

も、関連する不確実性が後に解消された場合に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲においてのみ、取引価格に含めるべきである。

日本においては出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間連結会計期間末において適用可能なIFRSのような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、IFRSに基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

#### (18) 金融資産及び金融負債の相殺の表示

IFRSでは、金融資産及び金融負債は、以下の要件を満たす場合、相殺表示しなければならない。

- (1) 企業は、認識した金額を相殺する法的に強制可能な権利を有している。
- (2) 企業は、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある。

通常、マスター・ネットリング契約は、債務不履行以外に相殺する法的に強制可能な権利が存在しないため、相殺表示されない場合がある。

日本では、以下の要件を満たす場合、相殺表示が認められる。

- (1) 同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務である
- (2) 相殺が法的に有効で企業が相殺する能力を有する
- (3) 企業が相殺して決済する意思を有する

さらに、企業は債務不履行以外に相殺する意図がない場合でも、マスター・ネットリング契約の相殺表示は認められる。

#### (19) リース

2019年1月1日に、UBS AGは、IAS第17号「リース」を置き換えたIFRS第16号「リース」を適用した。IFRS第16号では、リース契約の借手の場合、リース期間の開始時にリース負債及び対応する使用权（RoU）資産を認識する。リース負債は、リース期間にわたるリース料を、UBS AGの無担保借入利率（リースの計算利率は、借手は通常観察可能ではない。）で割り引いた現在価値に基づき測定される。もっとも、借手は、一定の短期リースについては、免除規定が選択可能である。

日本の会計基準においては、リース取引はオペレーティング・リースおよびファイナンス・リースに分類される。ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。

所有権移転ファイナンス・リース（リース期間の終了時にリース資産所有権が借手に移転する）については、

- 貸手の購入価額が借手にとって明らかな場合は、貸手の購入価額、または
- 貸手の購入価額が借手にとって不明な場合は、リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い金額

所有権移転外ファイナンス・リース（リース期間の終了時にリース資産所有権が借手に移転しない）については、

- 貸手の購入価額が借手にとって明らかな場合は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額のいずれか低い金額、または
- 貸手の購入価額が借手にとって不明な場合は、リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い金額

でリース資産および負債は計上される。

ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、簡便的に賃貸借処理を行うことができる。

オペレーティング・リースについては、借手はオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。

#### ・個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

##### (1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品

スイスGAAPでは、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で分類されるものは存在しない。スイスGAAPでは、負債性金融商品は通常、償却原価で測定される。証券の形態の金融資産の分類及び測定は、当該資産の性質によって決定される。満期まで保有されない負債性金融商品（売却可能）及び永続的に保有する意図のない資本性金融商品は、金融投資に分類され、（償却）原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の「経常活動からのその他の収益」に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、「非連結の子会社及びその他の持分投資」に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

##### (2) 金融負債に適用される公正価値オプション

スイスGAAPでは、公正価値オプションは、債務の主契約及び自己の資本に関連しない1つ又は複数の組込デリバティブで構成される仕組債にのみ適用することが認められる。さらに、UBSの自己の信用の変動に起因する未実現の公正価値の変動は認識されないが、実現した自己の信用はトレーディング収益純額として認識される。

日本では、公正価値オプションに関する会計基準はない。

##### (3) 予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金

スイスGAAPでは、債権は、損失事象が当初の認識後に発生し、かつ、当該損失事象が、信頼性をもって見積ることができる将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすことを客観的な証拠が示している場合に、減損しているとして貸倒引当金又は信用損失引当金が認識される（発生損失アプローチ）。UBSでは、発行体又は取引相手先の信用力が低下した結果、当初の契約条件による債権に基づく金額を、UBSが全額は回収できない場合に、債権が減損していると判断する。発生損失アプローチに基づく減損は、IFRSにおけるステージ3の信用減損債権に係るECLと一致する。「債権」とは、償却原価で計上される貸出金もしくは債権、又は償却原価で測定されるその他の負債性金融商品、償却原価もしくは時価のいずれか低い方で計上される売却可能負債性金融商品、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。貸倒引当金は、金融資産の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する信用損失引当金は、引当金として計上されている。信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金の変動は信用損失（費用）/戻入として認識されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

#### (4) のれん及び無形資産

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。さらに、これらの資産については、毎年減損テストが実施される。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

#### (5) 年金基金（確定給付制度）

UBS AGIは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（FER第16号）を適用している。スイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイスGAAP（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金が利用できる場合や、雇用主が（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から制度資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

## 第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランから円への為替相場及び米ドルから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券届出書	2019年2月1日
発行登録追補書類	2019年2月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月5日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月13日
発行登録追補書類	2019年2月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月20日
発行登録追補書類	2019年3月1日
有価証券届出書	2019年4月1日
有価証券届出書	2019年4月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月3日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月17日
訂正発行登録書	2019年4月19日
訂正発行登録書	2019年4月19日
発行登録追補書類	2019年5月14日
発行登録追補書類	2019年5月14日
発行登録追補書類	2019年5月14日
臨時報告書(2018年11月29日提出)の訂正報告書	2019年6月26日
訂正発行登録書	2019年6月26日
有価証券報告書(2018年度)	2019年6月28日
訂正発行登録書	2019年7月30日
訂正発行登録書	2019年7月30日
有価証券届出書	2019年8月1日
発行登録追補書類	2019年8月7日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年8月7日
発行登録追補書類	2019年8月9日
発行登録追補書類	2019年8月9日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年8月9日
発行登録追補書類	2019年8月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年8月20日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年8月22日
発行登録追補書類	2019年9月6日
発行登録追補書類	2019年9月13日



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2019年9月26日までに公開されている情報に基づくものである。

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

##### 1. 株式会社小松製作所

##### (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社小松製作所 東京都港区赤坂二丁目3番6号

##### (2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年4月24日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社小松製作所)	2018年10月24日	19億円	無
UBS銀行 2020年2月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社小松製作所)	2019年2月27日	16億600万円	無

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格を下回り、かつ対象株式の評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2022年5月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社小松製作所)	2019年5月29日	15億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2019年8月9日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	972,252,460	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株

## 2. 株式会社村田製作所

## (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社村田製作所 京都府長岡京市東神足一丁目10番1号

## (2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年4月24日満期 早期償還条項/他社株轉換条項付 円建社債（株式会社村田製作所）	2019年4月24日	16億1,800万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

## (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （2019年8月9日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	675,814,281	東京証券取引所市場第一部 シンガポール証券取引所	単元株式数 100株

## 3. ソフトバンクグループ株式会社

## (1) 当該会社の名称及び住所

ソフトバンクグループ株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番1号

## (2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年8月26日満期 早期償還条項/他社株轉換条項付 円建社債（ソフトバンクグループ株式会社）	2019年8月29日	16億7,900万円	無

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、いずれかまたはすべての対象株式のロックイン参照価格が対応するロックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回り、かつ、いずれかの対象株式の最終価格がその行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数のワーストパフォーマンス株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。また、本社債に適用される利率および償還時期についても、対象株式の変動により差異が生じる。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
----	-------	---------	-------

UBS銀行 2020年3月9日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソニー株式会社・ソフトバンクグループ株式会社)	2019年9月6日	3億円	無
UBS銀行 2020年3月25日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソニー株式会社・ソフトバンクグループ株式会社)	2019年9月24日	3億円	無
UBS銀行 2020年3月27日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(野村ホールディングス株式会社・ソフトバンクグループ株式会社)	2019年9月26日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2019年8月9日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,089,814,330	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンクグループ(株)における標準となる株式です。 単元株式数は、100株です。

(注)「発行済株式数」の欄には、2019年8月1日から2019年8月9日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

4. 株式会社キーエンス

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社キーエンス 大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生しており、かつ最終価格が行使価格未満であると計算代理人が決定した場合、満期償還額は最終価格に基づいて決定され、また、発行登録追補書類「第一部 証券情報 第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (a) 早期償還」記載の条件に従い、早期償還判定日において、早期償還参照価格が早期償還判定価格と等しいかそれを上回る場合、本社債は早期償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年2月28日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債(株式会社キーエンス)	2019年8月27日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2019年8月2日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	121,603,842	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

## 5. ソニー株式会社

### (1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号

### (2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、いずれかまたはすべての対象株式のロックイン参照価格が対応するロックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回り、かつ、いずれかの対象株式の最終価格がその行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数のワーストパフォーマンス株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。また、本社債に適用される利率および償還時期についても、対象株式の変動により差異が生じる。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年3月9日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社・ソフトバンクグループ株式会社）	2019年9月6日	3億円	無
UBS銀行 2020年3月25日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社・ソフトバンクグループ株式会社）	2019年9月24日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2019年8月5日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,271,743,740	東京・ニューヨーク 両証券取引所	単元株式数は100株

- (注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。
- 2 発行済株式数には、2019年8月に新株予約権の行使（130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む）により発行された株式数は含まれていません。
- 3 取締役会決議による委任にもとづく2019年7月1日付の代表執行役決定により、譲渡制限付株式報酬として、2019年7月23日付で新株式を168,900株発行しています。

## 6. 野村ホールディングス株式会社

### (1) 当該会社の名称及び住所

野村ホールディングス株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### (2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、いずれかまたはすべての対象株式のロックイン参照価格が対応するロックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回り、かつ、いずれかの対象株式の最終価格がその行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数のワーストパフォーマンス株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。また、本社債に適用される利率および償還時期についても、対象株式の変動により差異が生じる。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
----	-------	---------	-------

UBS銀行 2020年3月27日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（野村ホールディングス株式 会社・ソフトバンクグループ株式会社）	2019年9月26日	3億円	無
----------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	-----	---

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2019年8月14日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,493,562,601	東京証券取引所（注2） 名古屋証券取引所（注2） シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株

(注) 1 2019年8月14日現在の発行済株式数には、2019年8月1日から2019年8月14日までの間に  
新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第151期 第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）  
2019年8月9日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書  
該当事項なし

ハ．訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

2．株式会社村田製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第84期 第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）  
2019年8月9日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書  
該当事項なし

ハ．訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
-----	-------

株式会社村田製作所 本店	京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
株式会社村田製作所 東京支社	東京都渋谷区渋谷三丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 3. ソフトバンクグループ株式会社

#### (1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第40期 第1四半期 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)  
2019年8月9日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

#### (2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
ソフトバンクグループ株式会社 本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 4. 株式会社キーエンス

#### (1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第51期 第1四半期 (自 2019年3月21日 至 2019年6月20日)  
2019年8月2日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

#### (2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社キーエンス 本店	大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 5. ソニー株式会社

#### (1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第103期 第1四半期 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)  
2019年8月5日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

#### (2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南1丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. 野村ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第116期 第1四半期 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)  
2019年8月14日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
野村ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

### 第3【指数等の情報】

#### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

##### (1) 理由

##### 1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

- UBS銀行2019年12月27日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
- UBS銀行2020年2月28日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
- UBS銀行2020年10月26日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
- ユービーエス・エイ・ジー 2020年12月16日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動円建社債 (愛称: パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1712)
- UBS銀行2021年2月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債 (ノックイン65)
- UBS銀行2021年2月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債 (ノックイン60)
- UBS銀行2021年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- UBS銀行2021年12月17日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債 (ノックイン65)
- UBS銀行2021年12月17日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債 (ノックイン60)
- UBS銀行2022年3月15日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- UBS銀行2022年5月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債 (ノックイン65)
- UBS銀行2022年8月18日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照円建社債 (ノックイン65)
- UBS銀行2023年8月25日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)
- UBS銀行2023年11月28日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)
- UBS銀行2024年5月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債 (ノックイン60)
- UBS銀行2024年8月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債 (ノックイン60)

- ##### 2. 上記各社債の変動利率(もしあれば)、満期償還額及び早期償還の有無は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額(額面金額×(株価指数終値÷基準株価指数))の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、ユーロ・ストック50指数及びS&P500の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

##### (2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストック50指数は、ユーロ・ストック・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の11カ国(オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン)の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストック・トータル・マーケット・インデックス(TMI)の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストック・トータル・マーケット・インデックス(TMI)は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストック50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストック50指数には3つのタイプ(価格、総売上及び純利益)があり、それぞれ5種類の通貨(ユーロ、



米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円)で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会(スタンダード・プアーズの経済専門家及び株価アナリストによるチーム)により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

## 2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当半期中の日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の最高・最低値を示したものである。

### 日経225指数(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	最高	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62
	最低	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74

当半期中の月別 最高・最低値		2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
	最高	20,773.56	21,556.51	21,822.04	22,307.58	21,923.72	21,462.86
	最低	19,561.96	20,333.17	20,977.11	21,505.31	20,601.19	20,408.54

2019年9月20日現在、日経225指数の終値は、22,079.09円であった。

### ユーロ・ストックス50指数(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	最高	3,314.80	3,828.78	3,290.52	3,697.40	3,672.29
	最低	2,874.65	3,007.91	2,680.35	3,230.68	2,937.36

当半期中の月別 最高・最低値		2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
	最高	3,163.24	3,298.26	3,409.00	3,514.62	3,514.62	3,473.69
	最低	2,954.66	3,135.62	3,283.60	3,385.38	3,280.43	3,300.22

2019年9月20日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,571.39ポイントであった。

### S&P500(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	最高	2,090.57	2,130.82	2,271.72	2,690.16	2,930.75
	最低	1,741.89	1,867.61	1,829.08	2,257.83	2,351.10

当半期中の月別 最高・最低値		2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
	最 高	2,704.10	2,796.11	2,854.88	2,945.83	2,945.64	2,954.18
	最 低	2,447.89	2,706.05	2,743.07	2,867.19	2,752.06	2,744.45

2019年9月20日現在、S&P500の終値は、2,992.07ポイントであった。